

平成26年版

# 古賀市環境報告書

(平成25年度に講じた施策と環境の状況及び10年間の総括)

福岡県古賀市

平成26年9月

## はじめに

古賀市では、平成 16 年 3 月に「古賀市環境基本計画」の策定、平成 16 年 10 月には「古賀市環境基本条例」の制定を行い、まちづくりのあらゆる場面で環境保全・環境配慮の視点を取り入れ、市民、民間団体、事業者、行政が共働して環境を重視したまちづくりに取り組むことをめざして参りました。

平成 25 年度においても、多くの市民や民間団体、事業者のみなさんの協力のもとに施策を展開することができました。

この報告書は、古賀市環境基本条例第 11 条の規定に基づき、平成 25 年度に市が講じた施策の実施状況及び環境の状況についてまとめたものです。また、今年度の環境報告書においては、第 1 次古賀市環境基本計画の最終年度であることから、平成 16 年度から平成 25 年度の 10 年間の取組の総括も掲載しております。

平成 26 年度以降、古賀市では、市民一人ひとりが積極的に環境へ働きかけることで、良好な環境を創り出すだけでなく、その過程で充実感や安らぎを実感でき、人と自然が共生し持続的に発展することができる「環のまち」をめざします。今後は、平成 25 年度に策定した「第 2 次古賀市環境基本計画」に基づき、市内の豊かな自然環境を将来の世代へ継承し、市民・事業者・行政などの共働による持続可能なまちづくりを推進していきたいと考えております。

最後になりましたが、今後とも古賀市の環境行政の推進に関して御理解・御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

### － 報告書の利用にあたって －

- 報告書の数値等は、平成 25 年度末現在のものを使用しています。
- 報告書の数値等で最新のものが必要な場合は環境課までお問い合わせください。

## 目 次

### 第1部 平成25年度に講じた環境の保全及び創造に関する主な施策及び10年間の総括

<b>1</b>	<b>環境基本計画における市が行う施策と事業及び10年間の総括</b>	2
<b>2</b>	<b>平成25年度 新規事業</b>	30
1	新規事業一覧	30
2	主な新規事業	31
	（1）使用済小型家電機器等の再資源化事業	31
	（2）古賀市「グリーンカーテンの匠」事業	32
<b>3</b>	<b>施策の総合的かつ計画的な推進のための施策</b>	34
1	古賀市環境審議会	34
<b>4</b>	<b>古賀市職員の環境配慮行動の実践</b>	35
1	古賀市環境保全実行計画の推進	35
	（1）エネルギー使用量の削減	35
	（2）グリーン購入の推進	36

### 第2部 環境の状況

<b>1</b>	<b>市の概況</b>	38
1	沿革	38
2	地勢	38
3	気象	39
4	人口	40
	（1）総人口・世帯数	40
	（2）人口動態	41
5	産業	42
	（1）産業構造	42
	（2）工業	45
	（3）商業	46
	（4）農業	47
6	土地利用	50

(1) 土地利用状況 .....	50
(2) 土地利用計画 .....	52
7 公共交通 .....	52
<b>2 自然環境 .....</b>	<b>53</b>
1 自然環境に関する法指定 .....	53
2 地形・地質 .....	54
3 植生 .....	54
4 植物 .....	55
5 動物 .....	55
(1) 哺乳類 .....	55
(2) 鳥類 .....	56
(3) は虫類・両生類 .....	56
(4) 昆虫類 .....	57
(5) 陸産貝類 .....	57
(6) 魚類 .....	57
(7) 汽水・淡水産動物 .....	58
<b>3 大気環境 .....</b>	<b>59</b>
1 大気汚染関係 .....	59
2 騒音・振動 .....	62
(1) 自動車騒音常時監視 .....	62
(2) 特定施設等の状況 .....	63
<b>4 水環境 .....</b>	<b>67</b>
1 河川水質 .....	67
(1) 環境基準点の水質 .....	67
(2) 市内河川水質調査 .....	69
2 海水域水質 .....	80
3 地下水水質 .....	84
(1) 福岡県地下水概況調査 .....	84

（2）井戸水水質調査（快適環境監視事業）	85
4 特定施設	86
<b>5 土壤環境</b>	<b>87</b>
1 土壤汚染	88
<b>6 有害化学物質</b>	<b>88</b>
1 ダイオキシン類	88
2 P R T R（化学物質排出移動量届出制度）	90
<b>7 廃棄物及びリサイクル</b>	<b>92</b>
1 廃棄物の適正な処理	92
（1）家庭系ごみの処理	92
（2）粗大ごみの処理（家庭系ごみ）	92
（3）事業系ごみの処理	92
（4）し尿及び浄化槽汚泥	92
2 ごみ処理	93
3 し尿処理	100
4 リサイクル	101
（1）リサイクル	101
（2）分別収集	102
① 地域での取組	102
② 市での取組	102
（3）資源回収ボックスの設置	104
（4）古紙類等集団回収奨励金制度	105
（5）古紙類等拠点回収	106
（6）生ごみ処理機器購入補助制度	106
5 不法投棄	107
（1）不法投棄パトロール	107
<b>8 上下水道</b>	<b>108</b>
1 上水道	108

2 下水道 .....	109
(1) 公共下水道の整備 .....	109
(2) 農業集落排水の整備 .....	111
(3) 合併処理浄化槽の設置補助 .....	111
<b>9 公園・緑地.....</b>	<b>112</b>
1 公園 .....	112
2 花いっぱい運動 .....	112
3 10万本ふるさとの森づくり .....	113

**資 料 編**

<b>1 環境に関する基準.....</b>	<b>116</b>
1 環境基準 .....	116
(1) 大気汚染に係る環境基準 .....	116
(2) 水質汚濁に係る環境基準 .....	116
(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 .....	117
(4) 土壤汚染に係る環境基準 .....	117
(5) 騒音に係る環境基準 .....	119
(6) ダイオキシン類に係る環境基準 .....	119
2 その他の基準 .....	120
(1) 騒音規制法に基づく規制基準 .....	120
(2) 振動規制法に基づく規制基準 .....	121
(3) 水浴場水質基準 .....	121
(4) レッドデータカテゴリー .....	122
(5) 植生自然度 .....	124
<b>2 用語解説 .....</b>	<b>125</b>
<b>3 古賀市環境基本条例.....</b>	<b>132</b>

## 図 表 目 次

図 1 環境基本条例の構成	34
図 2 古賀市の位置	38
図 3 平均気温及び月間降水量（平成 24 年度）	39
図 4 総人口・世帯数の推移	40
図 5 人口動態の推移	41
図 6 経済活動別市内総生産（平成 22 年度）	42
図 7 工業事業所数等の推移	45
図 8 事業所数・従業者数・年間商品販売額・売場面積の推移	46
図 9 年齢別農業従事者数の推移	48
図 10 農業生産額の推移	49
図 11 土地利用状況の推移	50
図 12 農地転用面積の推移	51
図 13 自然環境関連法指定状況図	53
図 14 植生図	54
図 15 一般大気測定局における測定結果（二酸化硫黄）	59
図 16 一般大気測定局における測定結果（二酸化窒素）	61
図 17 騒音規制区域図	65
図 18 振動規制区域図	66
図 19 環境基準点における水質調査結果（BOD）	67
図 20 福岡県河川水質調査地点位置図	68
図 21 市内河川水質調査結果（BOD）一大根川一	71
図 22 市内河川水質調査結果（BOD）一中川一	72
図 23 河川水質調査地点位置図	72
図 24 海水域水質調査結果（COD）	80
図 25 海水域水質調査地点位置図	81
図 26 ごみ処理フロー図	94
図 27 ごみ排出量の推移	95
図 28 ごみ処理の状況	96
図 29 ごみ処理量の推移	97
図 30 ごみ処理経費の推移	98

図 31 し尿処理の状況	100
図 32 リサイクル率の推移	101
図 33 分別収集回収量の推移	103
図 34 資源回収ボックス回収量の推移	104
図 35 集団回収量の推移	105
図 36 回収量の推移	107
図 37 上水道給水量等の推移	108
図 38 公共下水道整備状況	110
表 1 新規事業一覧	30
表 2 使用済小型家電機器等の回収場所	31
表 3 古賀市「グリーンカーテンの匠」事業 平成 25 年度の主な取組	32
表 4 環境審議会の開催状況（平成 25 年度）	34
表 5 近年の古賀市の公共施設におけるエネルギー使用量	35
表 6 古賀市の公共施設における二酸化炭素排出量の基準年との比較	35
表 7 グリーン購入の適合物品の調達率の推移	36
表 8 気温の推移	39
表 9 降水量の推移	39
表 10 総人口・世帯数の推移	40
表 11 人口動態の推移	41
表 12 経済活動別市内総生産	42
表 13 市内総生産及び市民所得の推移	43
表 14 産業（大分類）別 15 歳以上就業者数 (H17, H22)	44
表 15 工業事業所数等の推移	45
表 16 商業事業所数等の推移	46
表 17 農家数、農業就業人口、経営耕地面積の推移	47
表 18 年齢別農業従事者数の推移	47
表 19 農業生産額の推移	49
表 20 土地利用状況の推移	50
表 21 農地転用面積の推移	51
表 22 鉄道各駅の 1 日平均乗降客数	52
表 23 古賀市内で確認された希少種（植物）	55

表 24 古賀市内で確認された希少種（哺乳類）	55
表 25 古賀市内で確認された希少種（鳥類）	56
表 26 古賀市内で確認された希少種（は虫類）	56
表 27 古賀市内で確認された希少種（両生類）	56
表 28 古賀市内で確認された希少種（昆虫類）	57
表 29 古賀市内で確認された希少種（陸産貝類）	57
表 30 古賀市内で確認された希少種（魚類）	57
表 31 古賀市内で確認された希少種（汽水・淡水産動物）	58
表 32 一般大気測定局における測定結果（二酸化硫黄）	59
表 33 一般大気測定局における測定結果（微小粒子状物質（PM2.5））	60
表 34 微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起について	60
表 35 一般大気測定局における測定結果（光化学オキシダント）	60
表 36 光化学オキシダント注意報発令基準・対応	60
表 37 一般大気測定局における測定結果（二酸化窒素）	61
表 38 大気汚染防止法該当施設（古賀市内）	61
表 39 古賀市内常時監視対象路線	62
表 40 騒音に係る特定施設の届出状況（平成 25 年度末現在）	63
表 41 振動に係る特定施設の届出状況（平成 25 年度末現在）	63
表 42 騒音に係る特定施設設置届出状況	64
表 43 振動に係る特定施設設置届出状況	64
表 44 特定建設作業実施届出状況	64
表 45 特定工場に係る騒音の規制基準	65
表 46 特定建設作業に係る騒音の規制基準	65
表 47 特定工場に係る振動の規制基準	66
表 48 特定建設作業に係る振動の規制基準	66
表 49 環境基準点における水質調査結果（BOD）	67
表 50 河川水質調査結果の環境基準適合状況（平成 25 年度）	69
表 51 河川水質調査結果（平成 25 年度）	70
表 52 市内河川水質調査結果（BOD）一大根川一	71
表 53 市内河川水質調査結果（BOD）一中川一	72
表 54 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（高速ガード下）	73
表 55 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（太郎丸橋）	74

表 56 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（するめだ橋）	75
表 57 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（樋門田橋）	76
表 58 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（高柳橋）	77
表 59 内河川水質調査 調査地点別調査結果（中川橋）	78
表 60 市内河川水質調査 調査地点別調査結果（松原橋）	79
表 61 海水域水質調査結果（C O D）	80
表 62 海水域水質調査結果（平成 24 年度）	81
表 63 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（水再生センター裏（旧終末処理場））	82
表 64 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（古賀西小学校裏）	82
表 65 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（花見海岸）	83
表 66 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（北花見海岸）	83
表 67 地下水概況調査結果（福岡県実施）	84
表 68 水質汚濁防止法該当施設設置事業所（古賀市内）	86
表 69 ダイオキシン類調査結果（福岡県実施）	88
表 70 ダイオキシン対策特別措置法該当施設（古賀市内）	89
表 71 P R T R 集計結果（平成 23 年度分物質別）	90
表 72 P R T R 集計結果（平成 23 年度分業種別・排出等先別）	91
表 73 ごみ排出量（平成 25 年度）	93
表 74 ごみ排出量の推移	95
表 75 ごみ処理の状況	96
表 76 ごみ処理量の推移	97
表 77 ごみ処理経費の推移	98
表 78 ごみ袋等販売枚数の推移	99
表 79 環境美化行動の日実施状況	99
表 80 ラブアースクリーンアップ実施状況	99
表 81 し尿処理の状況	100
表 82 リサイクル率の推移	101
表 83 分別収集回収量の推移	102
表 84 資源回収ボックス回収量の推移	104
表 85 集団回収量の推移（奨励金交付分）	105
表 86 古紙類等（拠点回収）回収量（平成 25 年度）	106
表 87 生ごみ処理機器補助数	106

表 88 不法投棄パトロールや通報等により発見された不法投棄件数 .....	107
表 89 上水道給水量等の推移 .....	108
表 90 公共下水道普及状況（平成 24 年度） .....	109
表 91 公共下水道整備状況 .....	110
表 92 農業集落排水普及状況（平成 25 年度末） .....	111
表 93 合併処理浄化槽の設置状況（平成 25 年度） .....	111
表 94 公園整備状況 .....	112
表 95 花いっぱい運動実施団体数 .....	112
表 96 古賀市 10 万本ふるさとの森づくり事業参加状況と実績 .....	113

第1部 平成25年度に講じた環境の保全及び創造に関する主な施策及び10年間の総括

## 1 環境基本計画における市が行う施策と事業及び10年間の総括

古賀市環境基本計画（平成16年3月策定）の進捗状況については、毎年度、進行管理を行い、その評価を行っています。ここでは、古賀市環境基本計画第4章「行政が行う施策・事業」の平成25年度における実施状況について取りまとめています。

また、平成25年度は第1次古賀市環境基本計画の最終年度であることから、10年間の総括として取りまとめを行っています。

基本目標	環境要素・施策体系
1 《循環》	(1) 大気環境の保全 (2) 水環境の保全 (3) 土壌・地盤環境の保全 (4) 省資源・リサイクル、廃棄物対策 (5) 省エネルギー対策
2 《共生》	(1) 優れた自然、身近な自然の保全 (2) 生物とふれあう場の確保、創造 (3) 水辺の保全、創出
3 《調和》	(1) まちのみどりの保全、創造 (2) 都市景観の創出 (3) 歴史的・文化的環境の保全・活用
4 《参加》	(1) 環境教育・学習の推進 (2) 市民・民間団体の活動促進 (3) 環境情報の整備と提供

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括							
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P	
1	(1) 大気環境の保全													
	a 総合的大気汚染状況の把握													
		1	市内主要幹線道路の大気汚染、騒音、振動、自動車交通量等の実態調査	環境課	自動車騒音常時監視 調査箇所：一般国道3号線、一般県道町川原福岡線	住宅等の戸数の内、95.9%で昼夜とも環境基準を達成	○	—	H24年4月～H26年3月	福岡県からの権限移譲によりH24年度より自動車騒音常時監視を実施した。	今後も5年間のローテーションで計画的な測定を実施していく。	P61		
		2	一般環境大気測定及び自動車排出ガス測定、簡易測定器の活用などによる監視網の形成	環境課	—	—	—	○	—	—	古賀市独自での監視網の形成には至らなかつたが、古賀市近隣の測定局の情報収集に努めた。	今後は古賀市近隣の測定局の情報収集を行い、適切な対応を行っていく。		
		3	有害大気汚染物質の汚染状況把握調査	環境課	光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)において測定局のデータ収集を行っている	—	○	—	H25年4月～H26年3月	光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)において測定局のデータ収集を行った。	有害大気汚染物質においては健康被害が伴う可能性もあることから、引き続き観測データの把握、市民への注意喚起等、適切な対応を行っていく。			
		4	酸性雨、アスベスト、有害化学物質、ダイオキシン類等の実態調査	環境課	—	H16年度・H17年度・H21年度・H23年度に市内1箇所の大気中のダイオキシン類調査を県に要望し調査実施 県による調査の結果、環境基準を超過した地点なし	○	—	H16年 H17年 H21年 H23年	H16年度・H17年度・H21年度・H23年度に市内1箇所の大気中のダイオキシン類調査を県に要望し調査を実施した。	今後も必要に応じて福岡県と連携し適宜対策を行っていく。	P86 — P90		
	b 工場、事業場等における大気汚染対策													
		5	工場・事業場への大気汚染防止の指導	環境課	—	大気汚染を発生させるおそれのある工場・事業場の施設設置時に関係機関と連携し指導を実施 ※H25年度は新規設置なし	○	—	H16年4月～H26年3月	指導体制を整えていたが、指導対象は無かった。	今後も必要に応じて指導を行っていく。			
		6	大気汚染発生源に対する監視・指導	環境課	大気汚染を発生させるおそれのある既存施設に対して必要に応じ、関係機関と連携し指導を実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	大気汚染を発生させるおそれのある既存施設に対して必要に応じ、関係機関と連携し指導を実施した。	今後も必要に応じて県と連携し、監視・指導を行っていく。			
		7	事業者による有害化学物質自主管理を促進するための指針の策定	環境課	—	—	—	○	—	—	検討したが実施しなかった。PRTR(化学物質排出移動量届出制度)において有害性のある物質の排出状況の把握を行った。	指針の策定は実施を予定していないが、PRTR(化学物質排出移動量届出制度)において状況把握を引き続き行っていく。		
		8	ばい煙の発生施設から排出される汚染物質や排出量の把握	環境課	—	H16年度・H17年度・H21年度・H23年度に市内1箇所の大気中のダイオキシン類調査を県に要望し調査実施 県による調査の結果、環境基準を超過した地点なし	○	—	H16年 H17年 H21年 H23年	H16年度・H17年度・H21年度・H23年度に市内1箇所の大気中のダイオキシン類調査を県に要望し調査をの実施を行い、汚染物質や排出量の把握を行った。	今後も必要に応じて福岡県と連携し適宜対策を行っていく。	P87 — P90		
	c 騒音・振動対策													
		9	生活騒音、道路騒音・振動等の調査の定期的な実施	環境課	自動車騒音常時監視 調査箇所：一般国道3号線、一般県道町川原福岡線	住宅等の戸数の内、95.9%で昼夜とも環境基準を達成	○	—	H24年4月～H26年3月	福岡県からの権限移譲によりH24年度より調査を実施した。	今後も5年間のローテーションで計画的な測定を実施していく。	P61		
		10	騒音規制法、振動規制法、県条例に基づく工場・事業場への規制指導の実施	環境課	特定工場設置届の受理審査、監視・指導等を実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	書類審査等を適宜実施し、不適切と思われるものについては指導を行った。	今後も継続して実施していく。	P62 — P65		
		11	自動車騒音低減のための透水性舗装の実施	建設課	—	必要に応じて透水性舗装工事を実施した H24年度実績分 ・花見33号線 L=54m A=190m <sup>2</sup>	○	—	H16年4月～H25年3月	自動車騒音低減のための透水性舗装工事を実施する予定であったことから、透水性舗装工事を実施し騒音低減を図った。	透水性舗装は一般的の舗装と比べ空隙が多い分もろいため、次期計画では、市が取り組む具体的な施策から外す。			

平成25年度における実施状況								平成16年から平成25年度の10年間における総括					
基本目標	施策体系	策定の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
			12	騒音・振動の著しい沿道等への緑地帯の確保	建設課	—	—	—	○	—	騒音・振動対策としての緑地帯設置は費用対効果が望めない。	騒音・振動対策としての緑地帯設置は今後実施しない。	
			13	騒音規制法、振動規制法の対象となる建設作業騒音・振動への規制指導の実施	環境課	特定建設作業実施届の受理審査、規制・指導等を実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	書類審査等を適宜実施し、不適切と思われるものについては指導を行った。	今後も継続して実施していく。	P62～P65
			14	適切な音情報の提供のあり方にについて検討	環境課	—	—	—	○	—	実施を検討したが他の施策を優先させたため、実施しなかった。	次期計画では実施予定なし。	
			15	地域の特性をふまえた、心地よい「音」を素材にしたイベントや事業化の検討	経営企画課	—	—	—	○	—	「音」を素材にしたイベントや事業化について実施を検討したが、見送った。	次期計画では実施予定なし。	
	d 悪臭対策												
			16	工場・事業場の悪臭に関する定期的な調査の実施	環境課	—	—	—	○	—	工場・事業場の悪臭に関する定期的な調査の実施は行っていない。必要に応じ指導を実施した(No.17)	今後は、悪臭防止法に基づき、必要に応じ指導を実施を行っていく。	
			17	悪臭防止法や県条例に基づく工場・事業場への規制指導の実施	環境課	—	悪臭防止法に基づき、必要に応じ指導を実施(H24年度、県から市に権限委譲)	○	—	H24年4月～H26年3月	福岡県からの権限移譲によりH24年度より悪臭防止法に基づき、必要に応じ指導を実施している。	今後は、悪臭防止法に基づき、必要に応じ指導を行っていく。	
			18	悪臭物質の排出実態調査	環境課	—	—	—	○	—	権限移譲によりH24年度から実施の可能性はあったが、今期の計画期間では実施していない。	今後も必要に応じて実施していく。	
			19	し尿中継施設及び焼却施設の臭気除去のため、脱臭装置を運転管理	環境課	し尿中継施設内の脱臭設備の運転管理を実施※現在、焼却施設は運転していない。	—	○	—	H16年4月～H26年3月	し尿中継施設内の脱臭設備の運転管理を実施した。	今後も継続して運転管理を行っていく。	
			20	し尿収集車及び浄化槽清掃車両の脱臭装置の維持管理の指導	環境課	し尿収集運搬の許可業者に随時し尿収集車の維持管理について指導実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	し尿収集運搬の許可業者に随時し尿収集車の維持管理について指導実施した。	今後も必要に応じて指導等を行っていく。	
					下水道課	浄化槽収集運搬の許可業者に随時、浄化槽清掃車両の維持管理について指導を実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	浄化槽清掃業の許可申請時に書類審査・現地調査を実施した。	今後も継続して許可申請時に書類検査・現地調査を行っていく。	
1	(2)	水環境の保全											
	a	総合的な水質汚濁状況の把握											
			21	河川水質、地下水汚染等の実態調査	環境課	市内2級河川の定点7箇所における水質を4回/年調査の実施※BODは昨年度に続き、全地点で基準値を達成	—	○	—	H16年4月～H26年3月	市内2級河川の定点7箇所において水質調査を実施した。H24年度以降、BODは全地点で基準値を達成している。	今後も河川水質調査を実施し、水質状況の把握に努めていく。	P66～P78
					環境課	地下水の水質把握のため家庭用飲用井戸の水質調査を実施簡易12項目の水質調査：49箇所	—	○	—	H16年4月～H26年3月	家庭用飲用井戸の水質調査を定期的に実施し、基準値を達成している。	今後も水質調査を実施し、水質状況の把握に努めていく。	P83～P84
			22	総合的な水質評価の一助とするため指標生物調査	環境課	—	—	—	○	—	検討したが他の施策を優先させたため、実施しなかった。	古賀市に存在する重要な生物や植生の確認を行うため、定期的な調査を実施予定。	

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括							
基本目標	施策体系	施策の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P	
			23	有害化学物質、ダイオキシン類等の実態調査（再掲）（※No. 4と同じ）	環境課	—	H16年度・H17年度・H21年度・H23年度に市内1箇所の大気中のダイオキシン類調査を県に要望し調査実施 県による調査の結果、環境基準を超過した地点なし	○	—	H16年 H17年 H21年 H23年	H16年度・H17年度・H21年度・H23年度に市内1箇所の大気中のダイオキシン類調査を県に要望し調査を実施した。	今後も必要に応じて福岡県と連携し適宜対策を行っていく。	P87 — P90	
	b	家庭などにおける生活排水対策												
		24	家庭からの生活排水による負荷の削減に向けた市民への普及啓発活動	環境課	—	—	—	—	○	—	実施を検討したが他の事業を優先させたため、実施しなかった。	必要に応じて検討を行うが、次期計画においては、水環境の保全のため、定期的な水質調査の実施を行っていく。		
				下水道課	—	公共下水道及び農業集落排水の整備工事説明会において配布資料等で負荷の削減の啓発を実施	○	—		H16年4月 ～ H26年3月	従前より、公共下水道・農業集落排水事業の管渠工事説明会時に配布資料等で事業の概要や水洗化の啓発を実施した。	今後も継続して、公共下水道及び農業集落排水の整備工事説明会において配布資料等で水洗化の啓発を実施していく予定。		
		25	合併処理浄化槽設置・維持管理に対する補助	下水道課	①公共下水道の事業認可区域外並び、農業集落排水事業採択区域外の地域、 ②公共下水道の事業認可区域並び、農業集落、排水事業採択区域のうち、認可・採択区域となる年度当初から起算して3年以内の地域での合併処理槽設置者に対し、補助金交付要綱に従い、補助金を交付。	—	—	○	—	H16年4月 ～ H26年3月	対象地域における合併処理槽設置者に対し、補助金を交付し、合併処理槽の設置を促した。	今後も継続して、対象地域における合併処理槽設置者に対し、計画・補助要綱に基づき補助金の交付を行っていく予定。	P110	
		26	下水道未整備地域内に対象地域を指定し、地域住民の参加と協力のもと生活排水浄化に係る市民実践活動の展開	下水道課	公共下水道・農業集落排水の整備計画区域外においては、合併処理槽設置者に対して、補助金の交付を行った。	—	—	○	—	H16年4月 ～ H26年3月	公共下水道・農業集落排水の整備計画区域外においては、合併処理槽設置者に対して、補助金の交付を行った。	今後も継続して、公共下水道・農業集落排水の整備計画区域外においては、合併処理槽設置者に対して、補助金の交付を行なう予定。	P110	
				環境課	—	—	—	—	○	—	実施を検討したが他の事業を優先させたため、実施しなかった。	今後は必要に応じて実施していく。		
		27	浄化槽関係者に対し、浄化槽の設置、保守点検及び清掃等の指導の強化並びに広報・啓発	下水道課	合併処理槽設置者に対し、補助金交付申請届出時に関係団体のパンフレット配布、保守点検及び清掃の指導を実施。	—	—	○	—	H16年4月 ～ H26年3月	合併処理槽設置者に対し、補助金交付申請届出時に関係団体のパンフレット配布、保守点検及び清掃の指導を実施した。	今後も継続して、合併処理槽設置者に対し、補助金交付申請届出時に関係団体のパンフレット配布、保守点検及び清掃の指導を実施していく予定。	P110	
		28	石けん使用に関するポスター、シールの作成等	環境課	—	—	—	—	○	—	実施を検討したが、他の施策を優先させたため実施しなかった。	次期計画では実施予定なし。		
	c	工場、事業者等における水質汚濁対策												
		29	事業活動に起因する河川水質、地下水汚染等の実態調査	環境課	—	—	—	—	○	—	県での実施のため、市では状況の把握に努めた。	県と連携し情報収集に努める。		
		30	工場排水の監視・指導	環境課	県に協力し監視・指導を行った。	—	—	○	—	H16年4月 ～ H26年3月	福岡県に協力し監視・指導を行った。	今後も必要に応じて福岡県に協力していく。		
				下水道課	公共下水道に接続している事業場排水の水質検査を実施 (30箇所/年) 下水道法及び古賀市下水道条例に基づき、排水基準を超過した事業場に指導実施	—	—	○	—	H16年4月 ～ H26年3月	・公共下水道に接続している事業場排水の水質検査を実施。 ・下水道法及び古賀市下水道条例に基づき、排水基準を超過した事業場に指導を実施した。	今後も継続して、公共下水道に接続している事業場に対して、工場排水の監視・指導を行っていく予定。		

平成25年度における実施状況								平成16年から平成25年度の10年間における総括					
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
			31	法・条例に該当しない小規模施設の監視・指導	環境課	必要に応じ指導を実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	必要に応じ指導を行った。	今後も必要に応じて指導を行っていく。	
			32	化学肥料や農薬を低減した農業に取り組む農業者を「エコファーマー」として認定	農林振興課	支援により11名の農業者がエコファーマーとして認定された	H15年度より実施	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中継続して実施を行った。	今後も継続して実施していく。	
			33	事業者による有害化学物質自主管理を促進するための指針の策定（再掲）（※No.7と同じ）	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。PRTR（化学物質排出移動量届出制度）において有害性のある物質の排出状況の把握を行った。	指針の策定は実施を予定していないが、PRTR（化学物質排出移動量届出制度）において状況把握を引き続き行つていく。	
	d 河川浄化対策												
			34	河川の浄化能力についての調査、水質汚濁機構の解明	水道課	—	—	—	○	—	河川の浄化能力についての調査は実施しなかった。	次期計画では実施予定なし。定期的な水質調査を実施していく。	
			35	下水の高度処理施設の導入、下水処理水の循環利用システムの検討	下水道課	小山田甦水センターにおいて高度処理を実施中 古賀水再生センターにおいて下水処理水を場内で一部再利用中	小山田甦水センターにおいて高度処理を導入（H16年度供用開始）	○	—	H16年4月～H26年3月	・小山田甦水センターにおいて高度処理を導入した。 ・古賀水再生センターにおいて下水処理水を場内で一部再利用中。	今後も継続して、小山田甦水センターにおける高度処理、古賀水再生センターにおける処理水の再利用を行っていく予定。	
			36	廃棄物等の堆積で流水に支障をきたしている水路を浚渫し、流水の円滑化と環境の改善、河川浄化対策	建設課	準用河川、普通河川について草刈り・浚渫等を実施	2級河川については、福岡県に浚渫工事を要望（県による草刈り等の実施）	○	—	H16年4月～H26年3月	草刈り・浚渫等を行うことで、流水の円滑化と環境の改善となった。	今後も継続して実施していく。	
					下水道課	都市下水路の草刈り・浚渫等を実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	都市下水路の草刈り・浚渫等を実施した。	今後も継続して、都市下水路における草刈り・浚渫等を行っていく予定。	
			37	河川巡視・清掃	建設課	準用河川、普通河川について洪水時、浸水時等に巡視を実施	2級河川については、福岡県が河川バトロールを実施	○	—	H16年4月～H26年3月	巡視を行うことで洪水時、浸水時の早期対応につながった。	今後も継続して実施していく。	
					水道課	水道管添架箇所について洪水時、浸水時等に巡視を実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	水道管添架箇所について洪水時、浸水時等に巡視を実施した。	今後も必要に応じて実施していく。	
1	(3)	土壤・地盤環境の保全											
	a 総合的な土壤汚染状況の把握												
			38	土壤汚染の実態調査	環境課	—	—	—	○	—	県での実施のため、市では状況の把握に努めた。	県と連携し情報収集に努める。	
			39	河川底質の汚染状況の把握のための調査	環境課	—	—	—	○	—	県での実施のため、市では状況の把握に努めた。	県と連携し情報収集に努める。	
			40	河川水質、地下水汚染等の実態調査（再掲）（※No.21と同じ）	環境課	市内2級河川の定点7箇所における水質を4回/年調査の実施 ※BODは昨年度に続き、全地点で基準値を達成	—	○	—	H16年4月～H26年3月	市内2級河川の定点7箇所において水質調査を実施した。H24年度以降、BODは全地点で基準値を達成している。	今後も河川水質調査を実施し、水質状況の把握に努めていく。	P66 - P78
					環境課	地下水の水質把握のため家庭用飲用井戸の水質調査を実施 簡易12項目の水質調査：49箇所	—	○	—	H16年4月～H26年3月	家庭用飲用井戸の水質調査を定期的に実施し、基準値を達成している。	今後も水質調査を実施し、水質状況の把握に努めていく。	P83 - P84
			41	有害化学物質、ダイオキシン類等の実態調査（再掲）（※No.4と同じ）	環境課	—	H16年度・H17年度・H21年度・H23年度に市内1箇所の大気中のダイオキシン類調査を県に要望し調査実施 県による調査の結果、環境基準を超過した地点なし	○	—	H16年H17年H21年H23年	H16年度・H17年度・H21年度・H23年度に市内1箇所の大気中のダイオキシン類調査を県に要望し調査を実施した。	今後も必要に応じて福岡県と連携し適宜対策を行っていく。	P87 - P90

平成25年度における実施状況									平成16年から平成25年度の10年間における総括					
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P	
			42	事業活動に起因する河川水質、地下水汚染等の実態調査(※No.29と同じ)	環境課	—	—	—	○	—	県での実施のため、市では状況の把握に努めた。	県と連携し情報収集に努める。		
		b	地盤沈下の現状把握											
			43	地盤沈下の現状把握	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。	次期計画では実施予定なし。		
1	(4)	省資源・リサイクル、廃棄物対策												
		a	廃棄物減量対策											
					環境課	—	「家庭生ごみの再資源化を考える会」をH24年度に開催(2回)	○	—	H18年4月～H24年5月	6年間で68回実施の活動に対し、のべ1800人を超える市民が参加し、地域循環型社会の実現に向けた地域への啓蒙活動を進めることができた。	今後も生ごみの減量化や資源化方法の普及・啓発を推進していく。		
			44	家庭や地域でできるごみの減量化や資源化方法の普及・啓発の推進	環境課	—	「使用済小型家電機器の再資源化事業」を実施(H25年10月1日～H26年3月31日)回収量:130kg	○	—	H25年10月～H26年3月	使用済小型家電機器等の再資源化を促進し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的として実施している。	今後も継続して実施していく。		
					環境課	—	H22年3月～H24年において、境課窓口において竹パウダーを販売。	○	—	H22年4月～H26年3月	計画期間中継続して実施することができ、堆肥化の普及につながった。	H25年度で窓口販売を終了する。		
		45	ごみ減量に関する啓発冊子の作成	環境課	—	H16年度にパンフレット「みんなで実践!ごみ減量!!」作成		○	—	H16年4月～H17年3月	H16年度以降、パンフレットの作成は行っていないが、HPや広報等を活用し、効果的な啓発を行うことが出来た。	全戸配布の「家庭ごみの出し方パンフレット」にごみ減量に関する啓発内容を盛込むこととする。		
		46	ごみ減量化推進のためのキャンペーン実施	環境課	まつり古賀にブース設置(エコパックの配布、ダンボールコンポスト、生ごみ処理容器の展示)食の祭典にてエコパックを配布	—		○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中、継続して実施したことにより、ごみ減量の意識が高まった。	今後も継続して実施していく。		
		47	家庭から発生するごみの排出実態調査	環境課	—	H16年度、H18年度H21年度実施済		○	—	H16年度～H21年度	実態の把握をする事ができ、施策に活かすことが出来た。	効果的な実施時期を検討しながら、排出実態調査を行うこととする。		
		48	家庭ごみの処理手数料の有料化	環境課	—	可燃ごみ:指定ごみ袋による有料収集粗大ごみ:粗大ごみシールによる有料収集(H18年1月より)		○	—	H18年4月～H26年3月	有料化について、市民に定着することが出来た。	社会状況の変化(消費税額の変更等)に伴う適正料金の検討を行う。		
		49	生ごみ処理機モニター事業等	環境課	—	H19年度に生ごみ処理機購入費補助金利用者にアンケートを実施		○	—	H19年4月～H20年3月	実態の把握をする事ができ、施策に活かすことが出来た。	今後も必要に応じて実施していく。		
		50	生ごみ堆肥化容器の購入に対する補助金の交付	環境課	電気式生ごみ処理機又は生ごみ堆肥化容器を購入した市民に補助金交付(本体購入価格の1/2以内、上限2万円まで)H25年度実績:26件(電気式:10件、堆肥化容器:14件、ダンボールコンポスト:2件)	—		○	—	H12年4月～H26年3月	計画期間中継続して実施したことにより、生ごみ堆肥化容器の普及につながった。	今後も継続して実施していく。	P105	
		51	ごみ減量推進事業所の登録制度	環境課	—	—	—	—	○	—	実施を検討したが他の事業を優先させたため、実施しなかった。	次期計画では実施予定なし。		

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
			52	事業系一般ごみの事業者自らによる再資源化の指導、多量排出事業者等に対する減量化・資源化の指導	環境課	事業系一般ごみ排出者である事業所の排出状況現地調査を実施	H20年度に事業所用可燃ごみ指定袋の使用状況実態調査を実施済	○	—	H20年4月～H21年3月	実態把握とごみの減量・資源化啓発のための効果的な調査であった。	H26年度に実施を予定している。	
					環境課	多量排出者（特定事業用建築物（延床面積3,000m <sup>2</sup> 以上）、学校（延床面積8,000m <sup>2</sup> 以上）の所有者及び処理施設への搬入量が年間36トン以上又は月平均3トン以上の事業所の事業者）に対し、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成・提出を義務付け ※H25年度提出：16件	—	○	—	H16年4月～H26年3月	多量排出事業者等への減量化・資源化の指導資料とし、有効であることから、今後の効果的な活用策を検討する必要がある。	実態把握調査と訪問指導用の資料を作成し、適切な排出・処理の指導を行う。	
			53	市内の小売店などにおいて行われる包装等の簡易化のための簡易包装推進店制度の導入	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施に至らなかった。	次期計画では実施予定なし。	
			54	簡易包装・買い物袋持参運動の推進	環境課	まつり古賀にブース設置（エコバックの配布、ダンボールコンポスト、生ごみ処理容器の展示） 食の祭典にてエコバックを配布	—	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中、継続して実施したことにより、ごみ減量の意識が高まった。	今後も継続して実施していく。	
			55	デボジット制度の実現に向けた取組の推進	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施に至らなかった。	次期計画では実施予定なし。	
			56	4R運動（リユース・リデュース・リユース・リサイクル）を推進するためのシンボルマークの募集・作成	環境課	—	—	—	○	—	4R運動の推進のためのシンボルマーク作成には至らなかった。	次期計画では実施予定なし。	
	b リサイクルの推進												
			57	市民・消費者団体等のグリーンコンシューマー運動への支援	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施に至らなかった。	次期計画では実施予定なし。	
			58	廃棄物の再利用、再生利用等に関する市の施策に協力する商店等をリサイクルエコショップに認定	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施に至らなかった。	次期計画では実施予定なし。	
			59	市民のフリーマーケット開催へ向けた支援	環境課	エコロの森（主催：古賀清掃工場）で開催するフリーマーケットに参加する市民を広報等で募集	—	○	—	H16年4月～H26年3月	市民が参画しやすい効果的な取組みであることから、今後とも積極的に情報発信することが重要である。	今後も継続して実施していく。	
			60	家庭用品などで再利用できるものの情報コーナーや不用品交換即売会、フリーマーケット等の開催による市民相互交換の場の設置	環境課	エコロの森（主催：古賀清掃工場）で開催するフリーマーケットに参加する市民を広報等で募集	—	○	—	H16年4月～H26年3月	市民が参画しやすい効果的な取組みであることから、今後とも積極的に情報発信することが重要である。	今後も継続して実施していく。	
			61	再利用可能な粗大ごみを希望する市民への無料提供	環境課	—	古賀清掃工場にて有料で提供	○	—	H16年4月～H26年3月	無料での提供は行っていないが、清掃工場で再生自転車等の即売会では、好評を得ている。	今後も継続して実施していく。	

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
			62	資源ごみの回収拠点の整備	環境課	資源回収ボックス及び古紙類回収倉庫を設置し、資源回収を実施 回収量： 資源回収ボックス：5トン 古紙類回収倉庫：199トン	資源回収ボックス（23箇所）設置済 古紙類回収倉庫（2箇所）設置済	○	—	H16年4月～H26年3月	資源化率を高めるために更に市民周知を図り、利用促進に努める必要がある。	今後も継続して実施していく。	P105
			63	資源回収団体に対する奨励金、補助	環境課	古紙類・古布を回収する地域の団体に古紙類等回収奨励金の交付 (H25年度実績：72団体、延べ702回、1,066トンの回収)	—	○	—	H16年4月～H26年3月	集団回収奨励金制度は、ごみの分別と資源化を推進する上で効果的であることから継続して取組む必要がある。	今後も継続して実施していく。	P104
			64	再生紙の利用促進や廃棄物の分別再利用などの徹底	環境課	古賀市に転入した市民に分別方法等に関するパンフレット（家庭ごみの出し方）を配布	—	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中継続して配布を行った。	今後も継続して実施していく。	
					環境課	随時回覧文書等で市民に周知	—	○	—	H16年4月～H26年3月	回覧文書等で市民に周知を行った。	今後も継続して実施していく。	
			65	容器包装リサイクルの推進	環境課	地域ごとに分別収集を実施（1回／月）	—	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中継続して実施することができた。	今後も継続して実施していく。	
					環境課	都合により地域の分別収集で出せなかつた市民の補完措置として月に3回エコロの森において分別収集を実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中継続して実施することができた。	今後も継続して実施していく。	
			66	生ごみの回収・堆肥化による減量手法の調査・研究	環境課	古賀市循環型社会研究会を設置し、廃棄物の賦存量調査を実施。	平成25年3月答申	○	—	H24年4月～H26年3月	生ごみ堆肥化について、平成21年度に調査を実施した。また、古賀市循環型社会研究会を設置し、廃棄物の賦存量調査及び廃棄物資源化のあり方の方向性を検討した。今後も調査継続していく。	今後も継続して調査・研究していく。	
			67	今後の資源化施策を検討するため、廃プラスチック、廃食用油等の新たなリサイクル技術の開発動向、コスト等を調査・研究	環境課	廃食用油の回収を環境課窓口にて実施（H25年度実績：4920回収） 廃食用油で作成した石鹼を市内小学校へ無償配布。	H22年度より廃食用油のリサイクルを試験的に実施（環境課窓口で廃食用油を回収。その廃食用油で石鹼を作成し無償で学校へ配布。）	○	—	H22年4月～H26年3月	継続的に調査研究し、今後の資源化施策につないでいくことが重要である。	今後も継続して調査・研究していく。	
			68	剪定枝のリサイクルシステム導入へ向けた調査・研究	環境課	剪定枝のリサイクルを実施（4回/年）	—	○	—	H16年4月～H26年3月	継続的に調査研究し、今後の資源化施策につないでいくことが重要である。	今後も継続して調査・研究していく。	
			69	下水処理汚泥の建設資材等への活用	下水道課	下水道処理汚泥をアスファルト舗装材、セメント原料、肥料に転換可能な処分場への搬出を実施。	—	○	—	H16年4月～H26年3月	下水道処理汚泥をアスファルト舗装材、セメント原料、肥料に転換可能な処分場への搬出を実施した。	今後も継続して下水道汚泥を建設資材等に転換可能な処分場への搬出を実施していく予定。	
			70	公共工事における再生材料の使用、工事により発生する廃棄物の再生利用	公共工事を所管する課	公共工事において再生アスファルト、再生クラッシャーラン、エコスラグ等の再生材料の使用実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	公共工事において再生アスファルト、再生クラッシャーラン、エコスラグ等の再生材料の使用を実施。	今後も必要に応じて活用していく。	
			71	残土処分量の軽減、材料費の節約を目的として工事発生土の再利用を図る	公共工事を所管する課	公共工事において、残土の一部を埋戻しに活用	—	○	—	H16年4月～H26年3月	公共工事において、残土の一部を埋戻しに活用した。	今後も必要に応じ活用していく。	
	○	一般廃棄物の適正処理対策	72	一般廃棄物処理基本計画の策定	環境課	一般廃棄物処理基本計画＝第2次古賀市ごみ処理基本計画を策定（計画期間：H26年度～H35年度）	—	○	—	H25年4月～H26年3月	第2次古賀市ごみ処理基本計画を策定することができた。	第2次ごみ処理基本計画に基づく、各種施策を実施していく。	

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	取組方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
			73	びん、缶、ペットボトルなどの容器包装廃棄物の分別収集	環境課	地域ごとに分別収集を実施（1回／月）	—	○	—	H16年4月～H26年3月	地域でのごみ減量意識の高揚につながっているとともに、コミュニティの形成にも寄与している。	今後も継続して実施していく。	P101～P102
					環境課	都合により地域の分別収集で出せなかつた市民の補完措置として月に3回エコロの森において分別収集を実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	利用者は年々増加しており、ニーズが高いことから継続する必要がある。	今後も継続して実施していく。	
			74	野焼きに対する指導の実施	環境課	野焼きについての苦情申立があった場合や、環境パトロールで野焼きを発見した場合に現地確認し、指導を実施。また、広報・行事予定表で野焼き禁止を啓発 H25年度指導：43件	—	○	—	H16年4月～H26年3月	野焼きについての苦情申立があった場合や、環境パトロールで野焼きを発見した場合に現地確認し、指導を実施。また、広報・行事予定表で野焼き禁止の啓発を行った。	今後も引き続き野焼き禁止の指導、啓発を行っていく。	
					環境課	古紙類・古布を回収する地域の団体に古紙類等回収奨励金の交付 (H25年度実績：72団体、延べ702回、1,066トンの回収)	—	○	—	H16年4月～H26年3月	古紙類・古布を回収する地域の団体への支援を継続的に行うことは重要である。	今後も継続して実施していく。	P104
			76	生ごみ共同処理の検討	環境課	—	花見団地でモデル実施(H13～14年度)維持管理上の問題から処理機を撤去。撤去した処理機を市に設置し、庁舎内で発生する生ごみを処理	○	—	H13年4月～H15年3月	花見団地でモデル実施したが、維持管理上の問題から処理機を撤去したため、生ごみ共同処理の実施には至らなかった。	次期計画では実施予定なし。	
					環境課	古紙類・古布を回収する地域の団体に古紙類等回収奨励金の交付 (H25年度実績：72団体、延べ702回、1,066トンの回収)	—	○	—	H16年4月～H26年3月	古紙類・古布を回収する地域の団体への支援を継続的に行うことは重要である。	今後も継続して実施していく。	P104
			78	多量排出事業者に対する指導の強化	環境課	多量排出者（特定事業用建築物（延床面積3,000m <sup>2</sup> 以上）、学校（延床面積8,000m <sup>2</sup> 以上）の所有者及び処理施設への搬入量が年間36トン以上又は月平均3トン以上の事業所の事業者）に対し、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成・提出を義務付け ※H25年度提出：16件	—	○	—	H16年4月～H26年3月	事業者に対する指導を強化するために実態の把握に努め、適切な指導を継続に行なう必要がある。	実態把握調査と訪問指導用の資料を作成し、適切な排出・処理の指導を行う。	
					環境課	多量排出者（特定事業用建築物（延床面積3,000m <sup>2</sup> 以上）、学校（延床面積8,000m <sup>2</sup> 以上）の所有者及び処理施設への搬入量が年間36トン以上又は月平均3トン以上の事業所の事業者）に対し、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成・提出を義務付け ※H25年度提出：16件	—	○	—	H16年4月～H26年3月	事業者に対する指導を強化するために実態の把握に努め、適切な指導を継続に行なう必要がある。	実態把握調査と訪問指導用の資料を作成し、適切な排出・処理の指導を行う。	
			79	事業者により排出されるごみの処理責任の明確化	環境課	多量排出者（特定事業用建築物（延床面積3,000m <sup>2</sup> 以上）、学校（延床面積8,000m <sup>2</sup> 以上）の所有者及び処理施設への搬入量が年間36トン以上又は月平均3トン以上の事業所の事業者）に対し、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成・提出を義務付け ※H25年度提出：16件	—	○	—	H16年4月～H26年3月	事業者に対する指導を強化するために実態の把握に努め、適切な指導を継続に行なう必要がある。	実態把握調査と訪問指導用の資料を作成し、適切な排出・処理の指導を行う。	
					環境課	事業系一般ごみ排出者である事業所に排出状況現地調査を実施	H20年度に事業所用可燃ごみ指定袋の使用状況実態調査を実施済	○	—	H20年4月～H21年3月	実態把握とごみの減量・資源化啓発のための効果的な調査であった。	H26年度、実施を予定している。	

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
			81	ごみ減量、資源化活動の効果が大きい事業所に対する表彰制度の導入	環境課	表彰制度は創設済であるが、H25年度は該当なし	H16年度に表彰制度創設済	○	—	H16年4月～H17年3月	H16年度に表彰制度を創設した。	表彰基準を明確化する必要があることから、改善見直しを検討する。	
d 産業廃棄物の適正処理対策													
			82	県が実施する産業廃棄物焼却施設から発生するダイオキシン類削減を図るために既存施設の調査への協力	環境課	県が実施するダイオキシン類調査への協力	ダイオキシン類調査（大気）実施 H16年度：1件、H17年度：1件、 H21年度：1件、H23年度：1件	○	—	H16年 H17年 H21年 H23年	県が実施するダイオキシン類調査への協力を行った。	今後も必要に応じて調査に協力していく。	P87 ～ P90
			83	県が実施する産業廃棄物の処理実態の把握、発生抑制、減量化、資源化及び適正処理の事業者等への指導への協力	環境課	県が実施するダイオキシン類調査への協力	ダイオキシン類調査（大気）実施 H16年度：1件、H17年度：1件、 H21年度：1件、H23年度：1件	○	—	H16年 H17年 H21年 H23年	県が実施するダイオキシン類調査への協力を行った。	今後も必要に応じて調査に協力していく。	P87 ～ P90
			84	県が実施する事業者等から排出される産業廃棄物の分析や、産業廃棄物の市域を越えた移動についての監視指導への協力	環境課	県が実施するダイオキシン類調査への協力	ダイオキシン類調査（大気）実施 H16年度：1件、H17年度：1件、 H21年度：1件、H23年度：1件	○	—	H16年 H17年 H21年 H23年	県が実施するダイオキシン類調査への協力を行った。	今後も必要に応じて調査に協力していく。	P87 ～ P90
e 不法投棄防止対策													
			85	不法投棄防止のための適正処理意識の啓発、警察署などとの連携による監視指導を強化	環境課	行政区に不法投棄禁止看板を配布	—	○	—	H16年4月～H26年3月	行政区に対し不法投棄禁止看板を配布した。	今後も継続して実施していく。	
					環境課	行事予定表に不法投棄防止記事等を掲載し啓発	—	○	—	H16年4月～H26年3月	行事予定表に不法投棄防止記事等を掲載し啓発を行った。	今後も継続して実施していく。	
					環境課	不法投棄多発箇所における巡回の実施、及び不法投棄禁止看板及びのぼり旗を設置	—	○	—	H16年4月～H26年3月	不法投棄多発箇所における巡回の実施、及び不法投棄禁止看板及びのぼり旗を設置した。	今後も継続して実施していく。	
			86	ポイ捨て禁止条例の制定	環境課	—	古賀市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例制定済	○	—	H5年施行 H18年改正	古賀市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の制定を行つた。	条例の運用を行っていく。	
			87	市内一斉清掃の実施	環境課	環境美化行動の日（7月28日・市民による市内全城清掃）を実施	—	○	—	毎年7月	計画期間中継続して実施した。	今後も継続して実施していく。	P98
					建設課	道路・環境美化（市民による市内道路清掃）を春・秋の2回実施 春季：トラック167台分 秋季：トラック145台分	昨年度実績分 春季：トラック163台分 秋季：トラック156台分	○	—	春季：5月～6月 秋季：10月～11月	道路・公園事業における市民の意識の向上が図れた。	今後も継続して実施していく。	P98
			88	廃棄物の不適正処理や不法投棄の多発を防止するため、巡回監視業務を強化	環境課	不法投棄パトロールを実施 パトロール回数：481回、回収量：25.6トン	—	○	—	H16年4月～H26年3月	巡回監視は、不法投棄の抑止力になることから今後とも継続した取組みが必要である。	今後も継続して実施していく。	P106
			89	マナー向上のための啓発看板・ポスターの設置、市広報の活用などによる啓発活動の推進	環境課	行政区に不法投棄禁止看板を配布	—	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中継続して実施した。	今後も継続して実施していく。	
					環境課	行事予定表に不法投棄防止記事等を掲載し啓発	—	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中の毎年年度末に継続して実施した。	今後も継続して実施していく。	

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
1	(5)	省エネルギー対策											
	a	行政の率先実行による省エネルギー対策											
		90	古賀市環境保全実行計画に基づく市職員への省エネルギー意識の啓発、配慮行動の実践	財政課	市職員による環境配慮行動の実践 【夏季の取組】 ノーネクタイ・ノーアウターの実施（5月14日～10月31日）、冷房設定28度、緑のカーテン・すだれ等の実施 【冬季の取組】 ウォームビズの推奨、暖房設定19度 【年間を通しての取組】 業務に支障のない範囲での不要な照明の撤去（消灯）の徹底、ノーアウターの実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	H16年度から取り組んでいた、冷暖房の温度設定や夏季のノーネクタイの実施、ノーアウターの設定に加え、緑のカーテンやすだれの設置等も行うなど取組を強化している。	今後も継続して実施していく。	P35	
		91	古賀市地域省エネルギービジョンに基づく取組の推進	環境課	H26年3月に古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定	—	○	—	H16年2月～H26年3月	H16年2月に古賀市地域省エネルギービジョンを策定し、H26年4月に古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に移行。	H26年3月に策定した古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、引き続き取組を推進。		
		92	グリーン購入基本方針に基づく公用車への低公害車の導入	財政課	導入したH22年度燃費基準達成車を公用車として使用している	公用車の更新の際、リースにてH22年度燃費基準達成車を20台導入。	○	—	H24年6月～H26年3月	公用車に占める低公害車の割合を計画的に向上させた。	今後も継続して実施していく。		
				環境課	グリーン購入基本方針を作成	毎年作成	○	—	H16年4月～H26年3月	毎年グリーン購入基本方針の作成を行い、グリーン購入の推進を行った。	今後も取組を進め、グリーン購入の推進を行っていく。		
		93	省エネルギー手法や新エネルギー手法を取り入れた公共施設整備	公共施設を設計・施工・管理する課	市庁舎の一部にLED電球を導入 環境課にて環境問題に対する市民の関心を高めるため、電気自動車をH24年度に導入	H21年度：市庁舎に太陽光発電設備を設置(20kw) H22年度：花鶴小学校に太陽光発電設備を設置(10kw)	○	—	H21年4月～H26年3月	市庁舎に太陽光発電設備、LED電球を導入した。また、環境課にて環境問題に対する市民の関心を高めるため、H24年度に電気自動車を導入。	今後も第2次古賀市環境基本計画に基づき実施していく。		
		94	地球温暖化防止地域推進計画の策定	環境課	H24・25年度で策定 (第2次古賀市環境基本計画に含有)	—	○	—	H24年4月～H26年3月	H26年3月に古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定。	第2次古賀市環境基本計画に含有されており、H26年度からH35年度の10年間で実施。		
	b	家庭やオフィスなどにおける省エネルギー対策											
		95	家庭における省エネルギー型ライフスタイルへの転換を図るための市民向け啓発冊子の作成	環境課	—	市庁舎に設置した太陽光発電設備のチラシを作成し、来庁者に配布	○	—	H22年7月～H23年3月	市庁舎に設置した太陽光発電設備のチラシを作成し、来庁者に配布を行った。	今後は省エネルギー対策となる事業の実施を進めていく。		
		96	省エネルギーと自然環境への影響の低減のための設備、技術を積極的に活用した「環境共生住宅」に関する普及・啓発	環境課	—	環境市民講座で太陽光発電設備相談会を開催 開催日時：H22年3月24日～26日、参加人数：延べ30名 市庁舎に設置した太陽光発電設備のチラシを作成し、来庁者に配布	○	—	H22年3月	環境市民講座で太陽光発電設備相談会を開催。	今後は第2次古賀市環境基本計画に基づき省エネルギー対策等を行っていく。		

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
			97	温暖化防止対策の具体的な市民運動として環境家計簿運動の推進	環境課	古賀市「グリーンカーテンの匠」事業にて説明を実施し、参加者へ配布した	H18年度～H21年度：エコライフデーを実施し、1日版環境家計簿(エコライフデーチェックシート)を作成し、市民に配布	○	—	H18年3月～H21年4月 H25年4月～H26年3月	エコライフデーを実施し、1日版環境家計簿(エコライフデーチェックシート)を作成し、市民に配布を行った。 古賀市「グリーンカーテンの匠」事業にて説明を実施し、参加者へ配布した。	今後は、福岡県環境家計簿やエコファミリー制度、うちエコ診断などを家庭部門における省エネルギー・省資源等に対する対策として実施していく。	
					環境課	県が作成した環境家計簿を配布。県ホームページ上で取り組める環境家計簿の周知を実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	福岡県環境家計簿を古賀市民に配布し、環境家計簿運動の推進を図った。	今後も継続して実施していく。	
			98	市民等へのソーラーシステム導入への助成の検討や自発的活動の促進	環境課	住宅用太陽光発電設置費補助制度に準ずる省エネルギー対策事業として、H24年7月より住宅用エネファーム設置費補助制度を開始(一律10万円) H25年度実績：8件 800,000円	—	○	—	H24年7月～H26年4月	省エネルギー対策事業としてエネファーム設置費補助制度を実施。 (H24年度～H25年度実績：13件)	再生可能エネルギー設備等の導入に関しては、市の特性にあったものを推進していくため、導入可能性調査の実施を検討している。	
					環境課	H22年度より住宅用太陽光発電設置費補助を開始(2.5万円/kW、上限10万円) H25年度実績：172件 16,016,000円	—	○	—	H22年7月～H26年3月	再生可能エネルギーの普及促進を図るために、住宅用太陽光発電設置費補助を実施。 (H22年度～H25年度実績：589件)	再生可能エネルギー設備等の導入に関しては、市の特性にあったものを推進していくため、導入可能性調査の実施を検討している。	
			99	家庭において省エネルギー・省資源等に実際に取り組むモデル事業を行い、その結果を今後の効果的な普及方策に活用	環境課	市民の省エネ対策と身近な環境への関心や環境負荷低減への関心を持つきっかけづくりとしてH25年度より古賀市「グリーンカーテンの匠」事業を実施 H25年度 匠認定者：6組	—	○	—	H25年4月～H26年3月	H25年度 新規ボトムアップ事業として、家庭の省エネ対策と、身近な環境へ関心を持つきっかけづくりを目的とした、古賀市「グリーンカーテンの匠」事業を実施した。	H27年度まで古賀市「グリーンカーテンの匠」事業をボトムアップにて実施予定。その後、効果的な事業を検討し実施していく。	P31～P32
			100	地球環境問題、省エネルギー、省資源の講演会やポスター、リーフレット等による広報、夏休み体験教室、市民センター等における環境保全講座の開催	環境課	H25年度は、ぐりんぐりん古賀において環境体験講座を7回実施	H24年度ぐりんぐりん古賀と共に環境講演会を実施	○	—	H24年4月～H26年3月	H25年1月26日公益財団法人 国際東アジア研究センター 理事長 末吉興一氏による環境講演会を実施。 H25年度は、ぐりんぐりん古賀において環境体験講座を7回実施。	今後も継続して、ぐりんぐりん古賀環境体験講座を実施予定。	
			101	事業所の省エネルギー対策に関する情報提供	環境課	環境窓口に事業所の省エネルギー対策に関する他団体のパンフレット等を配架	—	○	—	H16年4月～H26年3月	環境窓口に事業所の省エネルギー対策に関する他団体のパンフレット等を配架し、情報提供を行った。	今後は第2次環境基本計画に基づき、さらに取組を進めていく。	
			102	市民や事業者、行政が一体となった節電キャンペーンの実施	環境課	環境省のライトダウンキャンペーンを古賀市公式HPで周知。また、行事予定表裏面に市民向けの節電に関するチラシを掲載	—	○	—	H16年4月～H26年3月	環境省のライトダウンキャンペーンを古賀市公式HPで周知。また、行事予定表裏面に市民向けの節電に関するチラシを掲載。	今後は第2次環境基本計画に基づき、さらに取組を進めていく。	
			103	業者に対してフロンの適正な回収・処理を指導	環境課	—	H22年度で県フロン回収処理推進協議会は解散	○	—	H16年4月～H23年3月	H22年度で県フロン回収処理推進協議会は解散している。	次期計画では実施予定なし。	

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	施策の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
			104	雨水の有効利用に関する調査研究	都市計画課	—	—	—	○	—	雨水の活用については実施しなかった。	今後は必要に応じて実施していく。	
					水道課	—	—	—	○	—	雨水の活用については実施しなかった。	今後は必要に応じて実施していく。	
					下水道課	—	—	—	○	—	他施策を優先的に実施しており、雨水利用に関する調査研究については実施しなかった。	今後は費用対効果等を考慮しながら、必要に応じて実施していく。	
					環境課	—	—	—	○	—	他施策を優先的に実施しており、雨水利用に関する調査研究については実施しなかった。	今後は古賀市の特性等を考慮しながら検討を行っていく。	
			105	自動販売機の設置規制（条例化など）	環境課	—	—	—	○	—	検討したが、他の施策を優先させたため実施しなかった。	次期計画では実施予定なし。	
	○	自動車利用に係る省エネルギー対策											
			106	市内循環バスの活性化など公共交通機関の利用促進対策	経営企画課	ルート入り時刻表を作成し全戸配布	毎年5月発行	○	—	H21年5月～H26年3月	市内バスの活性化に取り組み、公共交通の利用促進を図る目的でバス時刻表の各戸配布を実施した結果、バス利用者が一時期増加したがH25年から減少傾向となっている。	さまざまな取り組みを通じ公共交通の利用を促す。	
					経営企画課	小竹系統増便及びダイヤ改正	—	○	—	H21年4月～H26年3月	市内バスの活性化に取り組み、公共交通の利用促進を図る目的でバスルート及びダイヤの変更を実施した結果、バス利用者が一時期増加したが平成25年から減少傾向となっている。	さまざまな取り組みを通じ公共交通の利用を促す。	
					環境課	—	—	—	○	—	環境課では実施に至らなかった。	環境課では次期計画での実施予定なし。	
			107	交通渋滞緩和のための計画的、体系的な道路網の整備	建設課	交通量の多い基幹道路について、拡張・整備を計画的に推進	—	○	—	H16年4月～H26年3月	計画的に基幹道路の拡張・整備を実施し交通渋滞が緩和してきた。	今後も継続して実施していく。	
			108	公用車のアイドリング・ストップ徹底、市民・事業者へのアイドリング・ストップの啓発	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。	今後は状況に応じて実施していく。	
			109	グリーン購入基本方針に基づく公用車への低公害車の導入（再掲）（※No. 92と同じ）	財政課	導入したH22年度燃費基準達成車を公用車として使用している	公用車の更新の際、リースにてH22年度燃費基準達成車を20台導入。	○	—	H24年6月～H26年3月	公用車に占める低公害車の割合を計画的に向上させた。	今後も継続して実施していく。	
					環境課	グリーン購入基本方針を作成	毎年作成	○	—	H16年4月～H26年3月	毎年グリーン購入基本方針の作成を行い、グリーン購入の推進を行った。	今後も取組を進め、グリーン購入の推進を行っていく。	
			110	市民・事業者の低公害車導入のための助成やモニター車の無料貸出など普及方策の検討	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。	次期計画では実施予定なし。	

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括							
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P	
			111	市職員が通勤に利用する自家用車の使用自粛、民間車両の使用自粛要請（ノーマイカーデーの実施）	財政課	古賀市地球温暖化防止率先行動計画に基づき、市職員が通勤に利用する自家用車の使用自粛のため、4～10月は毎月第一水曜日に、11月以降は月に1回職員任意の日にノーマイカーデーを実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	毎月第1水曜日をノーマイカーデーとして実施していたが、さらに実施率を高めるため、平成25年11月から月に1回、職員各自が任意に設定する日に変更した。	今後も継続して実施していく。		
					環境課	随時、民間車両の使用自粛（ノーマイカーデー）の取組を広報等で周知	—	○	—	H16年4月～H26年3月	随時、民間車両の使用自粛（ノーマイカーデー）の取組の周知を行った。	今後も継続して実施していく。		
			112	歩道・自転車道の整備	建設課	栗原・水上線 L=104m	バリアフリー化 千鳥27号線 L=380m 古賀駅中川線 L=430m 古賀駅五楽線 L=79m	○	—	H16年4月～H26年3月	歩道・自転車道の整備を実施予定であったことから、歩道改良工事等を実施し、歩道整備を行った。	今後も継続して実施していく。		
			113	主要駅・公共施設へのレンタサイクルの設置	建設課	—	—	—	○	—	放置自転車が毎年400～500台ある中でレンタサイクルを設置する必要性がない。	次期計画では実施予定なし。		
			114	既存の道路を自転車専用道路のモデル地区にするなど自転車の通行しやすい道づくりを推進	建設課	—	—	—	○	—	自転車専用道路にできる路線を検討したが適当な路線が見つからなかった。	今後も継続して実施していく。		
			115	パークアンドライドやカーシェアリングの試験的な実施	環境課	—	—	—	○	—	検討したが、他の施策を優先させたため実施しなかった。	今後は優先順位の高い施策から実施を行っていくため試験的な実施は見送る。		
			d	二酸化炭素吸収源の確保										
			116	大気汚染防止に効果のある樹木の選定による道路沿道の緑化	建設課	植樹帯の維持管理を適正に実施した	新設道路に植樹帯を設置済	○	—	H16年4月～H26年3月	植栽された街路樹の剪定、除草を行い、植樹帯を適正に維持管理している。	今後も継続して実施していく。		
			117	10万本の植樹運動など緑を増やす取組を促進	都市計画課	—	H23年度までに101,425本の苗木を植樹済み	○	—	H16年4月～H24年3月	グリーンパーク等に101,425本の苗木を植樹した。	グリーンパーク等の森林保全について、啓発活動等も含め、ボランティア団体等と共に継続して実施していく。	P112 - P113	
2	《共生》													
	(i) 優れた自然、身近な自然の保全													
	a	森林の保全・創出												
		118	乱開発の防止と自然環境の保全を目的とした条例の制定	農林振興課	—	H16年度に森林緑地環境保全条例を制定済	—	○	—	H16年4月～H17年3月	H16年度に森林緑地環境保全条例を制定した。	条例の運用について検討していく。		
				環境課	—	—	—	—	○	—	検討したが、他の施策を優先させたため実施しなかった。	次期計画では実施予定なし。		

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	数組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
			119	継続的な自然環境調査の実施	環境課	－	H15年度に自然環境調査を実施(公表:H16年度)	○	－	H15年4月～H16年3月	H15年度に自然環境調査を実施し、翌年公表した。	今後指標とする「古賀市生物多様性地域戦略(仮称)」策定の一環として自然環境調査を実施予定としている。	
			120	自然公園区域、保安林、鳥獣保護区等の指定見直しの要請	農林振興課	新たに保安林を指定した(薦野地区)	－	○	－	H16年4月～H26年3月	計画期間中必要に応じて実施した。	今後は必要に応じて実施していく。	
					都市計画課	－	－	－	○	－	検討したが実施しなかった。	今後は必要に応じて実施していく。	
			121	法条例に基づく環境影響評価制度などの適正な運用による開発事業における環境配慮の実施	環境課	土地対策指導要綱協議会等で開発事業者に開発事業が環境保全に十分配慮したものとなるよう要望	－	○	－	H16年4月～H26年3月	土地対策指導要綱協議会等で開発事業者に開発事業が環境保全に十分配慮したものとなるよう要望を行った。	今後は必要に応じて実施していく。	
			122	小規模な開発でも開発事業者に環境配慮を求める市独自のしくみ(環境配慮指針)の策定と運用	環境課	環境配慮指針に基づき、土地対策指導要綱協議会等で事業者に環境配慮を要望	－	○	－	H16年4月～H26年3月	土地対策指導要綱協議会等で開発事業者に開発事業が環境保全に十分配慮したものとなるよう要望を行った。	今後は必要に応じて実施していく。	
			123	事業者による企業の森づくりを支援	都市計画課	育林活動を継続して実施した	H23年度までに101,425本の苗木を植樹済み	○	－	H16年4月～H26年3月	H23年度までにグリーンパーク等に101,425本の苗木を植樹。以降、育林活動を継続実施。	グリーンパーク等の森林保全について、啓発活動等も含め、共働で継続実施。	P112 - P113
					環境課	－	－	－	○	－	検討したが実施しなかった。	環境課では次期計画での実施予定なし。	
			124	川の源流域に森林を取得し、水源かん養機能の高い広葉樹主体のモデル水源林として整備	農林振興課	H25年度は森林の取得はないが、小山田地区の水源林の整備事業(間伐・下草刈等)を実施 ※水道課で整備事業の一部を負担	H17年度より毎年整備事業を実施 ※H17:薦野、H18:米多比、H19:薦王寺、H20:小山田、H21:谷山、H22:薦野、H23:米多比、H24:薦王寺、H25:小山田	○	－	H17年4月～H26年3月	H17年度から継続して実施した。	今後も継続して実施していく。	
					水道課	H25年度は森林の取得はないが、小山田地区の水源林の整備事業(間伐・下草刈等)を実施 ※水道課で整備事業の一部を負担	H17年度より毎年整備事業を実施 ※H17:薦野、H18:米多比、H19:薦王寺、H20:小山田、H21:谷山、H22:薦野、H23:米多比、H24:薦王寺、H25:小山田	○	－	H17年4月～H26年3月	H17年度から継続して実施した。	今後も継続して実施していく。	
			125	水源かん養の重要性についての啓発活動や、上下流域交流を通じて流域の水源かん養機能の保全	水道課	－	－	－	○	－	検討したが他の施策を優先させたため実施しなかった。	今後は必要に応じて検討していく。	
			126	市民・事業者参加の緑地トラストによる森林の公有化	農林振興課	H25年度に松林の所有者から寄付を受けた	H25年: 208m <sup>2</sup> (中川)	○	－	H25年4月～H26年3月	H25年度に寄付を受けた。	寄付の申出があった場合に検討する。	

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
			127	所有者等と連携して森林保全に関連するイベントを実施する	農林振興課	—	—	—	○	—	実施を検討することとしていたが、森林所有者の高齢化等により対応できる人材が不足しており、実施を見送った。	今後も継続して実施していく。	
			128	森林育成条例等の制定	農林振興課	—	—	—	○	—	実施を検討することとしていたが、必要性を考慮して、実施を見送った。	次期計画では実施予定なし。	
		b	農地の保全										
			129	農村における土地利用計画に関する基本計画の策定	農林振興課	H25年度に古賀市農業振興地域整備計画の全体見直しを実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中必要に応じて実施した。	今後は必要に応じて実施していく。	
			130	農地保全のための遊休農地の解消、担い手不足の解消	農林振興課	農地保有合理化事業（実施主体は県）、農地銀行、耕作放棄地対策事業等を利用して、遊休農地の貸し借りを斡旋	—	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中継続して実施した。	今後も継続して実施していく。	
			131	法条例に基づく環境影響評価制度などの適正な運用による開発事業における環境配慮の実施（再掲）（※No.121と同じ）	環境課	土地対策指導要綱協議会等で開発事業者に開発事業が環境保全に十分配慮したものとなるよう要望	—	○	—	H16年4月～H26年3月	土地対策指導要綱協議会等で開発事業者に開発事業が環境保全に十分配慮したものとなるよう要望を行った。	今後は必要に応じて実施していく。	
			132	小規模な開発でも開発事業者に環境配慮を求める独自のしくみ（環境配慮指針）の策定と運用（再掲）（※No.122と同じ）	環境課	環境配慮指針に基づき、土地対策指導要綱協議会等で事業者に環境配慮を要望	—	○	—	H16年4月～H26年3月	土地対策指導要綱協議会等で開発事業者に開発事業が環境保全に十分配慮したものとなるよう要望を行った。	今後は必要に応じて実施していく。	
			133	継続的な自然環境調査の実施（再掲）（※No.119と同じ）	環境課	—	H15年度に自然環境調査を実施（公表：H16年度）	○	—	H15年4月～H16年3月	H15年度に自然環境調査を実施し、翌年公表した。	今後指標とする「古賀市生物多様性地域戦略（仮称）」策定の一環として自然環境調査を実施予定としている。	
			134	市民農園の整備と農業体験学習の実施	農林振興課	市民農園設置に対する補助金交付※H25年度は実績なし	個人運営の市民農園は3箇所設置済	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中継続して実施した。	今後も継続して実施していく。	
					農林振興課	消費者交流事業の実施（ザツマイモ収穫体験学習実施）参加者：17人	主催は認定農業者協議会（事務局：農林振興課）	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中継続して実施した。	今後も継続して実施していく。	
			135	市の農業の現状に関する情報の積極的な公開	農林振興課	古賀市農業委員会だよりの発行（年2回、全戸配布）	—	○	—	H16年4月～H26年3月	古賀市農業委員会だよりを継続して発行した。	今後も継続して実施していく。	
			136	直売所など地元の作物を市民が購入できるような場の提供	農林振興課	古賀市コスモス館で地元の作物を販売	コスモス館整備：H14年度	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中、古賀市コスモス館で地元の作物販売を実施した。	今後も継続して実施していく。	
			137	都市近郊農家の育成	農林振興課	認定農業者や3戸以上の受益者で構成する「農業団体」が実施する園芸農業などの高収益事業の設備設置に係る費用の一部補助を実施※H25年度実績：3件	—	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中、高収益事業の設備設置に係る費用の一部補助を継続して実施した。	今後も継続して実施していく。	

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
2	(2)	生き物とふれあう場の確保、創造											
	a	生き物とふれあう場の確保											
138	良好な自然の保全に支障をきたさない範囲での動植物観察の場の設置、環境教育の場としての活用				建設課	—	花鶴が浜公園の整備実施済	—	○	—	環境教育の場として活用できる親水空間の整備方針を決定したが、活用には至っていない。	今後も継続して実施していく。	
					都市計画課	適正に維持管理を実施した	古賀グリーンパーク、千鳥ヶ池公園、薬王寺水辺公園の整備実施済	○	—	H16年4月～H20年3月	古賀グリーンパーク、千鳥ヶ池公園、薬王寺水辺公園の整備、維持管理を実施した。	今後も継続して実施していく。	
					学校教育課	古賀東小、千鳥小、舞の里小にて小動物飼育小屋を設置し児童による小動物飼育を実施	従前より継続して実施している	○	—	H16年4月～H20年3月	児童自ら世話をを行うことで、責任感が芽生え、自分も動物も命あるものとして生命尊重の思いを高めることができた。	今後も継続して実施していく。	
					学校教育課	小野小学校に蚕の飼育機を設置し、児童による蚕の幼虫の飼養実施	従前より継続して実施している	○	—	H16年4月～H20年3月	児童が地域の自然に親しみ、動植物の世話を自分で行うことができるようになつた。	今後も継続して実施していく。	
					環境課	蚕幼虫飼育機の貸出	—	○	—	H16年4月～H20年3月	蚕幼虫飼育機の貸出を行った。	今後も継続して実施していく。	
139	生物生息・生活空間（ビオトープ）づくりのパイロット的事業				農林振興課	—	H15年度に県営事業で薬王寺水辺公園（河内池）を整備	—	○	—	実施を検討することとしていたが、財政状況等を考慮して、実施を見送った。	次期計画では実施予定なし。	
					学校教育課	—	花見小学校、舞の里小学校は学校内にビオトープづくり実施済	○	—	花見小学校（H15年度）舞の里小学校（H21年度）	児童が主体となって学習環境を整備し美化する活動を通して、児童の環境保全の意欲を高めることができた。	ビオトープの維持管理に努め、引き続き、環境保全の意欲を高めていく。	
140	ため池の環境学習としての活用				農林振興課	—	—	—	○	—	実施を検討することとしていたが、安全性の面を考慮して、実施を見送った。	次期計画では実施予定なし。	
					環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。	今後は必要に応じて実施していく。	
					学校教育課	千鳥小学校において千鳥ヶ池を総合的な学習で環境学習として活用	従前より継続して実施している	○	—	H16年4月～H20年3月	児童が学校や周囲の環境について関心をもち、積極的に働きかける能力や態度の育成につなげることができた。	今後も継続して実施していく。	
	b	生き物とふれあう機会の増加											
	141	市民が自然の様子や仕組みを知り、自然を守り育てる意識の高揚を図ることを目的とした小冊子などの発行			環境課	要望があれば、各小学校・市内ボランティア団体に自然環境観察マップを配布	H17年度に自然環境観察マップを作成（4,000部）し、各小学校に配布済 H22年度1,000部増刷	○	—	H17年度作成 H22年度増刷	H17年度に自然環境観察マップを作成し、各小学校に配布を行った。要望があった際には、各団体に自観察然環境マップを配布した。	今後も必要な場合に配布を行う予定。	
	142				環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。	今後も第2次古賀市環境基本計画に基づき、実施を検討していく。	

平成25年度における実施状況								平成16年から平成25年度の10年間における総括							
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P		
			143	水辺の生物を観察、調査する水辺教室の開催	環境課	水辺の楽校を開催(古賀市ほたるの会と共催) 開催日：H25年7月28日、参加者：31名	H21年度より実施	○	—	H21年4月～H26年3月	水辺の楽校を開催(古賀市ほたるの会と共催)した。参加者延べ数：131名(H24年度は雨天のため中止)	今後も継続して実施していく。			
			144	市民参加による自然環境調査	環境課	—	—	—	○	—	検討したが、他の施策を優先させたため実施しなかった。	今後指標とする「古賀市生物多様性地域戦略(仮称)」策定の一環として自然環境調査を実施予定としている。			
			145	緑化活動に関する市民参加を促進するための、緑化に関するボランティアの現況調査	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。	今後は必要に応じて実施していく。			
			146	市民参加の森林保育・里山づくり活動	農林振興課	—	H20年度に里山ボランティアを募集し市民参加の竹林整備を実施。	○	—	H20年4月～H21年3月	H20年度に里山ボランティアを募集し市民参加の竹林整備を実施した。	今後は必要に応じて検討し、実施していく。			
					環境課	—	—	—	○	—	検討したが環境課では実施しなかった。	今後は必要に応じて実施していく。			
2	(3)	水辺の保全、創出													
	a	環境に配慮した水辺の保全、創出													
			147	生活排水対策による水に親しめる河川、多くの水生生物が生息できる河川環境の創出	建設課	—	—	—	○	—	生活排水対策としての河川の整備は建設課としては実施しない。	次期計画では実施予定なし。			
					下水道課	公共下水道事業・農業集落排水事業の実施	H24年度末の下水道（公共下水道・農業集落排水）普及率：84.7%	○	—	H16年4月～H26年3月	公共下水道事業・農業集落排水事業の実施した。	今後も継続して、公共下水道事業・農業集落排水事業を実施していく予定。	P108～P110		
			148	多自然型の河川整備による水辺環境の保全・改善	建設課	大根川親水空間整備についてワークショップを開催	—	○	—	H24年4月～H26年3月	ワークショップを開催し、親水空間の整備方針を決定した。	今後も継続して実施していく。			
			149	自然環境に配慮したため池の整備	農林振興課	—	H15年度に県當事業で薬王寺水辺公園（河内池）を整備済	—	○	—	実施を検討することとしていたが、財政状況等を考慮して、実施を見送った。	今後は必要に応じて実施していく。			
	b	親水性の向上に配慮した水辺の保全、創出													
			150	河川などにおける案内板設置	建設課	—	—	—	○	—	親水空間を整備していないので実施しなかった。	親水空間を整備した際に案内板を設置する予定。			
			151	河川における親水護岸の整備	建設課	大根川親水空間整備についてワークショップを開催	市の取り組みではないが、県事業で県営河川谷山川で親水護岸整備済	○	—	H24年4月～H26年3月	ワークショップを開催し、親水空間（親水護岸）の整備方針を決定した。	今後も継続して実施していく。			
			152	遊歩道、親水公園の整備等	建設課	大根川親水空間整備についてワークショップを開催	親水公園（花鶴が浜公園）整備実施済	○	—	H24年4月～H26年3月	ワークショップを開催し、親水空間（遊歩道、親水公園）の整備方針を決定した。	今後も継続して実施していく。			
					都市計画課	維持管理を実施した	親水公園（薬王寺水辺公園）整備済	○	—	H16年4月～H26年3月	親水公園（薬王寺水辺公園）の整備、維持管理を実施した。	今後も継続して実施していく。			

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
153	市管轄河川の河川清掃の実施、河川管理者への河川清掃の要請	建設課	市管轄河川（準用河川、普通河川）を随時、浚渫	—	○	—	H16年4月～H26年3月	市管轄河川の浚渫を行うことで環境の改善となつた。	今後も継続して実施していく。				
			2級河川について、河川管理者である県（随時、浚渫工事等を要望（県により堆積物の浚渫工事の実施）	—	○	—	H16年4月～H26年3月	県に要望し、県により浚渫工事を実施することで環境の改善となつた。	今後も継続して実施していく。				
		建設課	河川草刈を地元農区に依頼し、市民参加により清掃を実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	地元農区によって河川の草刈を実施することで環境の改善となつた。	今後も継続して実施していく。				
154	市民参加による河川や海岸清掃の実施	環境課	ラブアース・クリーンアップ事業で市民参加による海岸清掃を6月17日実施（主催：ラブアース実行委員会）	—	○	—	H5年4月～H26年3月	ラブアース・クリーンアップ事業で市民参加による海岸清掃を毎年実施することができた。	今後も引き続き実施していく。		P98		
			主要河川に取り組むべき大きな水面浮遊ごみがなかつた。	—	○	—	H16年4月～H26年3月	主要河川に取り組むべき大きな水面浮遊ごみがなかつた。	水面浮遊ごみが出た際は適時対応する。				
155	主要河川の水面浮遊ごみの除去	建設課	—	—	—	○	—	主要河川に取り組むべき大きな水面浮遊ごみがなかつた。	予定どおり実施を行つた。	今後も継続して実施していく。			
		水道課	取水堰のごみ除去を実施	従前より継続して実施している	○	—	H16年4月～H26年3月	予定どおり実施を行つた。	今後も継続して実施していく。				
156	河川・ため池・海岸への不法投棄防止対策	建設課	不法投棄防止対策として道路パトロールを実施した	大根川河口付近に車両進入防止のため柵を設置	○	—	H16年4月～H26年3月	不法投棄のための車両進入防止につながつた。また、道路パトロールを実施して監視を行つてはいる。	今後も継続して実施していく。				
		農林振興課	—	—	—	○	H24年4月～H26年3月	計画期間中必要に応じて実施した。	必要に応じて実施していく。				
		水道課	—	H25年度は新規設置はないが、H14年度に河川敷にきれいな河川啓発看板を設置	○	—	H16年4月～H17年3月	H16年度に、全ての看板を調査点検後、4基の看板を設置。	今年度設置箇所を点検。破損箇所があれば、来年度予算計上し、取り替え予定である。				
		環境課	不法投棄多発箇所の土地所有者・土地管理者から要望があれば、不法投棄防止看板を配布	—	○	—	H16年4月～H26年3月	不法投棄多発箇所の土地所有者・土地管理者から要望があつた際、不法投棄防止看板の配布を行つた。	今後も継続して実施していく。				
157	市民が水に親しめるような河川敷公園（遊歩道）の整備	建設課	大根川親水空間整備についてワークショップを開催	遊歩道（歩いてん道）整備済	○	—	H16年4月～H26年3月	ワークショップを開催し、親水空間（河川敷公園、遊歩道）の整備方針を決定した。	今後も継続して実施していく。				
		都市計画課	維持管理を実施した	河川敷公園（花鶴が浜公園）整備済	○	—	H16年4月～H26年3月	河川敷公園（花鶴が浜公園）維持管理を実施した。	今後も継続して実施していく。				
3	《調和》												
(1)	まちのみどりの保全、創造												
a	まちのみどりの保全												
		158	開発指導要綱による緑地の保全	都市計画課	土地対策指導要綱協議会等で開発事業者に開発事業が環境保全に十分配慮したものとなるよう要望	—	○	—	H16年4月～H26年3月	土地対策指導要綱協議会等で開発事業者に開発事業が環境保全に十分配慮したものとなるよう要望した。	今後も継続して実施していく。		
		159	都市計画区域内の樹林地帯等を緑地保全地区として指定	都市計画課	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかつた。	今後も検討していく。		

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
			160	松くい虫による被害の防除	農林振興課	松林に松くい虫防除薬剤散布、松くい虫防除樹幹薬剤注入、松くい虫被害木伐採駆除の実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中継続して実施した。	今後も継続して実施していく。	
			161	松林に関する情報の提供や保全のための啓発	農林振興課	H25年度から古賀市松原ボランティア団体との協議を定期的に実施することとした（意見交換会の開催）	H17年度に市民団体が実施する松原サミットの協力を実施	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中継続して実施した。	今後も継続して実施していく。	
			162	保安林を巡視する人材の確保	農林振興課	5名に継続して巡視員を委嘱している	H21年度より巡視員を5名委嘱し、人材を確保済	○	—	H16年4月～H26年3月	人材の確保を行った。	今後も継続して実施していく。	
	b まちのみどりの創出												
			163	公共施設の緑化の強化	公共工事を所管する課	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。	今後も検討していく。	
			164	既設公園の緑地の再整備	都市計画課	育林活動を継続して実施した	H23年度までに101,425本の苗木を植樹済み	○	—	H16年4月～H26年3月	H23年度までにグリーンパーク等に101,425本の苗木を植樹した。以降、育林活動を継続して実施していく。	今後も継続して実施していく。	P112 P113
			165	市民参加型の公園づくり	都市計画課	育林活動を継続して実施した	H23年度までに101,425本の苗木を植樹済み	○	—	H16年4月～H26年3月	H23年度までにグリーンパーク等に101,425本の苗木を植樹した。以降、育林活動を継続して実施していく。	今後も継続して実施していく。	P112 P113
			166	森林公園の建設、整備	農林振興課	—	—	—	○	—	実施を検討することとしていたが、財政状況等を考慮して、実施を見送った。	今後は必要に応じて実施を検討していく。	
					都市計画課	—	H22年度に原生林を生かした花見東松林公園を整備	○	—	H22年4月～H23年3月	原生林を生かした花見東松林公園を整備した。	今後も継続して実施していく。	
			167	沿道景観を考慮した法面緑化	建設課	—	—	—	○	—	法面緑化した際の維持管理費を考慮すると費用対効果が望めない。	維持管理費を抑えることができる新工法が開発されれば検討したい。	
					農林振興課	—	—	—	○	—	実施を検討することとしていたが、財政状況等を考慮して、実施を見送った。	次期計画では実施予定なし。	
			168	街路、駅前広場、河川等都市の骨格となるオープンスペースを積極的に緑化	経営企画課	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。	次期計画では実施予定なし。	
					建設課	植樹帯の維持管理を適性に行った	京田・馬渡線、牟田・栗原線、中川・熊鶴線、浜・大塚線、花見・佐谷線、佐谷・竹尾線、牟田・千鳥ヶ池線、後牟田・大池線を整備済	○	—	H16年4月～H26年3月	植栽された街路樹の剪定、除草を行い、植樹帯を適正に維持管理している。	今後も継続して実施していく。	
					商工政策課	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。	今後は必要に応じて実施を検討していく。	
					都市計画課	—	ししづ駅前広場緑化実施（H20年度）緑化ブロックの使用	○	—	H20年4月～H21年3月	ししづ駅前広場の緑化を実施した。緑化ブロックの使用。	今後も継続して実施していく。	

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
169	郷土樹種による緑化				建設課	植樹帯の維持管理を適性に行った	中川・熊鶴線整備：クロガネモチ	○	—	H16年4月～H26年3月	植栽された街路樹の剪定を行い、植樹帯を適正に維持管理している。	今後も継続して実施していく。	
					農林振興課	—	—	—	○	—	実施を検討することとしていたが、財政状況等を考慮して、実施を見送った。	次期計画では実施予定なし。	
					都市計画課	—	H23年度までに101,425本の苗木を植樹済み	○	—	H16年4月～H23年3月	グリーンパーク等に郷土樹種の苗木を植樹した。	今後も継続して実施していく。	P112～P113
					学校教育課	毎年保護者と児童で植替等の維持管理を実施	H19年度に校地内に450本の広葉樹を植樹し、毎年保護者と児童で植替等の維持管理を実施	○	—	H16年4月～H26年3月	植樹やその維持管理を通して、児童の環境保全の意欲を高めることができた。	樹木の維持管理に努め、引き続き、環境保全の意欲を高めていく。	
170	ビオトープとしての緑化				農林振興課	—	—	—	○	—	実施を検討することとしていたが、財政状況等を考慮して、実施を見送った。	次期計画では実施予定なし。	
					都市計画課	—	—	○	—	H16年4月～H18年3月	薬王寺水辺公園内にビオトープを整備した。	今後も継続して実施していく。	
					学校教育課	—	花見小学校でビオトープの形成（H15年度） 舞の里小学校でビオトープの形成（H21年度）	○	—	花見小学校（H15年度） 舞の里小学校（H21年度）	児童が主体となって学習環境を整備したり、美化したりする活動を通して、児童の環境保全の意欲を高めることができた。	ビオトープの維持管理に努め、引き続き、環境保全の意欲を高めていく。	
171	生垣の奨励、植栽基準の設定			都市計画課（土地利用政策係）	美しいまちづくりプラン（景観基本計画）に基づき必要に応じて実施	—	—	○	—	H23年4月～H26年3月	H23年度に美しいまちづくりプランを策定し、実施に向けた道筋をつくった。	今後も継続して実施していく。	
172	新築マンション等に対する緑化対策の義務付け			都市計画課	—	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。	今後は必要に応じて実施を検討していく。	
173	工場敷地内の緑化の推奨			商工政策課	—	第4工業団地区域内の所有者等と緑化協定を締結済	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。	今後は必要に応じて実施を検討していく。	
174	花の種の配布、市民参加の花の育成、花の名所づくり			総務課	花いっぱい運動事業を行う行政区等に1団体8万円を上限として補助金を交付（H25年度交付実績：37団体）	—	—	○	—	H2年4月～H26年3月	平成16年～25年でのべ351団体が花いっぱい運動事業に参加している。	今後も継続して実施していく。	P111
175	市民参加による緑化構想の策定や、市民を対象としたシンポジウム等の開催			都市計画課	—	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。	今後は必要に応じて実施を検討していく。	
176	緑化意識の普及を図るためのみどりと花に関するイベント、花いっぱい運動の助成等			総務課	花いっぱい運動事業を行う行政区等に1団体8万円を上限として補助金を交付（H25年度交付実績：37団体）	—	—	○	—	H2年4月～H26年3月	平成16年～25年でのべ351団体が花いっぱい運動事業に参加している。	今後も継続して実施していく。	P111
					農林振興課	土壤への炭素貯留等を目的としたカバーバークロップの作付けに対する補助を行った	H25：643a レンゲ	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中、継続して実施した。	今後も継続して実施していく。	

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
			177	緑化リーダー育成のための技術研修	農林振興課	—	H23年度は、古賀市森林組合の組合員の技術研修参加。古賀市は事務局として、技術研修参加の支援を実施	○	—	H23年4月～H24年3月	技術研修の参加支援を行った。	今後も継続して実施していく。	
3	(2)	都市景観の創出											
	a	都市景観の創出											
			178	景観条例の制定	都市計画課(土地利用政策係)	美しいまちづくりプラン（景観基本計画）に基づき検討	—	—	○	H23年4月～H26年3月	H23年度に美しいまちづくりプランを策定し、景観諸施策を実施しながら検討中。	今後も継続して検討していく。	
			179	景観ガイドラインの制定（工場新增設時などの景観の基準を示す）	都市計画課(土地利用政策係)	美しいまちづくりプラン（景観基本計画）に基づき必要に応じて実施	—	—	○	H23年4月～H26年3月	H23年度に美しいまちづくりプランを策定し、景観諸施策を実施しながら検討中。	今後も継続して検討していく。	
			180	都市景観形成基本計画の策定	都市計画課(土地利用政策係)	—	H23年10月美しいまちづくりプラン（景観基本計画）策定	○	—	H23年4月～H24年3月	H23年度に美しいまちづくりプランを策定した。	今後は計画に基づいて実施していく。	
			181	公害防止協定への景観項目の追加	環境課	—	—	—	○	—	公害防止協定への追加は行わなかった。	今後、必要となった場合に検討を行う。	
			182	都市景観の形成に先導的役割を果たすための公共施設整備	都市計画課(土地利用政策係)	H24年3月に策定した公共空間景観形成ガイドラインを運用している	H24年3月公共空間景観形成ガイドライン策定	○	—	H24年4月～H26年3月	H24年度に策定し、運用している。	今後も継続して実施していく。	
			183	魅力あるまちづくりのための都市景観アドバイザーの設置や市民の自主的な景観育成活動への支援	都市計画課(土地利用政策係)	美しいまちづくりプラン（景観基本計画）に基づき必要に応じて実施	—	○	—	H21年4月～H26年3月	景観セミナーを実施した。	今後も継続して実施していく。	
			184	空き地の雑草繁茂状況調査の実施、それに基づく所有者への除草指導、関係機関への協力要請	環境課	環境パトロール、市民からの苦情に基づき、空き地の雑草繁茂状況調査の実施	指導状況 H16：59件、H17：88件、H18：80件、H19：65件、H20：78件、H21：76件、H22：79件、H23：85件、H24：117件、H25：128件	○	—	H16年4月～H26年3月	環境パトロール、市民からの苦情に基づき、空き地の雑草繁茂状況調査の実施を行った。	今後も継続して実施していく。	
					環境課	雑草が繁茂している空き地の所有者に除草指導文書の送付（指導文書の送付：123件）	—	○	—	H16年4月～H26年3月	雑草が繁茂している空き地の所有者に除草指導文書の送付を行った。	今後も継続して実施していく。	
			184	空き地の雑草繁茂状況調査の実施、それに基づく所有者への除草指導、関係機関への協力要請	環境課	関係機関に協力要請の実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	関係機間に協力要請を行い、対応を行った。	今後も継続して実施していく。	
			185	広報による空き地の適正管理の啓発	環境課	古賀市オフィシャルHP等に啓発文書を掲載	—	○	—	H16年4月～H26年3月	古賀市オフィシャルHP等に啓発文書を掲載した。	今後も継続して実施していく。	
			186	不法看板や張り紙の撤去及び指導の徹底	都市計画課(土地利用政策係)	福岡県屋外広告物規制条例に基づき、道路上の不法看板や張り紙の撤去・処分を実施（H25年度撤去実績：0.6トントン）	—	○	—	H23年4月～H26年3月	福岡県屋外広告物規制条例に基づき、道路上の不法看板や張り紙の撤去・処分を実施した。	今後も継続して実施していく。	

平成25年度における実施状況										平成16年から平成25年度の10年間における総括					
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P		
3	(3)	歴史的・文化的環境の保全・活用													
	a	歴史・文化的財産の保全													
			187	市指定文化財の指定拡大	サンフレアコが(歴史資料館)	随時、市指定文化財の指定を検討	—	○	—	H16年4月～H26年3月	10年間で県指定文化財2件、市指定文化財4件が指定され、順調に指定拡大がなされていると思われる。指定を行なうための諮問機関である文化財保護審議会の刷新も行っている。	指定が文化財保護にとって最も有効な手段であることに鑑み、今後も継続して指定拡大に向け資料調査及び文化財保護審議会への諮問を行なっていく。			
			188	地域のシンボルとしての史跡や歴史的まちなみの保存	サンフレアコが(歴史資料館)	—	H22年11月3日「みあけ史跡公園」開園	○	—	H22年11月	H22年11月3日にみあけ史跡公園を開園した。	今後は活用について検討していく。			
			189	史跡地の管理や郷土芸能を伝承し保存している文化財保護団体への管理奨励金や補助金の交付	サンフレアコが(歴史資料館)	—	—	—	○	—	文化財保護団体への管理奨励金や補助金の交付は実施しなかった。	今後は必要に応じて検討していく。			
			190	伝統的芸能行事等の伝承のための後継者の育成	サンフレアコが(歴史資料館)	—	—	—	○	—	伝統的芸能行事等の伝承のための後継者の育成は実施しなかった。	今後は必要に応じて検討していく。			
			191	埋蔵文化財包蔵地における開発時の国への届出、教育委員会による遺跡に関する情報提供、保護措置、発掘調査など事前相談の実施	サンフレアコが(歴史資料館)	開発時には、文化財保護法及び古賀市土地対策指導要綱に基づき、事前に遺跡に関する情報提供、保護措置、発掘調査の必要性について協議。それ以外の案件については、建築確認申請時に事前協議を実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	開発に伴う開発原因者との協議は適切に行なわれており、結果として遺跡の発掘調査による記録保存等の文化財保護措置が適切に実施されていた。	継続して、開発に伴う文化財保護が適切に行われるよう現体制を維持するとともに、時代に即した情報提供のありかたも模索してゆく。			
	b	文化財めぐりなどのイベントの実施													
			192	文化財めぐりなどのイベントの実施	サンフレアコが(歴史資料館)	自然史歴史講座の開催 開催回数：5回、延べ参加人数：144人 ①6/1 現地学習「鹿部山から探る古代の古賀」：参加者21名 ②8/4 講演「古賀の近代化はここから始まった」＝路傍の石碑、先人の知恵に学ぶ：参加者63名 ③8/20～21 実習「永浦古墳から出土した眉庇付冑をつくろう」身近なもので眉庇付冑レプリカを作成。：参加者12名 ④10/10 現地学習「黄泉国幻想 装飾古墳への誘い」筑紫野市、うきは市の装飾古墳を見学：参加者24名 ⑤11/30 現地学習「唐津街道をたどる」新宮町の太閤水から赤間宿まで散策：参加者24名	—	○	—	昭和60年4月～H26年3月	郷土古賀を知る学習機会として、鹿部山とその周辺の史跡、唐津街道(青柳宿)に関する現地学習を行った。 小学生を対象に眉庇付冑のレプリカづくりを行い、古代の古賀を学ぶ機会とした。 また、平成25年3月に発見された「船原古墳遺物埋納坑」関連学習として、船原古墳と同じく装飾古墳の現地学習を実施した。	毎年5回程度の講座を開催する。 古賀市内及び近隣の史跡を訪ねる現地学習、講演会などを通じて郷土の歴史を学ぶ機会とし、史跡・文化財保護・歴史文化意識の高揚を図ります。			
			193	案内板の設置、鑑賞の場の機会を設けることによる市民と文化財のふれあいの増進	サンフレアコが(歴史資料館)	歴史資料館における企画展の開催 開催回数：1回 「石碑(いしづみ)のつぶやき」 7/26～8/25 来館者1,407人	—	○	—	H8年4月～H26年3月	市内に点在する記念碑や顕彰碑を紹介し、石碑に刻まれた先人の歩みを知り、近代から現代までの郷土史を学ぶ機会とした。	郷土の歴史・文化・考古・博物などからテーマを設けて企画展示を行う。 郷土史の再発見、先人の歩みなどを学ぶことにより、歴史文化の継承意識の醸成を期待する。			

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括							
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P	
			194  「巨木の登録制度」など、市内にある巨木、歴史・史跡についての情報を共有できるシステムの構築	都市計画課(土地利用政策係)	—	【巨木登録事業】 20箇所について表彰済。 表彰箇所については市HPで公表している。	○	—	H16年4月～H17年3月	巨木登録事業を実施した。全20本。	古賀市オフィシャルHP、パンフレット等で紹介を行っていく。			
					—	【古賀都市景観賞】 20箇所について表彰済。 表彰箇所については市HPで公表している。	○	—	H16年4月～H21年3月	古賀都市景観賞として全20箇所の表彰を行った。	古賀市オフィシャルHP、パンフレット等で紹介を行っていく。			
				サンフレアこが(歴史資料館)	古賀の歴史・民具・文化財について古賀市公式HPに情報を掲載	—	○	—	H16年4月～H26年3月	古賀の歴史・民具・文化財について古賀市公式HPに情報を掲載を行い、情報の共有を図ることができた。	今後はより良い方法を検討していく。			
				環境課	—	—	—	○	—	—	検討したが実施しなかった。	次期計画では実施予定なし。		
4	《参加》													
	(1) 環境教育・学習の推進													
	a	総合的な環境教育・学習の推進												
		195  環境教育・学習マスター・プランの策定と総合的・計画的の推進	学校教育課	毎年、各学校で「教育指導全体計画書」を作成し、環境教育い￥についても位置づけを行い、推進している	各学校で環境教育推進計画を策定し、全教科・領域で推進	○	—	H16年4月～H26年3月	学校や地域の特色を活かした内容の計画を策定することにより、環境保全に関する理解を深め、主体的な行動がとれる児童生徒の育成につなげることができた。	今後も継続して実施していく。	「年齢層に応じた環境教育・学習の充実」として取組を予定している。			
		196  市民団体、学校、企業等の連携による環境教育を検討する場づくり	環境課	—	—	—	○	—	—	検討したが実施しなかった。	環境教育の実施に当たっては、市、環境のネットワーク組織であるぐりんぐりん古賀及び教育機関が相互に連携・協力を図りながら推進を予定している。			
		197  近隣市町との連携による広域環境教育の実現に向けた体制の構築	環境課	—	—	—	○	—	—	実施には至らなかった。	次期計画では実施予定なし。			
		198  「家庭版ISO」や「学校版ISO」などのしくみづくり	学校教育課	—	—	—	○	—	—	当初計画では、「家庭版ISO」や「学校版ISO」などのしくみづくりを行うこととなっていたが、実施に至らなかった。	今後は市が行う環境教育プログラムに沿って、環境にやさしい学校づくりを検討し、推進していく。			
		199  事業者へのIS014001の普及・啓発	環境課	環境課窓口で他団体のパンフレットを配布	—	—	○	—	H16年4月～H26年3月	環境課窓口で他団体のパンフレットを配布。	今後は第2次環境基本計画に基づき、取組を実施していく。			

平成25年度における実施状況								平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	策定の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P	
			200	環境教育・環境学習を率先して行っている企業の事例発表会や研修会の開催による、企業相互の情報交換の場づくり	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。	今後は必要に応じて実施を検討していく。		
			201	環境モニター・モニタリング制度の導入	環境課	—	—	—	○	—	他事業を優先的に実施しており、実施には至らなかった。	今後は必要に応じて実施を検討していく。		
			202	環境に関する総合的なイベントの開催	環境課	ぐりんぐりん古賀と共に「ぐりんぐりんフェスティバル」を開催 開催日: H26年3月16日	H18年度に環境フェスタを開催	○	—	H18年4月～H26年3月	ぐりんぐりん古賀フェスティバル開催 H25年3月2日、H26年3月16日	今後も継続して実施していく。		
	b 指導人材の育成、活用													
			203	環境保全アドバイザー養成講座の開設	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施には至らなかった。	今後は必要に応じて実施を検討していく。		
			204	環境保全アドバイザーの派遣	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施には至らなかった。	今後は必要に応じて実施を検討していく。		
			205	環境教育に関する人材の登録制度確立	環境課	—	—	—	○	—	市民活動支援センターにおいて、「古賀市人材バンク」台帳が整備されており、環境課独自のものは作成していない。	「古賀市人材バンク」との連携を図りながら、環境教育プログラムを推進する予定としている。		
				生涯学習推進課	市民活動支援センターにおいて、各種地域での学習等につなげるための「古賀市人材バンク」台帳を整備	—	—	○	—	H24年4月～H26年3月	H23年3月31日「古賀市人材バンク設置要綱」を制定し、人材バンク制度をスタートした。現在登録者は51名だが環境教育に関する人材バンク登録がない。	今後は、人材バンクの登録者の発掘の取組を進めていく。		
			206	諸団体やグループの行う環境教育、環境学習への支援	環境課	古賀市の良好な環境の保全と創造に関する施策・事業を推進するぐりんぐりん古賀に対し補助を実施した。	—	—	○	—	H25年4月～H26年3月	ぐりんぐりん古賀の環境保全活動の推進及び多様な主体の連携の促進に資するための事業に対して補助を実施した。	・継続してぐりんぐりん古賀への補助実施予定。 ・公募型補助金制度に申請のあった団体の該当事業に補助を実施予定。	
			207	環境教育研究推進校の指定による環境教育の実践、環境教育指導者の育成	学校教育課	—	—	—	○	—	—	当初計画では、環境教育研究推進校の指定による環境教育の実践、環境教育指導者の育成を図ることとなっていたが、実施に至らなかった。	今後は環境教育研究推進校の指定によらず、各学校を対象にした環境教育プログラムの整備、環境カウンセラーによる支援等を通じて環境教育の推進を図る。	
	c 環境教育・学習に関する教材・資料の作成、活用													
			208	環境教育の手引書、環境学習の副読本等の教材の整備	学校教育課	文部省が作成している副教材「こころのノート」(環境についての記載あり)を活用した	人権教育副読本（環境学習についての記述あり）を作成済	○	—	H16年4月～H26年3月	発達段階に応じた副読本等の教材を整備したことで、環境学習の推進を図ることができた。	今後も継続して実施していく。		
					環境課	窓口にて自然環境観察マップを配布した	H17年度に自然環境観察マップを4,000部作成し、各小学校に配布済。H22年度1,000部増刷。要望があれば、各小学校・市内ボランティア団体に自然環境観察マップを配布	○	—	H17年4月～H26年3月	平成17年度に作成した自然環境観察マップを各小学校に配布。環境課窓口にも配架。	今後も継続して実施していく。		
			209	市民が日常生活において実践することのできる環境保全活動マニュアルの作成	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施には至らなかった。	今後は必要に応じて実施を検討していく。		

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	施策の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
			210	事業者が事業活動において実践することのできる環境保全行動マニュアルの作成	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施には至らなかった。	今後は必要に応じて実施を検討していく。	
			211	「環境家計簿」の作成・配布	環境課	古賀市「グリーンカーテンの匠」事業参加者、希望者に環境家計簿を配布	H18年度～H21年度：エコライフデーを実施し、1日版環境家計簿(エコライフデーチェックシート)を作成し、市民に配布	○	—	H18年4月～H26年3月	H18年度からH21年度には、エコライフデーを実施し、1日版環境家計簿(エコライフデーチェックシート)を作成し、市民に配布を行った。 H25年度には、古賀市「グリーンカーテンの匠」事業参加者を中心に配布した。	今後は、福岡県環境家計簿やエコファミリー制度、うちエコ診断などを家庭部門における省エネルギー・省資源等に対する対策として実施していく予定。	
			212	環境マップの作成	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施には至らなかった。	今後は必要に応じて実施を検討していく。	
	d 環境教育・学習ができる機会・場の確保												
			213	市民環境大学や出前講座など環境問題に対する市民意識の高揚を図るための講座を開設	環境課	市民からの要望に基づき、市まちづくり出前講座を実施 H25年度開催実績：2回	—	○	—	H16年4月～H26年3月	市民からの要望に基づき、市まちづくり出前講座を実施した。	今後も引き続き実施していく。	
					環境課	水辺の楽校を開催(古賀市はたるの会と共催) 開催日：H25年7月28日	H21年度より実施	○	—	H21年4月～H26年3月	水辺の楽校を開催(古賀市はたるの会と共催)した。参加者延べ数：131名(H24年度は雨天のため中止)	今後も継続して実施していく。	
			214	環境に関する市民・事業者の意見を広く聴取するための市民懇談会の設置・運営	環境課	市民からの要望に基づき、市まちづくり出前講座を実施 H25年度開催実績：2回	—	○	—	H16年4月～H26年3月	市民からの要望に基づき、市まちづくり出前講座を実施した。	今後も引き続き実施していく。	
					環境課	市役所にポスター、のぼりの掲示	—	○	—	H16年4月～H26年3月	市役所にポスター、のぼりの掲示を行った。	今後も引き続き実施していく。	
			215		環境月間・環境フェア等各種イベントの開催	水辺の楽校を開催(古賀市はたるの会と共催) 開催日：H25年7月28日	H21年度より実施	○	—	H21年4月～H26年3月	水辺の楽校を開催(古賀市はたるの会と共催)した。参加者延べ数：131名(H24年度は雨天のため中止)	今後も継続して実施していく。	
			216		環境課	こどもエコクラブ活動に対する支援	こどもエコクラブ事務局として市民へ情報提供等を実施 H25年度 加入団体：なし	—	○	—	H16年4月～H26年3月	加入団体はないが、加入者の募集や情報発信を実施した。	今後も引き続き実施していく。
			217	市民が地域の自然環境等を再発見し、環境への関心を高められるような身近な環境資源を活用した環境学習を実施	環境課	水辺の楽校を開催(古賀市はたるの会と共催) 開催日：H25年7月28日	H21年度より実施	○	—	H21年4月～H26年3月	水辺の楽校を開催(古賀市はたるの会と共催)した。参加者延べ数：131名(H24年度は雨天のため中止)	今後も継続して実施していく。	
			218		学校教育課	各学校で環境教育に関わる書籍のコーナーを設置済	—	○	—	H16年4月～H26年3月	環境学習コーナーの設置によって、児童生徒自らが環境問題等に关心を持ち、自ら学習し、環境学習のきっかけとなつた。	今後も継続して実施していく。	
					サンフレシアが(図書館)	環境学習コーナーは設けていないが、図書館資料(図書・雑誌・視聴覚資料等)を充実し、件名・キーワードによる検索を可能にしている。	—	○	—	H15年4月～H26年3月	図書館資料を充実させ、件名・キーワードによる検索を可能にすることで、利用者の利便性を向上することができた。	現在も実施しており、今後も継続して実施する。	
			219	ごみ処理施設の見学会、研修会、体験学習等の開催	環境課	エコロの森(古賀清掃工場)で見学会を随時実施 ※実施主体：古賀清掃工場	—	○	—	H15年4月～H26年3月	ごみに関する環境教育のあり方を再検討し、年齢層に応じた環境教育・学習の充実を図ることは今後も重要である。	今後も引き続き実施していく。	
			220	空き教室の活用による環境学習の場の提供	学校教育課	—	—	—	○	—	学級数の増加により、空き教室(余裕教室)の確保が困難な状況であることから、空き教室を活用した環境学習の場の提供に至らなかった。	次期計画では実施予定なし。	

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括						
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P
4	(2)	市民・民間団体の活動促進											
	a	市民・民間団体の活動促進											
			221	環境保全活動の向上、発展に貢献し、功績が顕著であった団体に対する表彰制度の確立	環境課	—	市ごみ減量化・資源化優良事業所表彰制度は確立済 H25年度表彰実績：なし	○	—	H16年4月～ H17年3月	表彰基準を明確化、ごみ減量意識の向上や具体的な行動を促すために効果的である。	優良児業者への表彰制度の効果的な活用を図っていく。	
			222	環境保全活動団体・グループに対する活動費の一部補助	環境課	古賀市の良好な環境の保全と創造に関する施策・事業を推進するぐりんぐりん古賀に対し補助を実施した。	—	○	—	H25年4月～ H26年3月	古賀市の良好な環境の保全と創造に関する施策・事業を推進するぐりんぐりん古賀に対し補助を実施した。	・継続してぐりんぐりん古賀への補助実施予定。 ・公募型補助金制度に申請のあった団体の該事業に補助を実施予定。	
			223	環境保全アドバイザー養成講座の開設（再掲）※No203に同じ	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施には至らなかった。	今後は必要に応じて実施を検討していく。	
	b	民間団体間が連携した活動の促進、情報共有											
					環境課	—	—	—	○	—	検討したが環境課では実施しなかった。	今後は市民活動支援センターと協力して情報発信の強化に努めていく。	
			224	環境情報拠点施設の設置	生涯学習推進課	市民活動支援センターにおいて、ボランティア活動（環境情報含む）の情報を発信	H22年度より市民活動支援センターを設置	○	—	H22年4月～ H26年3月	H22年度に市民活動支援センターの設置と併せて、環境関係の市民活動団体の登録が開始されたことにより、機関紙、フェイスブック等で団体紹介や活動状況を発信した。	今後も継続して、団体の活動情報を発信していく。	
			225	環境保全活動を実践し、模範となる事例の発表会の開催	環境課	ぐりんぐりん古賀と共に「ぐりんぐりんフェス」を開催 開催日：H26年3月16日	市ごみ減量化・資源化優良事業表彰時に事例発表会を開催（H16年度、H17年度、H19年度）	○	—	H16年 H17年 H19年	環境保全活動に関する実践報告や情報交換の場を設定することは、普及啓発する上で重要な取り組みである。	今後も継続して実施していく。	
			226	環境保全活動の事例、開催日や内容の広報やインターネットの活用による紹介	環境課	環境保全イベント（ラブアース等）を広報・古賀市公式HPに掲載	—	○	—	H16年4月～ H26年3月	今後とも効果的な情報発信・情報提供を行なうことは重要である。	今後とも効果的な情報発信に努めていく。	
			227	市民、事業者、行政の連携により川を守っていくためのネットワークの構築	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。	今後も必要に応じて検討していく。	
					建設課	地元農区（薦野、米多比、薺王寺、小山田、谷山、筵内、青柳）と連携して河川の草刈りを実施	—	○	—	H16年4月～ H26年3月	地元農区によって河川の草刈を実施することで環境の改善となった。	今後も継続して実施していく。	
			228	古賀市環境市民会議の設立	環境課	—	「新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助金」を活用し、様々な事業を実施。 設立：H24年3月27日	○	—	H23年4月～ H24年3月	古賀市環境市民会議（愛称：ぐりんぐりん古賀）が平成24年3月27日に設立され、活動を継続している。	市民・民間団体・事業者が共働し、古賀市の良好な環境の保全と創造に関する施策・事業を推進することを目的として、活動を継続していく予定。	
			229	環境ボランティア登録制度の構築	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。	今後も必要に応じて実施していく。	
					生涯学習推進課	古賀市アダプトプログラム（古賀市内の企業・事業所がボランティアで市道の美化及び保全を行う事業）を実施 参加登録団体H25年度末現在33団体	—	○	—	H21年1月～ H26年3月	参加促進のために広報こがを利用して啓発を行い、参加している団体については、ゴミ袋の配布及びゴミの回収、活動持続のための助成制度の周知を行った。	今後も実施を予定している。	
			230	環境ボランティアネットワークの設立	環境課	古賀市環境市民会議（愛称：ぐりんぐりん古賀）で活動を行っている。	古賀市環境市民会議（愛称：ぐりんぐりん古賀）が平成24年3月27日に設立	○	—	H23年4月～ H24年3月	古賀市環境市民会議（愛称：ぐりんぐりん古賀）が平成24年3月27日に設立され、活動を継続している。	今後も継続して活動していく。	

平成25年度における実施状況							平成16年から平成25年度の10年間における総括							
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考	実施した	実施していない	実施期間	10年間で実施した内容と評価	次の計画にどう反映させるか	関連資料P	
4	(3)	環境情報の整備と提供												
	a	情報発信設備（システム、施設など）の整備												
			231	情報拠点施設の設置（再掲）（※No. 224に同じ）	環境課	—	—	—	○	—	検討したが環境課では実施しなかった。	今後は市民活動支援センターと協力して情報発信の強化に努めていく。		
			232	図書館、学校の環境学習コーナーの図書充実（再掲）（※No. 218と同じ）	学校教育課	各学校で環境教育に関わる書籍のコーナーを設置済	H22年度より市民活動支援センターを設置	○	—	H22年4月～H26年3月	H22年度に市民活動支援センターの設置と併せて、環境関係の市民活動団体の登録が開始されたことにより、機関紙、フェイスブック等で団体紹介や活動状況を発信した。	今後も継続して、団体の活動情報を発信していく。		
			233	インターネットホームページの開設	環境課	古賀市公式HPで環境情報を発信	—	○	—	H16年4月～H26年3月	環境学習コーナーの設置によって、児童生徒自らが環境問題等に関心を持ち、自ら学習し、環境学習のきっかけとなった。	今後も継続して実施していく。		
			234	市役所ロビーなどへの環境情報データベースシステムの設置（地図情報や画像情報）	環境課	年間を通して発電情報のデータを表示している	H22年度に市庁舎に太陽光発電システムを導入した際、発電情報等のデータを表示するモニターを設置	○	—	H22年4月～H26年3月	H22年度に市庁舎に太陽光発電システムを導入した際、発電情報等のデータを表示するモニターを設置。	現在も実施しており、今後も継続して実施する。		
	b	さまざまな環境情報の発信												
			235	環境教育・環境学習を率先して行っている企業の事例発表会や研修会の開催による、企業相互の情報交換の場づくり	環境課	—	—	—	○	—	他の施策を優先させたため、企業の事例発表会や研修会の開催は行わなかった。	今後は必要に応じて実施していく。		
			236	環境保全活動の事例、開催日や内容の広報やインターネットの活用による紹介（再掲）（※No. 226と同じ）	環境課	環境保全イベント（ラブアース等）を広報・古賀市公式HPに掲載	—	○	—	H16年4月～H26年3月	今後とも効果的な情報発信・情報提供を行なうことは重要である。	今後とも効果的な情報発信に努めていく。		
			237	エコ商品など環境にやさしい商品に関する情報提供、普及	環境課	他団体が作成したグリーン購入対象製品等の情報パンフレット等を環境課窓口で配布	—	○	—	H18年4月～H26年3月	他団体が作成したグリーン購入対象製品等の情報パンフレット等を環境課窓口で配布した。	今後も必要に応じ実施していく。		
			238	事業者の環境保全設備導入に対する資金援助の情報提供	農林振興課	省エネ対策関係補助金の情報提供の実施	—	○	—	H16年4月～H26年3月	計画期間中、継続して実施した。	次の計画においても引き続き実施する。		
			239	市による環境会計の導入	環境課	—	—	—	○	—	検討したが実施しなかった。	今後も必要に応じ検討していく。		
			240	環境白書（年次報告書）の発行	環境課	環境報告書を毎年発行	H16年度より実施	○	—	H16年4月～H26年3月	第1次古賀市環境基本計画に基づき、毎年、古賀市環境報告書の作成を行った。	今後は第2次古賀市環境基本計画に基づき、報告を行っていく。		
			241	パンフレット・情報誌の発行	環境課	—	—	—	○	—	検討したが環境課独自でのパンフレット・情報誌の発行は行わなかった。	今後は必要に応じ実施していく。		
			242	古賀市環境市民会議の設立（再掲）（※No. 228と同じ）	環境課	「新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助金」を活用し、様々な事業を実施。	H24年3月27日設立	○	—	H23年4月～H26年3月	古賀市環境市民会議（愛称：ぐりんぐりん古賀）が平成24年3月27日に設立され、活動継続している。	市民・民間団体・事業者が共働し、古賀市の良好な環境の保全と創造に関する施策・事業を推進することを目的として、活動継続予定している。		

## 2 平成25年度 新規事業

### 1 新規事業一覧

表 1 新規事業一覧

平成25年度における実施状況							
基本目標	施策体系	取組の方向性	No	環境基本計画掲載の市が取り組む具体的な施策	担当課	平成25年度実施した具体的な施策内容	備考
1	(4)	省資源・リサイクル、廃棄物対策					
	a	廃棄物減量対策					
			44	家庭や地域でできるごみの減量化や資源化方法の普及・啓発の推進	環境課	「使用済小型家電機器の再資源化事業」を実施(H25年10月1日～H26年3月31日) 回収量:130kg	—
1	(5)	省エネルギー対策					
	a	行政の率先実行による省エネルギー対策					
			91	古賀市地域省エネルギービジョンに基づく取組の推進	環境課	H26年3月に古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定	—
			94	地球温暖化防止地域推進計画の策定	環境課	H24・25年度で策定(第2次古賀市環境基本計画に含有)	—
	b	家庭やオフィスなどにおける省エネルギー対策					
			97	温暖化防止対策の具体的な市民運動として環境家計簿運動の推進	環境課	古賀市「グリーンカーテンの匠」事業にて説明を実施し、参加者へ配布した	H18年度～H21年度:エコライフデーを実施し、1日版環境家計簿(エコライフデーチェックシート)を作成し、市民に配布
			99	家庭において省エネルギー・省資源等に実際に取り組むモデル事業を行い、その結果を今後の効果的な普及方策に活用	環境課	市民の省エネ対策と身近な環境への関心や環境負荷低減への関心を持つきっかけづくりとしてH25年度より古賀市「グリーンカーテンの匠」事業を実施 H25年度 匠認定者:6組	—
2	《共生》						
	(1)	優れた自然、身近な自然の保全					
	a	森林の保全・創出					
			126	市民・事業者参加の緑地トラストによる森林の公有化	農林振興課	H25年度に松林の所有者から寄付を受けた	H25: 208m <sup>3</sup> (中川)
3	《調和》						
	(1)	まちのみどりの保全、創造					
	a	まちのみどりの保全					
			161	松林に関する情報の提供や保全のための啓発	農林振興課	H25年度から古賀市松原ボランティア団体との協議を定期的に実施することとした(意見交換会の開催)	H17年度に市民団体が実施する松原サミットの協力を実施
4	《参加》						
	(1)	環境教育・学習の推進					
	c	環境教育・学習に関する教材・資料の作成、活用					
			211	「環境家計簿」の作成・配布	環境課	古賀市「グリーンカーテンの匠」事業参加者、希望者に環境家計簿を配布	H18年度～H21年度:エコライフデーを実施し、1日版環境家計簿(エコライフデーチェックシート)を作成し、市民に配布

## 2 主な新規事業

### (1) 使用済小型家電機器等の再資源化事業

古賀市では使用済小型家電機器等の再資源化を促進し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的として、平成 25 年 10 月より公共施設に小型家電回収ボックスを設置しました。小型家電には、地球上で貴重と言われているレアメタル(希少金属)が含まれています。集めたものはリサイクル工場で有用な金属を取り出して、再び製品の材料に使用します。

平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに 130 kg の使用済小型家電機器等を回収しました。

#### ● 表2 使用済小型家電機器等の回収場所

設置場所	受付時間	受付できない日(各施設閉庁時)
古賀市役所内	8 時半 ~ 17 時	土曜日・日曜日
ひだまり館内(隣保館)	8 時半 ~ 17 時	日曜日
リーパスプラザ研修棟内	9 時 ~ 22 時	第 1, 3, 5 月曜日 祝祭日の場合は翌平日

※ 年末年始は除く。



#### ● 対象となるもの

回収可能な使用済小型家電機器等は、投入口を通過する大きさ (25cm×10cm) のもので、以下の 13 品目が対象となっています。

- |                                    |          |                 |
|------------------------------------|----------|-----------------|
| ① デジタルカメラ                          | ② ビデオカメラ | ③ ポータブル音楽プレーヤー  |
| ④ 携帯用ラジオ                           | ⑤ 携帯用テレビ | ⑥ ポータブルDVDプレーヤー |
| ⑦ 小型ゲーム機                           | ⑧ 電子辞書   | ⑨ 電卓            |
| ⑩ HDD(ハードディスク)                     | ⑪ リモコン   | ⑫ 携帯電話          |
| ⑬ 電子機器付属品 (ACアダプター・充電機器・コードケーブル類等) |          |                 |



## (2) 古賀市「グリーンカーテンの匠」事業

古賀市では、平成 25 年度から市民の省エネ対策と、身近な環境への関心や環境負荷の低減への関心を持つきっかけづくりを目的として、古賀市「グリーンカーテンの匠」事業を実施しました。

平成 25 年度は、参加した 88 組の市民にゴーヤの苗を 4 株ずつ配布し、育成に取り組んでいただきました。様々な講座を実施し、グリーンカーテンの匠に 6 組の方が認定されました。

●表3 平成 25 年度の主な取り組み

<b>① 古賀市「グリーンカーテンの匠」講習会</b> 日時：平成 25 年 5 月 24 日(金) 10:00～12:00 概容：福岡県地球温暖化防止活動推進員を講師に招き、グリーンカーテンの省エネ効果等を講習会で学び、ゴーヤの苗の植え付け体験を実施した。(参加者：86 名)
<b>② グリーンカーテンの育成レポート・ゴーヤ料理のレシピ募集</b> 期間：6 月～11 月 概容：レポートではゴーヤの成長、気がついたこと、レシピでは各家庭独自のゴーヤ料理を古賀市ホームページで募集した。(レポート投稿数：16 件、レシピ投稿数：25 件)
<b>③ サーモグラフィーでの効果測定</b> 日時：平成 25 年 8 月 5 日(月)～平成 25 年 8 月 9 日(金) 概容：グリーンカーテンのない窓とグリーンカーテンのある窓とを比較。表面温度だけでも 3 ～5 度程度の温度差があり、参加者の方は効果を実感していた。(測定数：7 組)
<b>④ 「グリーンカーテンの匠」コンテスト表彰式</b> 日時：平成 25 年 11 月 14 日(木) 10:00～12:00 概容：匠認定の基準を基に匠を認定した。認定式の後には、育成方法や育成における工夫などの意見交換を実施し、講師による解説を行った。(匠認定者：6 組)
<b>⑤ 土づくり講習会</b> 日時：平成 26 年 3 月 15 日(土) 9:30～11:30 概容：グリーンカーテンの匠に認定された方を中心に参加希望者で実施し、土の再生方法から学ぶ、土づくり講習会を実施した。(参加者：22 名)

### ○今後について

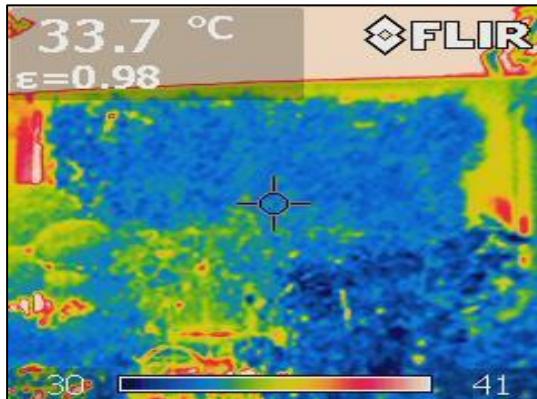
平成 26 年度においては、市民向けには前年度の取組に加えて、種からの育成や環境学習等の取組を行っていきます。また、市内小中学校から小学校 2 校をモデル校として選出し、匠に認定された方を中心に、学校と地域、行政とが協力し、子どもたちと一緒にグリーンカーテンの設置に取り組んでいきます。



古賀市「グリーンカーテンの匠」講習会



グリーンカーテンの育成レポート・レシピ



サーモグラフィーでの効果測定



「グリーンカーテンの匠」コンテスト表彰式



土づくり講習会



「グリーンカーテンの匠」ロゴマーク

### ③ 施策の総合的かつ計画的な推進のための施策

#### 1 古賀市環境審議会

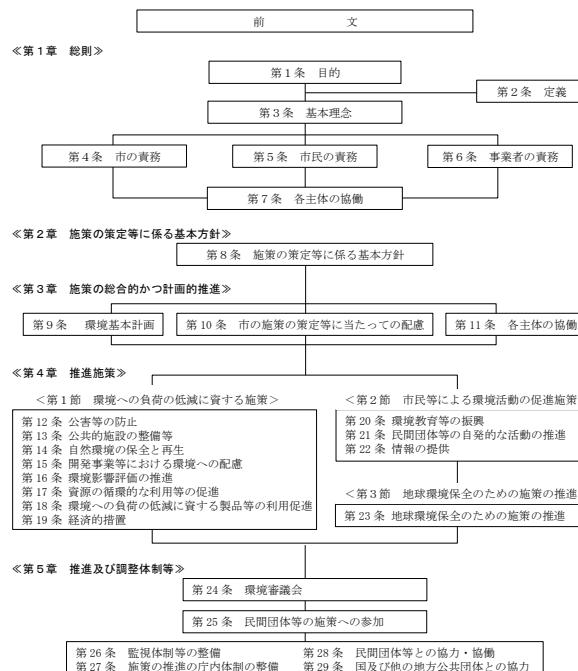
古賀市環境審議会は、古賀市環境基本条例第24条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項について調査審議するために設置された附属機関で、識見を有する者、公共的団体等の構成員、一般市民により構成されています。

平成25年度は、第二次古賀市環境基本計画の策定に伴う審議及び平成25年版古賀市環境報告書案に関する審議など、全4回開催されました。

表4 環境審議会の開催状況（平成25年度）

開催日	主な審議内容
平成25年6月24日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第2次古賀市ごみ処理基本計画について（諮問）</li><li>・今年度の環境審議会のスケジュールについて（説明）</li><li>・第2次古賀市ごみ処理基本計画策定の概要について（説明）</li><li>・現在の古賀市ごみ処理基本計画の施策の点検・評価、アンケート結果、市民ワークショップの提案、課題等（審議）</li><li>・第2次古賀市ごみ処理基本計画の基本方針について（審議）</li></ul>
平成25年8月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第二次古賀市環境基本計画の計画骨子について</li><li>・第二次古賀市ごみ処理基本計画の計画骨子について</li></ul>
平成25年11月29日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第二次古賀市環境基本計画の計画骨子について</li><li>・第二次古賀市ごみ処理基本計画の計画骨子について</li></ul>
平成26年2月19日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第2次古賀市環境基本計画の答申案について</li><li>・第2次古賀市ごみ処理基本計画の答申案について</li><li>・平成25年版古賀市環境報告書について</li></ul>

図1 環境基本条例の構成



## 4 古賀市職員の環境配慮行動の実践

### 1 古賀市環境保全実行計画の推進

#### (1) エネルギー使用量の削減

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、「古賀市地球温暖化防止率先行動計画」を策定しており、平成27年度末までに温室効果ガスの総排出量を対平成11年度比で7%削減することを目標に、市役所庁舎や出先機関において、地球温暖化防止対策に取り組んでいます。

平成25年度は、空調機等の省エネを徹底した結果、施設で使用する燃料は、灯油を除き、前年度を下回ることができました。

平成25年度の温室効果ガスの総排出量は基準年である平成11年度比で12.7%の削減を達成しました。（目標：基準年比7%削減）

表5 近年の古賀市の公共施設におけるエネルギー使用量

区分	単位	H24	H25
使用料	電気	kWh	9,727,989 9,644,158
	軽油	L	60 20
	重油		37,300 31,568
	灯油	m <sup>3</sup>	60,979 61,121
	LPG		50,875 43,370
	ガソリン	L	39,850 31,785
	軽油		9,889 8,972
	上水道	m <sup>3</sup>	98,737 94,062

表6 古賀市の公共施設における二酸化炭素排出量の基準年との比較

区分	単位	基準年 *	基準年との比較					
			H21	H22	H23	H24	H25	
二酸化炭素排出量	電気	kg-CO <sub>2</sub>	4,015,452	-9.8%	-3.6%	-6.3%	-12.8%	-13.5%
	冷暖房燃料		362,352	+15.9%	+20.0%	+17.9%	+12.1%	+1.7%
	公用車燃料		133,996	+9.4%	-16.4%	-13.0%	-12.4%	-28%
	計		4,511,800	-7.1%	-2.0%	-4.5%	-10.8%	-12.7%

\*基準年の数値：平成11年12月から平成12年11月までの期間の合計値

(資料：財政課)

## (2) グリーン購入の推進

市の機関におけるグリーン購入の推進については、「古賀市グリーン購入の推進に関する基本方針」を策定し、市全体で取り組みを行っています。例年、紙類・文具類等の調達し易いものは調達率が高い傾向にあります。

平成25年度は、多くの分野で高い調達率を維持していますが、調達率の低い分野については、今後も取り組みを進める必要があります。

表7 グリーン購入の適合物品の調達率の推移

分野	年度	H21	H22	H23	H24	H25	(参考) 福岡県 H24
紙類	94.8 %	96.0 %	92.2%	91.3%	96.6%	99.9%	
文具類	96.9 %	99.3 %	99.7%	99.2%	98.8%	100.0%	
オフィス家具等	78.9 %	82.9 %	99.3%	95.7%	98.5%	99.9%	
機器類							
OA機器	76.1 %	83.4 %	98.8%	95.1%	94.8%	99.9%	
家電製品						100.0%	
照明	55.5 %	79.0 %	88.8%	99.7%	99.4%	100.0%	
自動車	-	-	-	-	-	100.0%	
制服・作業服	43.9 %	89.1 %	100.0%	86.1%	70.4%	100.0%	
作業用手袋	43.3 %	52.7 %	100.0%	100.0%	84.3%		
インテリア・寝装寝具							
その他繊維製品	98.6 %	94.4%	97.6%	13.9%	56.5%	100.0%	
設備						100.0%	
役務	54.9 %	100%	21.4%	99.0%	93.6%		
その他の物品等	42.7 %	94.2%	91.0%	99.5%	93.4%		
平均	68.6 %	87.1 %	88.9%	87.9%	88.7%	99.9%	

※ 調達率(%)は、各分野におけるグリーン購入適合物品の調達数を調達総量で割ったものです。

※ 参考の福岡県の数値は、県の機関において取り組んだ環境配慮物品の調達率です。調達率の目標値を100%として取り組まれています。

(資料:環境課)

## 第2部 環境の状況

## 1 市の概況

### 1 沿革

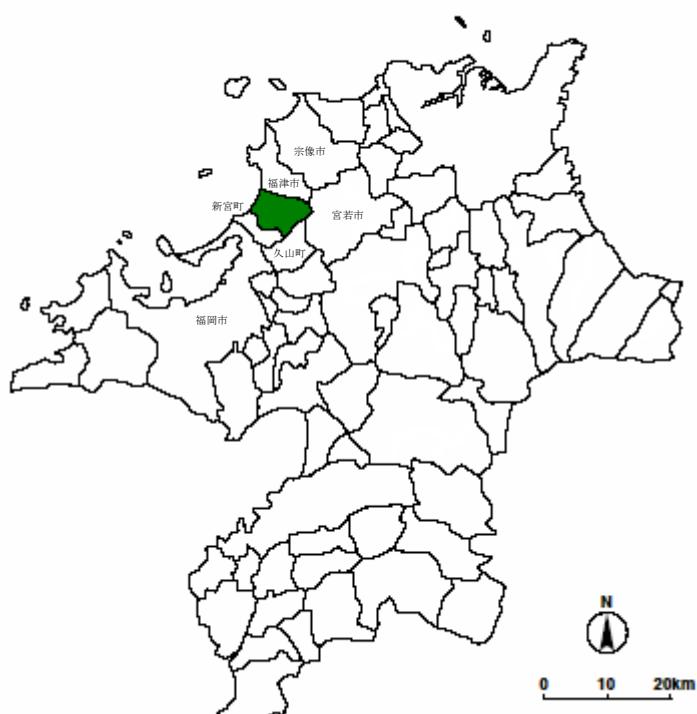
明治 22 年（1889 年）に市制町村制が施行され、それまで 16 に分かれていた村が合併し、席内村、青柳村、小野村の 3 村となり、その後、昭和 13 年（1938 年）の町制施行により席内村が古賀町となりました。さらに、昭和 30 年（1955 年）にこれらの 1 町 2 村が合併し古賀町となり、平成 9 年（1997 年）の市制施行により現在の古賀市となりました。

### 2 地勢

福岡県の西北部に位置し、市域は東西方向に約 11 km、南北方向に約 7 km、総面積は 42.11 km<sup>2</sup> となっています。福岡都市圏に属し、南西部は新宮町、南部は久山町、東部は宮若市、北東部は福津市と隣接しています。

市内には、JR 鹿児島本線、九州自動車道、国道 3 号、国道 495 号など主要幹線が南北に走り、福岡市の中心部まで約 15 km、JR を利用して約 20 分、国道 3 号を利用して約 30 分となっています。また、古賀インターチェンジは年間 700 万台以上の車が利用しています。

図 2 古賀市の位置



### 3 気象

本市は、日本海型気候区に属し、比較的温暖な気候であり、年間降水量は5年間の平均で、約1,392 mm程度となっています。

表8 気温の推移

年次	最高	最低	平均	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H20	35.2	-0.9	16.2	6.9	5.6	9.6	14.0	18.3	21.0	28.0	26.7	24.1	19.2	12.8	8.6
H21	33.9	-3.0	16.3	5.9	8.8	10.5	14.4	18.6	22.6	25.6	26.6	23.2	18.4	12.9	8.1
H22	36.5	-2.1	16.4	6.1	8.4	9.8	12.7	17.7	22.6	26.6	29.1	25.0	18.8	12.3	8.2
H23	34.7	-3.2	16.0	3.2	7.2	7.7	13.3	18.5	22.9	26.7	27.2	23.9	18.3	15.1	7.7
H24	35.7	-3.7	15.8	5.4	5.0	9.4	14.7	18.8	22.1	26.8	28.0	23.3	17.7	11.9	6.7

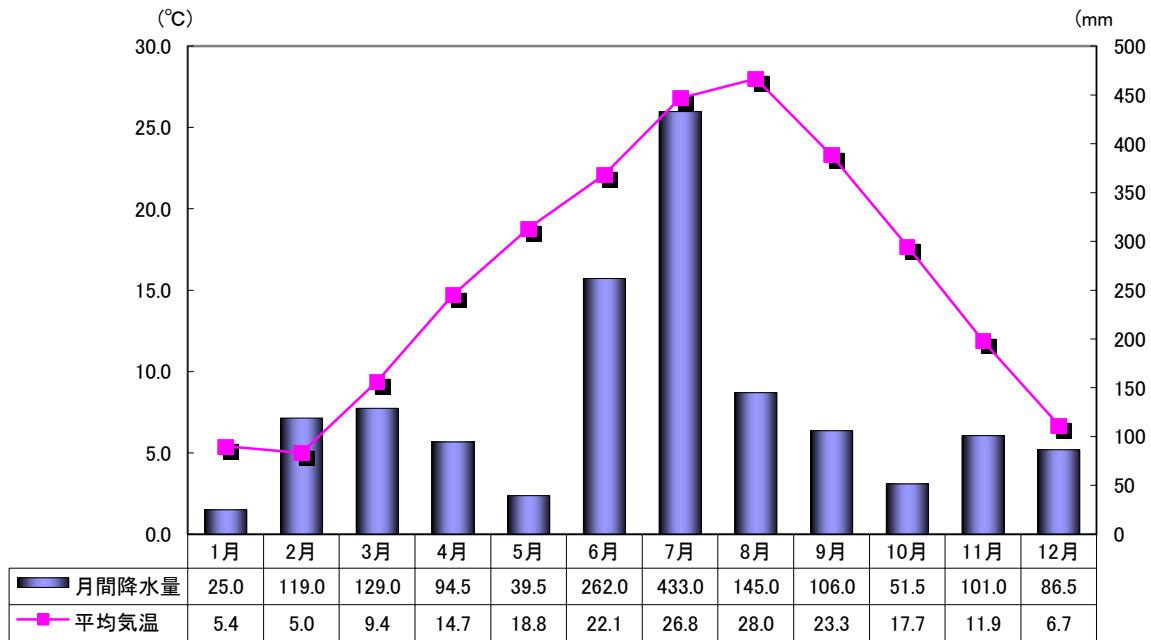
(単位: °C)

表9 降水量の推移

年次	総量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H20	1,204.0	75.0	46.0	183.0	53.0	83.0	221.0	44.0	193.0	154.0	11.0	75.0	66.0
H21	1,345.0	67.0	89.0	44.0	81.0	50.0	134.0	522.0	69.0	56.0	77.0	112.0	44.0
H22	1,117.0	39.0	52.0	47.0	60.0	46.0	110.0	312.0	77.0	137.0	51.0	44.0	142.0
H23	1,701.0	120.0	63.0	69.0	53.0	305.0	325.0	126.0	240.0	116.0	95.0	154.0	35.0
H24	1,592.0	25.0	119.0	129.0	94.5	39.5	262.0	433.0	145.0	106.0	51.5	101.0	86.5

(単位: mm)

図3 平均気温及び月間降水量(平成24年度)



(資料: 平成24年消防年報 紫屋北部消防本部)

## 4 人口

### (1) 総人口・世帯数

本市の人口は、昭和 30 年（1995 年）の合併当時には 18,309 人でしたが、平成 22 年（2010 年）には 57,920 人と 3 倍を超えています。1 世帯当たりの人数は、昭和 30 年には 5.75 人でしたが、平成 22 年には 2.69 人となっており、核家族化の進行が見られます。

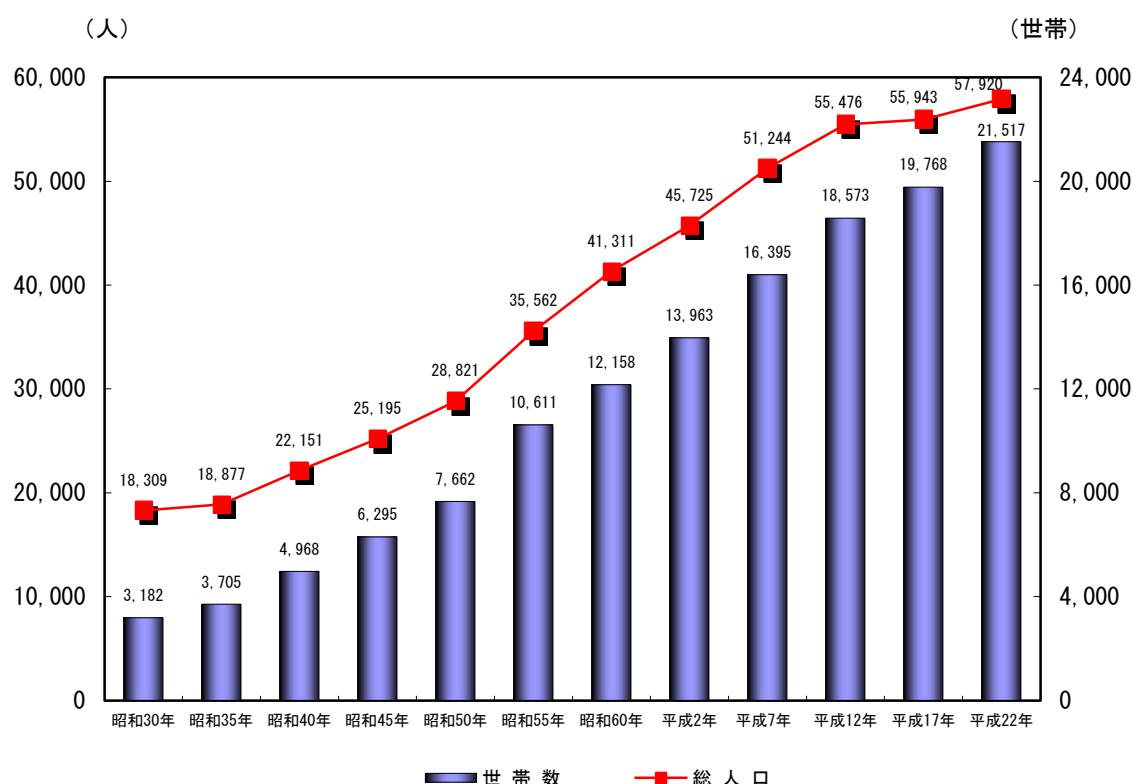
平成 26 年 3 月末現在の総人口は、58,451 人となっています。

表 10 総人口・世帯数の推移

年次	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
総人口	18,309	18,877	22,151	25,195	28,821	35,562	41,311	45,725	51,244	55,476	55,943	57,920
世帯数	3,182	3,705	4,968	6,295	7,662	10,611	12,158	13,963	16,395	18,573	19,768	21,517
人/世帯	5.75	5.10	4.46	4.00	3.76	3.35	3.40	3.27	3.13	2.99	2.83	2.69

（単位：人）

図 4 総人口・世帯数の推移



（資料：平成 22 年 国勢調査）

## (2) 人口動態

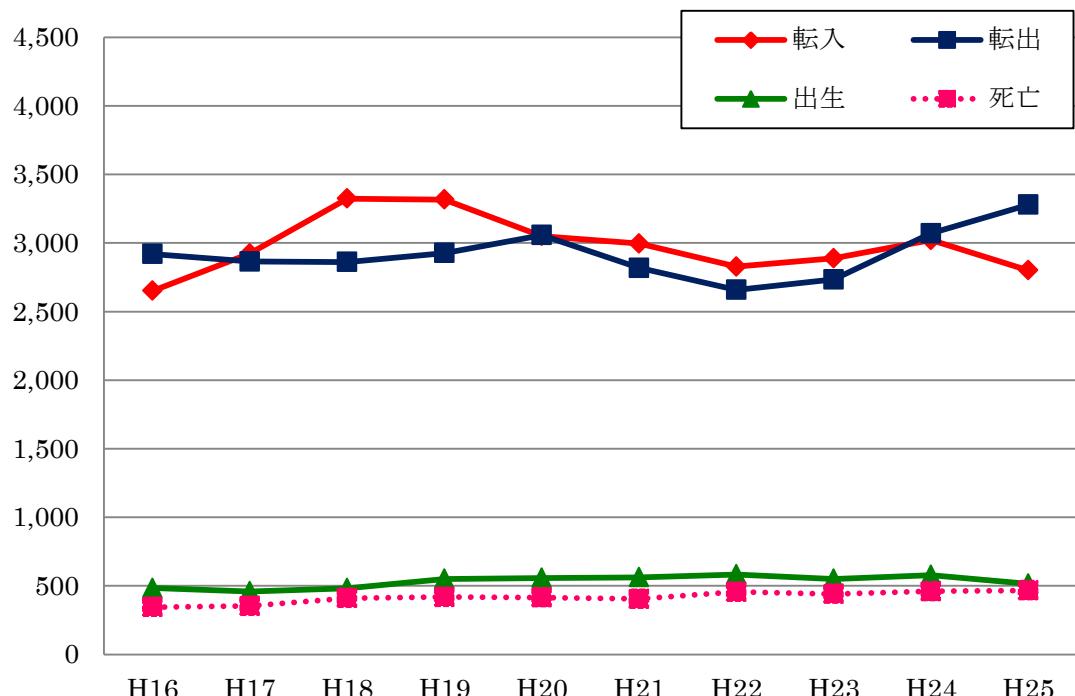
人口動態の推移を見ると、平成 10 年度までは社会増加が多く、人口増加の主な要因となっていました。総人口は、平成 15 年度から平成 16 年度まで転出者数の増加等により減少しましたが、平成 17 年度より増加傾向にあります。

表 11 人口動態の推移

年度	社会動態			自然動態			その他 増減	人口 増加数
	転入	転出	増減	出生	死亡	増減		
H15	2,980	3,073	-93	503	408	95	-11	-9
H16	2,652	2,920	-268	484	345	139	-27	-156
H17	2,924	2,865	59	459	353	106	-12	153
H18	3,324	2,862	462	483	411	72	7	541
H19	3,317	2,927	390	550	419	131	10	531
H20	3,051	3,058	-7	558	415	143	129	165
H21	2,996	2,818	178	562	405	157	13	348
H22	2,828	2,659	169	583	456	127	3	299
H23	2,888	2,735	153	551	441	110	26	289
H24	3,022	3,070	-48	579	461	118	423	493
H25	2,801	3,280	-479	516	466	50	-61	-490

(単位：人)

図 5 人口動態の推移



(資料：市民国保課)

## 5 産業

### (1) 産業構造

本市の産業は、恵まれた交通体系を背景に、市南西部の工業団地に立地する製造業（工業）を中心に発展してきています。

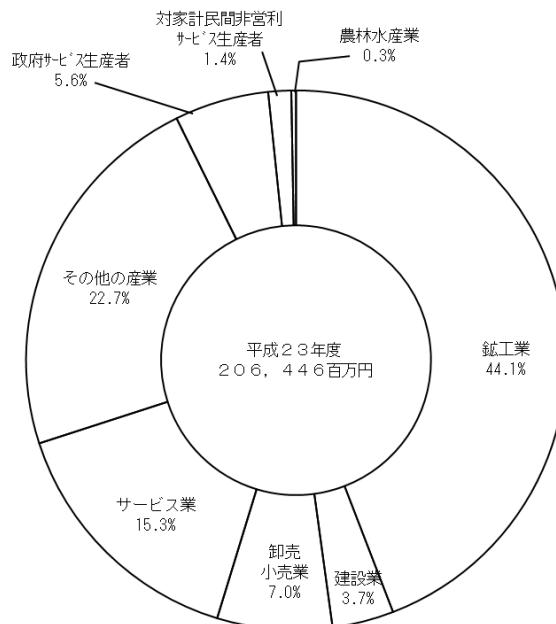
表 12 経済活動別市内総生産

年度	市内 総生産	農林 水産業	鉱工業	建設業	卸売 小売業	サービス 業	その他の 産業	政府 サービス 生産者	対家計民 間非営利 サービス 生産者	輸入品に 課される 税・関税等
H13	198,881	783	82,263	7,848	14,528	33,248	46,128	11,683	1,941	458
H14	196,962	706	79,085	8,592	15,194	32,271	46,477	12,030	2,033	575
H15	206,272	755	89,295	8,744	15,051	31,620	46,275	11,802	2,005	725
H16	199,274	666	83,962	6,875	15,011	31,054	46,941	12,004	2,087	674
H17	194,128	677	79,015	7,288	14,579	29,439	48,040	12,096	2,262	730
H18	191,731	579	74,664	9,553	13,696	28,904	49,199	11,571	2,550	1,014
H19	209,235	567	86,149	12,691	13,491	30,030	50,775	11,915	2,510	1,108
H20	183,825	579	68,709	7,636	13,431	29,720	48,775	11,604	2,478	893
H21	190,299	550	73,132	8,268	13,902	30,457	49,193	11,553	2,394	851
H22	186,181	577	70,923	8,047	13,867	31,062	46,935	11,221	2,582	966
H23	206,446	571	90,491	7,551	14,113	31,350	46,503	11,579	2,810	1,477

※過年度については毎年修正値が公表

(単位：百万円)

図 6 経済活動別市内総生産（平成 22 年度）



(資料：平成 23 年市町村民経済計算 福岡県)

表 13 市内総生産及び市民所得の推移

年度	総生産 (百万円)	就業者 1 人 当たり総生産 (千円)	所得 (百万円)	人口 1 人 当たり所得 (千円)
H12	198, 881	7, 974	168, 500	3, 012
H13	196, 962	8, 008	141, 746	2, 514
H14	206, 272	8, 363	163, 061	2, 911
H15	199, 274	8, 046	168, 463	2, 999
H16	194, 128	7, 747	169, 183	3, 024
H17	191, 731	7, 509	168, 057	2, 979
H18	209, 235	8, 040	175, 219	3, 076
H19	183, 825	7, 048	163, 777	2, 857
H20	190, 299	7, 361	168, 173	2, 844
H21	186, 181	7, 134	168, 173	2, 904
H22	206, 446	7, 849	173, 158	2, 976

※過年度については毎年修正値が公表

(資料 : 平成 23 年市町村民経済計算 福岡県)

表 14 産業（大分類）別 15 歳以上就業者数(H17, H22)

産業分類（大分類）	H17	産業分類（大分類）	H22
総 数	26,552	総 数	27,300
第 1 次 産 業	727	第 1 次 産 業	556
(構成比)	(2.7%)	(構成比)	(2.0%)
農業	720	農業、林業	555
林業	3	うち農業	554
漁業	4	漁業	1
第 2 次 産 業	7,025	第 2 次 産 業	6,914
(構成比)	(26.5%)	(構成比)	(25.3%)
鉱業	7	鉱業、採石業、砂利採取業	7
建設業	2,087	建設業	1,979
製造業	4,931	製造業	4,928
第 3 次 産 業	18,429	第 3 次 産 業	18,745
(構成比)	(69.4%)	(構成比)	(68.7%)
電気・ガス・熱供給・水道業	117	電気・ガス・熱供給・水道業	133
情報通信業	552	情報通信業	517
運輸業	1,920	運輸業、郵便業	2,236
卸売・小売業	5,105	卸売業・小売業	4,734
金融・保険業	623	金融業・保険業	638
不動産業	309	不動産業、物品賃貸業	424
飲食店・宿泊業	1,214	学術研究、専門技術サービス業	632
医療・福祉	2,590	宿泊業、飲食サービス	1,359
教育・学習支援業	1,134	生活関連サービス業	948
複合サービス業	213	教育、学習支援業	1,151
サービス業 (他に分類されないもの)	3,518	医療、福祉	3,113
公務 (他に分類されないもの)	1,134	複合サービス事業	110
分類不能の産業	371	サービス業 (他に分類されないもの)	1,586
(構成比)	(1.4%)	公務 (他に分類されるものを除く)	1,164
		分類不能の産業 (構成比)	1,085 (4.0%)

※「日本標準産業分類」の改定のため、平成 17 年国勢調査分(平成 14 年 10 月から改定適用)

平成 22 年国勢調査分(平成 19 年 11 月から改定適用)は大分類がそれ以前と異なっています。

(資料：平成 22 年国勢調査)

## (2) 工業

本市の工業は、昭和 30 年代までは現在の JR 古賀駅周辺の機械・金属関連工場が主なものでしたが、昭和 40 年代以降、九州自動車道古賀 IC や国道 3 号の開通などにより交通の利便性が向上したことや大都市への近接性から、市南西部に工業団地が整備されるなど、現在では県下有数の規模を誇っています。

表 15 工業事業所数等の推移

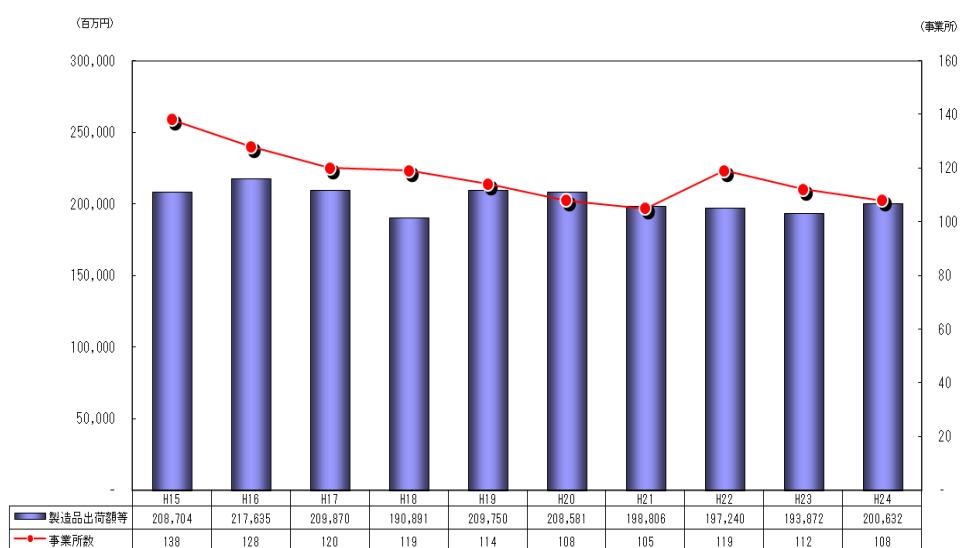
年度	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)		付加価値額 (百万円)
			(県内順位)		
H13	128	8,703	225,420	7 位	92,460
H14	120	8,358	212,922	7 位	88,292
H15	119	7,982	208,704	8 位	92,497
H16	114	8,121	217,635	8 位	91,615
H17	108	8,052	209,870	9 位	87,810
H18	105	7,980	190,891	8 位	82,313
H19	119	8,592	209,750	9 位	92,320
H20	112	8,232	208,581	9 位	85,870
H21	108	8,440	198,806	9 位	76,904
H22	105	8,492	197,240	9 位	87,604
H23	98	6,327	193,872	-	94,845
H24	99	7,094	200,632	-	96,570

※ H23 は、平成 24 年経済センサス・活動調査を参考に掲載しています。

(資料：平成 24 年工業統計調査)

(資料：平成 24 年経済センサス・活動調査（製造業に関する確報）福岡県分 ふくおかデータウェブ)

図 7 工業事業所数等の推移



(資料：平成 24 年工業統計調査)

### (3) 商業

平成 24 年の経済センサス-活動調査によると、本市の商業事業所数は 386、従事者数は 2,898 人となっています。商業統計調査における昭和 60 年の数値と平成 19 年の数値を比較すると、事業所数は 1 割強の増加、従事者は約 2 倍の増加となっており、年間商品販売額は 2.6 倍に増加しています。

表 16 商業事業所数等の推移

年次	事業所数			従業者数			年間商品販売額 (万円)			売場面積 (m <sup>2</sup> )
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	
S60	451	49	402	1,878	285	1,593	3,427,897	1,215,830	2,212,067	24,348
S63	438	56	382	1,993	349	1,644	4,693,675	2,453,143	2,240,532	24,033
H3	466	77	389	2,223	506	1,717	7,695,133	4,493,546	3,201,587	28,886
H6	506	86	420	3,060	663	2,397	8,533,512	4,127,004	4,406,508	57,714
H9	473	76	397	3,145	667	2,478	8,381,514	4,159,020	4,222,494	56,014
H11	570	101	469	3,913	732	3,181	9,412,330	4,532,847	4,879,483	70,761
H14	534	105	429	3,755	884	2,871	9,147,101	4,706,166	4,440,935	65,686
H16	558	123	435	4,433	960	3,473	10,895,412	5,347,002	5,548,410	75,511
H19	512	110	402	3,918	941	2,977	8,982,431	4,322,834	4,659,597	71,558

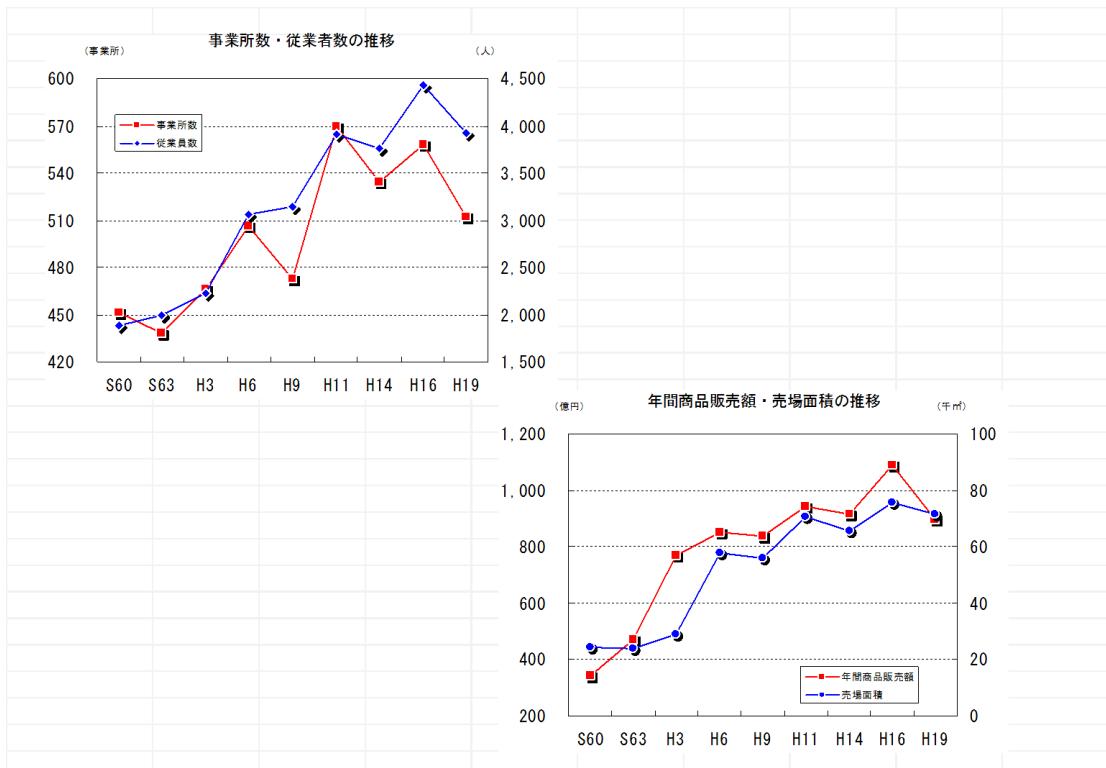
(資料：平成 19 年商業統計調査)

※ H24	386	103	283	2,898	604	2,294	9,725,200	5,387,300	4,337,900	63,965
-------	-----	-----	-----	-------	-----	-------	-----------	-----------	-----------	--------

※ H24 は、平成 24 年経済センサス-活動調査を参考に掲載しています。なお、商業統計調査は H27 に公表予定です。

(資料：平成 24 年経済センサス-活動調査)

図 8 事業所数・従業者数・年間商品販売額・売場面積の推移



(資料：平成 19 年商業統計調査)

#### (4) 農業

本市の農業は、農村地域の開発による農地の減少、都市化の進展等による農業従事者の兼業化や高齢化、離農の増加、後継者不足など課題はありますが、環境保全型農業の振興やコスモス館を拠点とする地産地消の推進など消費者ニーズにあった都市近郊型農業への転換も進められています。

表 17 農家数、農業就業人口、経営耕地面積の推移

年次	農家数					農業就業人口	経営耕地面積						
	総農家数	販売農家数			自給的農家数		総数	田	畠		樹園地		
		総数	専業	兼業					稻				
S55	842	842	175	215	452		1,561	1,147	514	417	53	580	577
S60	753	753	148	162	443		1,565	970	486	424	61	423	422
H2	649	649	149	96	404		1,278	804	473	362	57	274	272
H7	580	580	101	81	398		1,023	674	431	371	77	166	165
H12	524	449	97	77	275	75	859	580	394	304	56	130	129
H17	515	389	83	66	240	126	760	519	364	303	49	105	
H22	491	348	94	54	200	143	479	484	353	299	43	86	

(資料：2010年世界農林業センサス)

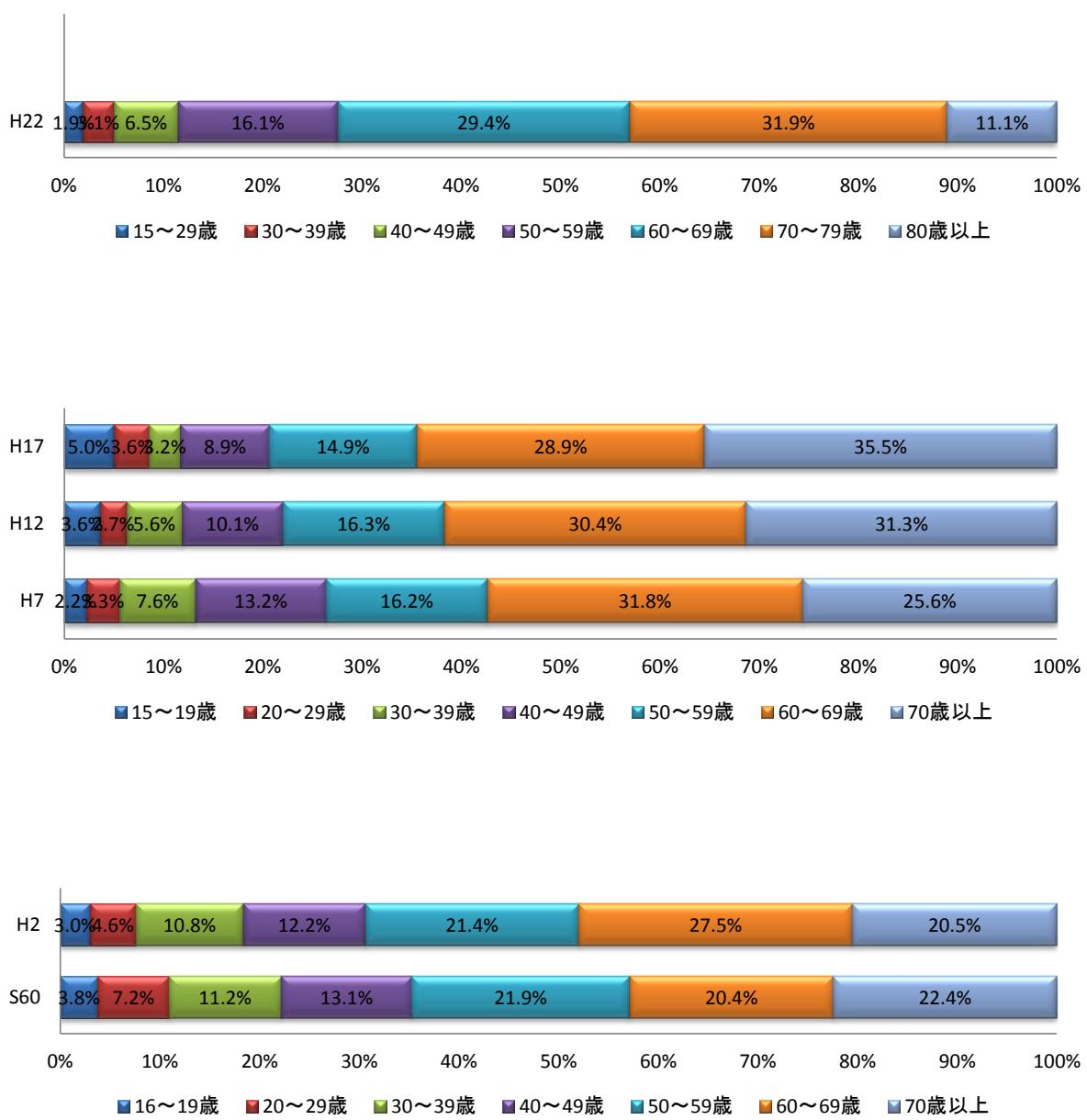
表 18 年齢別農業従事者数の推移

区分	S60	H2	区分	H7	H12	H17	区分	H22
16～19歳	59	38	15～19歳	23	31	38	15～29歳	9
20～29歳	112	59	20～29歳	34	23	27	30～39歳	15
30～39歳	176	138	30～39歳	78	48	24	40～49歳	31
40～49歳	205	156	40～49歳	135	87	68	50～59歳	77
50～59歳	342	274	50～59歳	166	140	113	60～69歳	141
60～69歳	320	351	60～69歳	325	261	220	70～79歳	153
70歳以上	351	262	70歳以上	262	269	270	80歳以上	53
計	1,565	1,278	計	1,023	859	760	計	479

※平成7年度より区分（16～19歳）が（15～19歳）に変更。平成22年度より（15～19歳）と（20～29歳）を統合

(資料：2010年世界農林業センサス)

図 9 年齢別農業従事者数の推移



(資料：2010年世界農林業センサス)

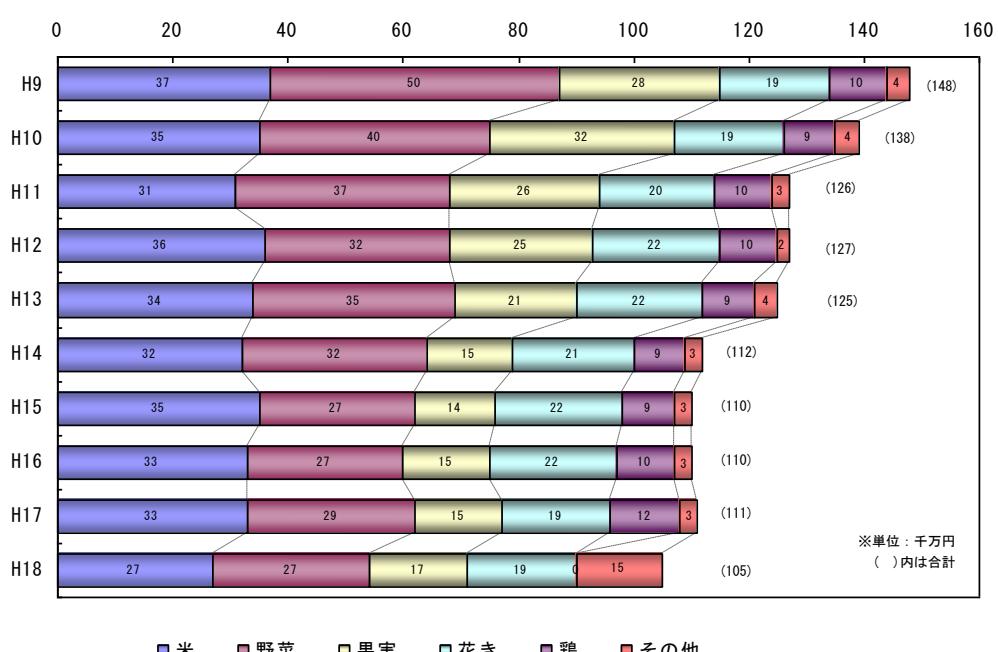
表 19 農業生産額の推移

年次	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
総額	148	138	126	127	125	112	110	110	111	105
耕種	137	128	115	116	114	102	101	98	98	93
米	37	35	31	36	34	32	35	33	33	27
麦類	0	0	-	0	0	-	0	0	0	0
雑穀・豆類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いも類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
野菜	50	40	37	32	35	32	27	29	29	27
果実	28	32	26	25	21	15	14	15	15	17
花き	19	19	20	22	22	21	22	19	19	19
工芸農作物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
種苗・苗木類・その他	1	1	1	0	2	2	2	2	2	1
畜産	11	11	11	11	11	10	9	11	13	13
肉用牛	1	1	0	0	0	X	X	X	X	X
乳用牛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豚	1	1	1	1	1	X	X	X	X	X
鶏	10	9	10	10	9	9	9	10	12	X
その他畜産物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加工農産物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(※九州農政局福岡農政事務所により公表されているが、平成 19 年度以降公表を取り止め。) (単位: 千万円)

※表の数値がX[エックス]となっているのは、数値の統計が不明を指す。

図 10 農業生産額の推移



(資料: 平成 19 年福岡農林水産統計年報)

## 6 土地利用

### (1) 土地利用状況

本市の土地利用の推移を見ると、昭和30年代は、JR古賀駅とその周辺に立地する工場を囲むように住宅と商店が張り付くかたちで中心市街地が形成され、平地から東部の丘陵地にかけて農地と農村集落が分布していました。

昭和40年代に入ると、高度経済成長を背景として、市南西部に工業団地、市街地周辺部に住宅団地が整備されるなど都市化が進展し、九州自動車道と国道3号もこの時期に整備されました。

昭和50年代は、住宅団地や工業団地の開発が続き、人口の増加や工業集積が進んだ時期ともいえます。しかしながら、都市計画区域外の東部丘陵地においては、小規模な住宅開発が分散して行われ、狭小過密な住宅地が増加した時期でもあります。

昭和60年代以降は、市街化区域内における大規模な住宅開発が行われるとともに、都市計画区域外における住宅開発も引き続き行われ、人口増加の大きな要因となりました。

表 20 土地利用状況の推移

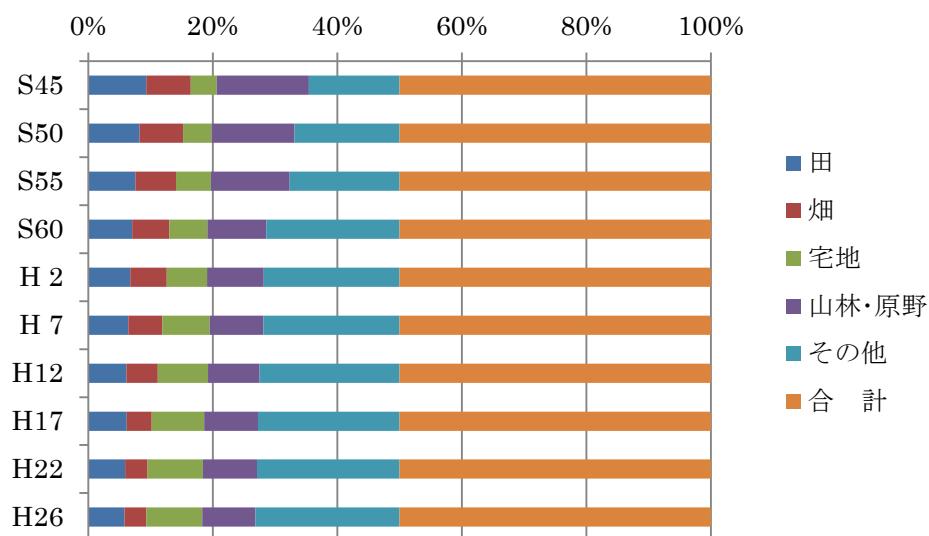
年度	田	畠	宅地	山林・原野	その他	合計
S45	784.8	600.3	350.2	1,249.3	1,225.5	4,210.0
S50	695.5	588.9	383.2	1,123.2	1,419.2	4,210.0
S55	638.3	548.2	473.0	1,064.2	1,486.3	4,210.0
S60	593.2	503.8	515.7	796.9	1,800.5	4,210.0
H 2	569.0	493.6	545.1	765.8	1,836.5	4,210.0
H 7	543.1	459.2	637.9	727.9	1,842.9	4,211.0
H12	515.0	427.8	677.6	698.8	1,891.8	4,211.0
H17	518.6	339.9	709.6	727.3	1,915.6	4,211.0
H22	497.0	305.3	747.1	735.4	1,926.2	4,211.0
H26	492.0	290.8	758.5	721.4	1,948.3	4,211.0

※その他は雑種地、鉄道用地、道路など。

(単位:ha)

※数値は最新値を掲載している。

図 11 土地利用状況の推移



※課税評価地目による区分

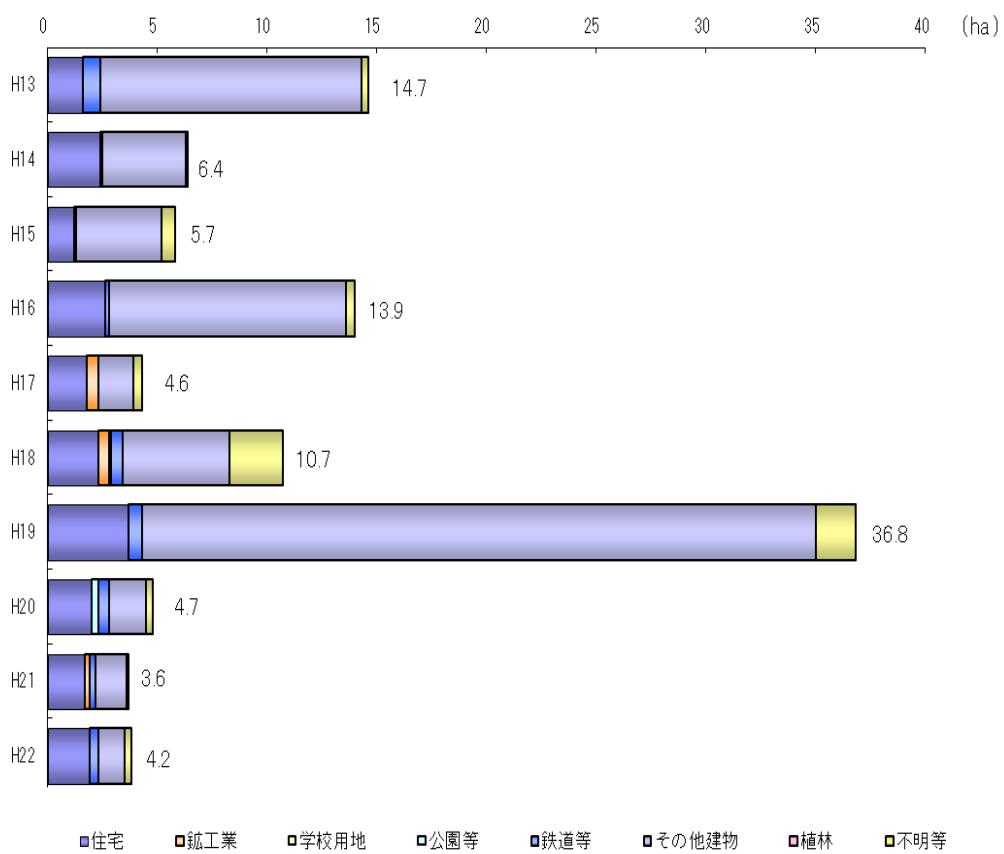
(資料: 市税課)

表 21 農地転用面積の推移

転用先 年次	総数	住宅	鉱工業	学校用地	公園 運動場等	鉄道、道路、 水路等	その他の 建物施設	植林	不明 分類不能
H13	14.7	1.6	0.0	-	-	0.8	11.9	-	0.3
H14	6.4	2.4	0.1	-	-	0.0	3.8	-	0.1
H15	5.7	1.2	0.0	0.1	-	-	3.9	-	0.6
H16	13.9	2.6	-	-	-	0.2	10.8	-	0.4
H17	4.6	1.8	0.5	-	0.3	-	1.6	-	0.4
H18	10.7	2.3	0.5	-	-	0.5	4.9	-	2.4
H19	36.8	3.7	-	-	-	0.6	30.7	-	1.8
H20	4.7	2.0	0.2	-	-	0.5	1.7	-	0.3
H21	3.6	1.7	0.2	-	-	0.3	1.4	-	0.1
H22	4.2	1.9	0.0	-	-	0.4	1.2	-	0.3

(単位:ha)

図 12 農地転用面積の推移



(資料: 福岡県農地計画課)

## (2) 土地利用計画

本市は、総面積 4,211ha のうち、2,220ha が都市計画区域に指定され、そのうち、805ha が市街化区域、1,415ha が市街化調整区域となっています。残りの 1,991ha は都市計画区域外となっています。

市街化区域については、居住機能の整備・充実、商業・業務・サービス機能の立地誘導による中心市街地機能の充実、工業機能の拡充を図ることとします。市街化調整区域については、農業的土地区画整理事業を維持するとともに、都市的な土地区画整理事業についても周辺環境との調和を図りながら検討することとします。また都市計画区域外については、環境の保全や農業の振興等を図りながら良好な宅地の形成と都市施設整備の適切な誘導を図る手法の検討を行います。

## 7 公共交通

本市の公共交通機関としては、JR鹿児島本線及び西鉄の路線バスがあります。

表 22 鉄道各駅の 1 日平均乗降客数

年度	H20	H21	H22	H23	H24
JR古賀駅	13,058	12,590	12,696	13,016	12,972
JR千鳥駅	8,181	8,244	8,347	8,450	8,348
JRしぶ駅	-	1,250	1,455	1,682	1,889
西鉄古賀ゴルフ場駅	-	-	-	-	-
西鉄古賀駅	-	-	-	-	-
西鉄花見駅	-	-	-	-	-

※JRしぶ駅は平成 21 年 3 月 14 日開通であるが H20 記載なし。 (単位: 人/日 資料: JR九州)

## 2 自然環境

### 1 自然環境に関する法指定

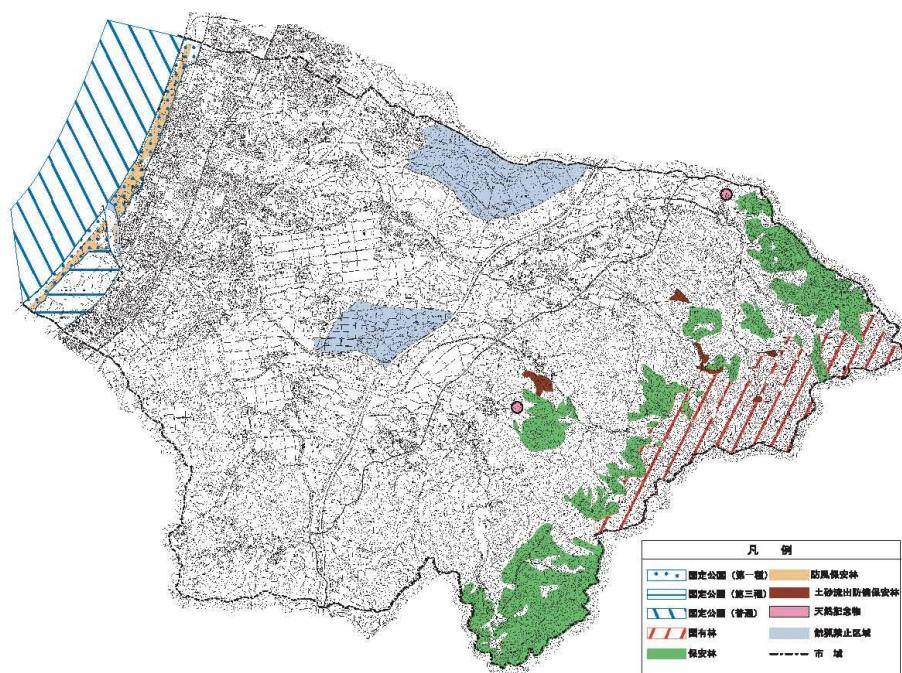
本市における自然環境に関する指定地域等は、自然公園法、森林法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づくものがあります。

自然公園法に基づく国定公園としては、市西部の海岸及び松林が玄海国定公園（第1種特別地域、第3種特別地域、普通地域）に指定されています。

森林法に基づく保安林としては、市東部の山林が土砂流出防備保安林及び区分なしの保安林に、市西部の松林が防風保安林にそれぞれ指定されています。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律については、市内に鳥獣保護区の指定はありませんが、銃猟禁止区域として指定されている地域があります。

図 13 自然環境関連法指定状況図



(平成 19 年 4 月現在、資料：環境課)

## 2 地形・地質

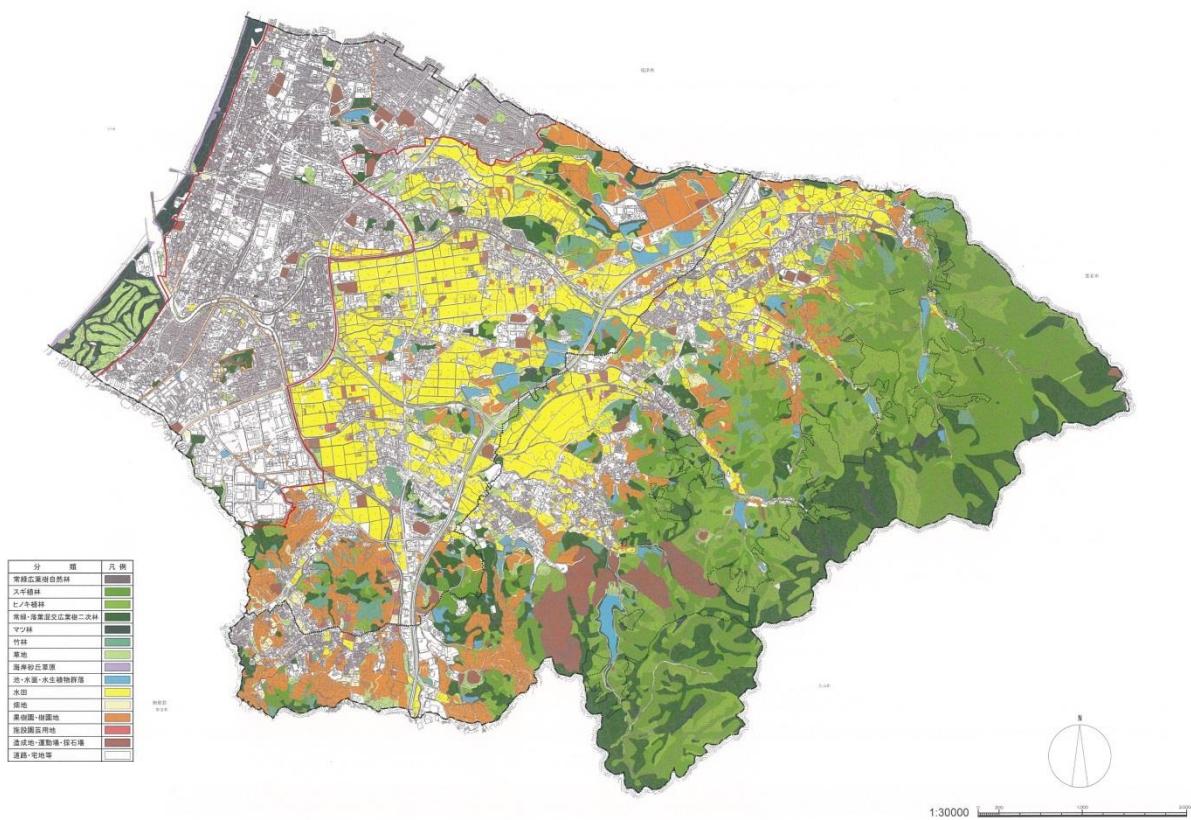
本市の地形は、海浜、低地（沖積地）、台地（段丘）、丘陵地、山地に分けられます。海浜、低地、台地をつくる地質は、西部・北部・南部に分布しており、新砂丘砂層、沖積地構成層、段丘構成層と呼ばれ、海浜砂、砂丘砂、砂礫からなります。北部・中部・南部の丘陵地は古第三紀堆積岩類（頁岩、砂岩、礫岩）と花崗岩類（花崗閃綠岩）からなります。東部の山地は中生代堆積岩類（頁岩、砂岩）、変成岩類（結晶片岩、蛇紋岩）から構成されています。

## 3 植生

市の東南部は山地で、針葉樹人工林、竹林、照葉樹林などの樹林がモザイク状に分布する森林となっており、中央部の低地と丘陵地には水田、畑地、果樹園が分布しています。西北部の低地は市街地ですが、玄界灘に面した海岸部には砂丘植生と海岸黒松林が見られます。

平地から山地にかけての陸域は古くから人為的攪乱の影響を強く受けており、原生植生は存在しませんが、山地帯上部の森林や社叢林に残る自然林や海岸の草本群落、池沼の水生植物群落の中には、自然性の高い植生が見られます。

図 14 植生図



(資料：平成 24 年度古賀市都市計画基礎調査)

## 4 植物

本市には、海岸、河川、山地、水田や畑、社寺林など、植物にとって多様な生育環境が揃っています。高山はなく、地形も比較的緩やかで、磯、深い渓谷、岩峰などはないものの植物相は豊富で、163科、1,295種の維管束植物が確認されています。1,295種の内訳は、栽培種が94種(7.3%)、帰化種が186種(14.4%)、逸出種が61種(4.7%)、在来種が954種(73.7%)となっています。

生育環境区分ごとに見ると、山地で710種、低山地で654種、市街地や平地の農耕地で714種、海岸部で207種、神社仏閣とその周辺で564種、河川沿いで737種、池とその周辺で802種が確認されています。

表 23 古賀市内で確認された希少種（植物）

和名	科名	福岡県における R D B カテゴリー	環境省における R L カテゴリー
キエビネ	ラン科	絶滅危惧 I A類	絶滅危惧 I B類
ツルギキョウ	キキョウ科	絶滅危惧 I A類	絶滅危惧 II類
リュウキュウマメガキ	カキノキ科	絶滅危惧 I A類	—
マルバノホロシ	ナス科	絶滅危惧 I B類	—
ツキヌキオトギリ	オトギリソウ科	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 I A類
ツクシオオガヤツリ	カヤツリグサ科	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 I B類
キンラン	ラン科	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類
ハマボウ	アオイ科	絶滅危惧 II類	—
イナモリソウ	アカネ科	絶滅危惧 II類	—
テンキグサ	イネ科	絶滅危惧 II類	—
サワギキョウ	キキョウ科	絶滅危惧 II類	—
リンドウ	リンドウ科	絶滅危惧 II類	—
カワヂシャ	ゴマノハグサ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧

※ 福岡県におけるR D B カテゴリー … 福岡県レッドデータブック 2011改訂版(植物)を参照

※ 環境省におけるR L カテゴリー … 環境省 第4次レッドリストを参照

(資料：平成 16 年古賀市自然環境調査報告書)

## 5 動物

### (1) 哺乳類

本市で確認された哺乳類は、10科14種となっています。海岸沿いの松林では、コウベモグラのほか、チョウセンイタチ、アカギツネ、ホンドタヌキ、ニホンザルなどの生息跡が見られますが、住宅地、市街地、工業団地、中部の田園地帯などには生息種が少なく、大半は、東部から南部にかけて広がる山地部や山麓部に生息種が集中しています。また、東部の山奥部にはシカの生息跡も見られます。

表 24 古賀市内で確認された希少種（哺乳類）

和名	科名	福岡県における R D B カテゴリー	環境省における R L カテゴリー
ニホンイタチ	イタチ科	準絶滅危惧	—
ニホンザル	オナガザル科	準絶滅危惧	—

※ 環境省におけるR L カテゴリー … 環境省 第4次レッドリストを参照 (資料:平成 16 年古賀市自然環境調査報告書)

## (2) 鳥類

本市における鳥類の主な生息地は、海岸沿いの松林、千鳥ヶ池公園周辺、鹿部山公園、中部の田園地帯、ため池周辺、東部の山地となっており、38科 108種が確認されています。

表 25 古賀市内で確認された希少種（鳥類）

和名	科名	福岡県におけるR D B カテゴリー	環境省におけるR L カテゴリー
ヤイロチョウ	ヤイロチョウ科	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 I B類
チュウヒ	タカ科	絶滅危惧 I A類	絶滅危惧 II類
ハヤブサ	ハヤブサ科	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類
サンコウチョウ	カササギヒタキ科	絶滅危惧 II類	—
サンショウクイ	サンショウクイ科	絶滅危惧 I A類	—
イカルチドリ	チドリ科	絶滅危惧 II類	—
チュウサギ	サギ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
ハイタカ	タカ科	—	準絶滅危惧
ミサゴ	タカ科	—	準絶滅危惧
オオヨシキリ	ウグイス科	準絶滅危惧	—
オシドリ	カモ科	準絶滅危惧	—
サシバ	タカ科	準絶滅危惧	—
タマシギ	タマシギ科	準絶滅危惧	—
ケリ	チドリ科	準絶滅危惧	—
ヘラサギ	トキ科	絶滅危惧 I B類	—
キビタキ	ヒタキ科	—	—
カササギ	カラス科	保全対策依存	—

※ 福岡県におけるR D B カテゴリー … 福岡県レッドデータブック 2011 改訂版(鳥類)を参照

※ 環境省におけるR L カテゴリー … 環境省 第4次レッドリストを参照

(資料：平成 16 年古賀市自然環境調査報告書)

## (3) は虫類・両生類

本市におけるは虫類・両生類の主な生息地は、中部の田園地帯、ため池周辺、河川、水路、東部の山地となっており、は虫類が 5科 11種、両生類が 4科 10種、確認されています。

表 26 古賀市内で確認された希少種（は虫類）

和名	科名	福岡県におけるR D B カテゴリー	環境省におけるR L カテゴリー
ジムグリ	ナミヘビ科	準絶滅危惧	—
ニホンイシガメ	ヌマガメ科	準絶滅危惧	—

※ 環境省におけるR L カテゴリー … 環境省 第4次レッドリストを参照 (資料：平成 16 年古賀市自然環境調査報告書)

表 27 古賀市内で確認された希少種（両生類）

和名	科名	福岡県におけるR D B カテゴリー	環境省におけるR L カテゴリー
トノサマガエル	アカガエル科	絶滅危惧 I B類	—
ニホンアカガエル	アカガエル科	絶滅危惧 II類	—
ヤマアカガエル	アカガエル科	絶滅危惧 II類	—
アカハライモリ	イモリ科	準絶滅危惧	—

※ 環境省におけるR L カテゴリー … 環境省 第4次レッドリストを参照 (資料：平成 16 年古賀市自然環境調査報告書)

#### (4) 昆虫類

本市で確認された昆虫類は、78科232種となっています。本市の昆虫相の特徴は、暖温帯に分布するスダジイなどの常緑広葉樹林に生息する昆虫類によって代表されますが、本市には暖温帯性常緑広葉樹林以外にも多様な自然環境があり、温帯性落葉広葉樹林を好む昆虫類も生息しています。また、河川にはトンボやホタルなども豊富に生息しているほか、湿地環境にしか生息しない昆虫類の生息も確認されています。

表 28 古賀市内で確認された希少種（昆虫類）

和名	科名	福岡県における R D B カテゴリー	環境省における R L カテゴリー
エサキアメンボ	アメンボ科	絶滅危惧 II類	準絶滅危惧
コバンムシ	コバンムシ科	絶滅危惧 II類	準絶滅危惧
クロツバメシジミ	シジミチョウ科	絶滅危惧 II類	準絶滅危惧
オオマドボタル	ホタル科	絶滅危惧 II類	—
オオマルケシゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	準絶滅危惧	—

※ 環境省における R L カテゴリー … 環境省 第4次レッドリストを参照 (資料: 平成 16 年古賀市自然環境調査報告書)

#### (5) 陸産貝類

本市で確認された陸産貝類は、12科42種となっています。神社の社叢などに多く生息していますが、竹類の生育域拡大などにより陸産貝類の生息域が減少するおそれが高くなっています。

表 29 古賀市内で確認された希少種（陸産貝類）

和名	科名	福岡県における R D B カテゴリー	環境省における R L カテゴリー
ミヤザキムシオイ	ムシオイガイ科	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 II類
アメイロギセル	キセルガイ科	絶滅危惧 I類	—
キセルガイモドキ	キセルガイモドキ科	絶滅危惧 I類	—
キュウシュウナミノコギセル	キセルガイ科	絶滅危惧 II類	—
オキギセル	キセルガイ科	準絶滅危惧	—
ヤマタニシ	キセルガイ科	準絶滅危惧	—

※ 環境省における R L カテゴリー … 環境省 第4次レッドリストを参照 (資料: 平成 16 年古賀市自然環境調査報告書)

#### (6) 魚類

本市で確認された魚類は、24科48種となっており、汽水域で35種（うち淡水魚7種）、淡水域では18種（うち淡水魚14種）が確認されています。

大根川水系の淡水域では、堰の堪水部などにメダカが豊富に分布しています。

外来魚として、タイリクバラタナゴ、オオクチバス、ブルーギルが確認されています。

表 30 古賀市内で確認された希少種（魚類）

和名	科名	福岡県における R D B カテゴリー	環境省における R L カテゴリー
カジカ（陸封型）	カジカ科	絶滅危惧 II類	—
ドジョウ	ドジョウ科	絶滅危惧 II類	—
メダカ	メダカ科	準絶滅危惧	絶滅危惧 II類

※ 環境省における R L カテゴリー … 環境省 第4次レッドリストを参照 (資料: 平成 16 年古賀市自然環境調査報告書)

## (7) 汽水・淡水産動物

本市で確認された汽水・淡水産動物は、ゴカイ・ミミズ類が 11 科 14 種、貝類が 15 科 21 種、甲殻類が 16 科 34 種で、合計 42 科 69 種となっています。

表 31 古賀市内で確認された希少種（汽水・淡水産動物）

和名	科名	福岡県におけるR D B カテゴリー	環境省におけるR L カテゴリー
ベンケイガニ	イワガニ科	絶滅危惧	—
タケノコカワニナ	トウガタカワニナ科	絶滅危惧 I 類	—
イシマキガイ	アマオブネガイ科	絶滅危惧 II 類	—
ハクセンシオマネキ	スナガニ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
カワザンショウガイ	カワザンショウガイ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
クシテガニ	イワガニ科	準絶滅危惧	—
タイワンヒライソモドキ	イワガニ科	準絶滅危惧	—
ハマガニ	イワガニ科	準絶滅危惧	—
ヒメアシハラガニ	イワガニ科	準絶滅危惧	—
ミナミアシハラガニ	イワガニ科	準絶滅危惧	—
フトヘナタリ	ウミニナ科	準絶滅危惧	—
マルタニシ	タニシ科	準絶滅危惧	—
ミナミテナガエビ	テナガエビ科	準絶滅危惧	—

※ 環境省における R L カテゴリー …環境省 第4次レッドリストを参照（資料：平成 16 年古賀市自然環境調査報告書）

### ③ 大気環境

#### 1 大気汚染関係

本市には、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局とともに設置されていませんが、近隣の測定局の測定結果を見ると、いずれの地点においても二酸化硫黄、二酸化窒素は環境基準を満たしています。

微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントについても、情報収集に努め、市民からの問合せ対応、広報や古賀市公式ホームページにおいて、市民への周知啓発を行いました。

##### ○ 二酸化硫黄

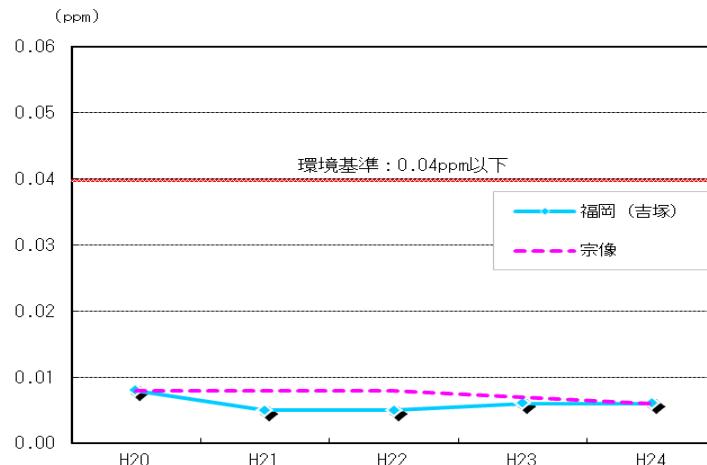
表 32 一般大気測定局における測定結果（二酸化硫黄）

測定地点	H20	H21	H22	H23	H24
福岡（吉塚）	0.008	0.005	0.005	0.006	0.006
宗像	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006

（単位：ppm、日平均値の2%除外値）

※ H21より福岡地区の測定箇所から香椎地区が削除されたため、吉塚地区的資料を使用。

図 15 一般大気測定局における測定結果（二酸化硫黄）



（資料：平成25年版公害関係測定結果 福岡県）

## ○ 微小粒子状物質 (PM2.5)

表 33 一般大気測定局における測定結果 (微小粒子状物質 (PM2.5))

測定地点	福岡 (香椎)			宗像		
	有効測定日数	年平均値	日平均値が環境基準 <sup>※1</sup> を超えた日数とその割合	有効測定日数	年平均値	日平均値が環境基準 <sup>※1</sup> を超えた日数とその割合
H23	365	17.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	24 日 6.6 %	—	—	—
H24	364	18.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	22 日 6.0 %	55	19.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	5 日 9.1 %

※1 環境基準: 日平均値  $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下かつ年平均値  $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$  以下

(資料: 平成 25 年版公害関係測定結果 福岡県)

※2 H23 年度の宗像の数値については記載なし

表 34 微小粒子状物質 (PM2.5) に関する注意喚起について

注意喚起のための暫定的な指針	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超 [参考] 環境基準: 日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
県の対応	暫定指針値を超えると予測される場合に注意喚起を行う。（県内を 4 区域にわけた各区域の内、1 測定局でも午前 5, 6, 7 時の 1 時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に暫定指針値を超えると予測）
古賀市の対応	県の通知を受け、注意喚起を行う。

## ○ 光化学オキシダント

表 35 一般大気測定局における測定結果 (光化学オキシダント)

測定地点	福岡 (香椎)			宗像		
	昼間 <sup>(※1)</sup> の測定日数	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が $0.12\text{ppm}$ <sup>(※2)</sup> 以上の日数と時間数	昼間の測定日数	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が $0.12\text{ppm}$ <sup>(※2)</sup> 以上の日数と時間数
H21	365	0.042 ppm	3 日 10 時間	361	0.036 ppm	1 日 1 時間
H22	365	0.037 ppm	0 日 0 時間	365	0.033 ppm	0 日 0 時間
H23	366	0.035 ppm	0 日 0 時間	364	0.036 ppm	0 日 0 時間
H24	365	0.037 ppm	0 日 0 時間	365	0.036 ppm	0 日 0 時間

※1 昼間とは 5 時から 20 時までの時間帯である

(資料: 平成 25 年版公害関係測定結果 福岡県)

※2  $0.12\text{ppm}$  とは福岡県における注意報発令基準値

表 36 光化学オキシダント注意報発令基準・対応

注意報発令基準 (福岡県)	(注意報) $0.12\text{ppm}$ 以上、(警報) $0.24\text{ppm}$ 以上、(重大警報) $0.40\text{ppm}$ 以上で継続する恐れのある場合 ※古賀市は、宗像市・福岡市東区香椎局の数値
古賀市の対応	県からの情報提供を受け、注意喚起を行う。

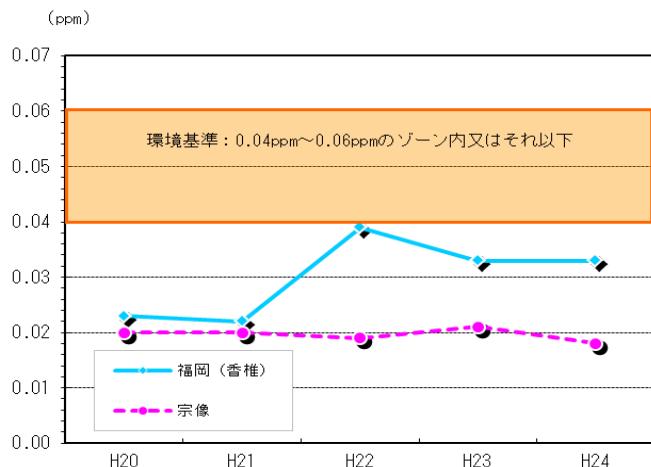
## ○ 二酸化窒素

表 37 一般大気測定局における測定結果（二酸化窒素）

測定地点	H20	H21	H22	H23	H24
福岡（吉塚）	0.023	0.022	0.039	0.033	0.033
宗像	0.020	0.020	0.019	0.021	0.018

（単位：ppm、日平均値の年間98%値）

図 16 一般大気測定局における測定結果（二酸化窒素）



（資料：平成25年版公害関係測定結果 福岡県）

表 38 大気汚染防止法該当施設（古賀市内）

処理施設	施設の種類	事業所数	施設数
ばい煙発生施設	ボイラー	30	99
	溶解炉	1	2
	金属加熱炉	1	1
	反応炉・直火炉	1	1
	乾燥炉	1	1
	廃棄物焼却炉	3	5
	ガスタービン	4	4
	ディーゼル機関	14	30
計		55	143
一般粉じん発生施設	堆積場	3	3
	コンベア	5	44
	破碎機・摩碎機	5	25
	ふるい	5	29
	計	18	101

（資料：平成25年度末、宗像・遠賀保健福祉環境事務所）

※ 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域及び規制基準の設定が、平成24年4月1日に県から市へ移譲されました。古賀市の規制地域は市全域を指定しており、市の規制基準は臭気指数12です。

## 2 騒音・振動

### (1) 自動車騒音常時監視

自動車騒音常時監視については、騒音規制法（法 18 条）に規定され、自動車騒音の状況を監視し、環境省へ報告するもので、平成 24 年度より県から市に権限委譲されました。

自動車騒音常時監視では、騒音に係る環境基準に基づいて、道路に面する地域における環境基準の達成状況の評価を実施することとしており、評価の対象となる範囲は、道路端の両側から 50m の範囲にある住居等としています。

市内の自動車騒音常時監視対象路線を 5 年間で測定する実施計画を策定しています。

平成 25 年度、市が行った調査結果では、住居等戸数の 91.4% で昼夜とも環境基準を満たしていました。

- 平成 25 年度調査路線：一般国道 3 号線、一般県道町川原福岡線

### ○古賀市における常時監視対象路線

2 車線以上の車線を有する道路（市町村道にあっては、4 車線以上）

表 39 古賀市内常時監視対象路線

	路線名	道路種別	平成 25 年度 常時監視実施路線
1	九州自動車道	高速自動車国道	
2	国道 3 号線	一般国道	○
3	国道 495 号線	一般国道	
4	筑紫野古賀線	都道府県道	
5	町川原福岡線	都道府県道	○
6	古賀駅前停車場線	都道府県道	
7	町川原赤間線	都道府県道	
8	米多比谷山古賀線	都道府県道	
9	清瀧古賀線	都道府県道	

（資料：環境課）

### ○道路種類別集計

道路種別に分けて集計したところ、昼夜とも環境基準を満たしていたのは、一般国道 3 号線では 88.7%、一般県道町川原福岡線では 100%、全体では 91.4% でした。

## (2) 特定施設等の状況

特定工場等において発生する騒音・振動及び特定建設作業に伴って発生する騒音・振動について規制する地域の指定及び規制基準の設定が、平成 24 年度より県から市に権限委譲されました。

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の設置届出、特定建設作業の実施届出の状況を見ると、特定施設については、空気圧縮機械等の届出が多くなっています。特定建設作業については、削岩機、ブレーカーの届出が多くなっています。

表 40 騒音に係る特定施設の届出状況（平成 25 年度末現在）

届出の種類	設置届出		使用全廃届出		数等変更届出		計	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械							0	0
空気圧縮機械等	1	2			3	25	4	27
土石用破碎機等							0	0
織機							0	0
建設用資材製造機械							0	0
穀物用製粉機							0	0
木材加工機械							0	0
抄紙機							0	0
印刷機械							0	0
合成樹脂用射出成形機					2	4	2	4
鋳型造型機							0	0
計		2		0		29		31
工場等実数	1		0		0		1	

(資料：環境課)

表 41 振動に係る特定施設の届出状況（平成 25 年度末現在）

届出の種類	設置届出		使用全廃届出		数等変更届出		計	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械							0	0
圧縮機	1	2			3	17	4	19
土石用破碎機等							0	0
織機							0	0
コンクリートブロックマシン等							0	0
木材加工機械							0	0
印刷機械					1	1	1	1
ロール機							0	0
合成樹脂用射出成形機					2	4	2	4
鋳型造型機							0	0
計		2				22		24
工場等実数	1		0		0		1	

(資料：環境課)

表 42 騒音に係る特定施設設置届出状況

設置届出 施設の種類	H23		H24		H25	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械			1	1		
空気圧縮機械等	2	4			1	2
土石用破碎機等						
織機						
建設用資材製造機械						
穀物用製粉機						
木材加工機械						
抄紙機						
印刷機械						
合成樹脂用射出成形機						
鋳型造型機						
計		4		1		2
工場等実数	2		1		1	

(資料: 環境課)

表 43 振動に係る特定施設設置届出状況

設置届出 施設の種類	H23		H24		H25	
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数
金属加工機械			1	1		
圧縮機	1	2			1	2
土石用破碎機等						
織機						
コンクリートブロックマシン等						
木材加工機械						
印刷機械						
ロール機						
合成樹脂用射出成形機						
鋳型造型機						
計		2		1		2
工場等実数	1		1		1	

(資料: 環境課)

表 44 特定建設作業実施届出状況

(騒音)

(振動)

作業の種類		H23	H24	H25	作業の種類		H23	H24	H25
使 用 す る 機 械	くい打等	2	3	2	くい打等	2	3	3	
	びょう打機				鋼球				
	さく岩機	9	6	1	舗装版破碎機	2	1		
	空気圧縮機	4	3		ブレーカー	3	6	2	
	コンクリートプラント等				計	7	10	5	
	バックホウ	2	2						
	トラクターショベル								
	ブルドーザー		1						
計		17	15	3					

(資料: 環境課)

図 17 騒音規制区域図（平成 25 年 7 月 1 日現在）

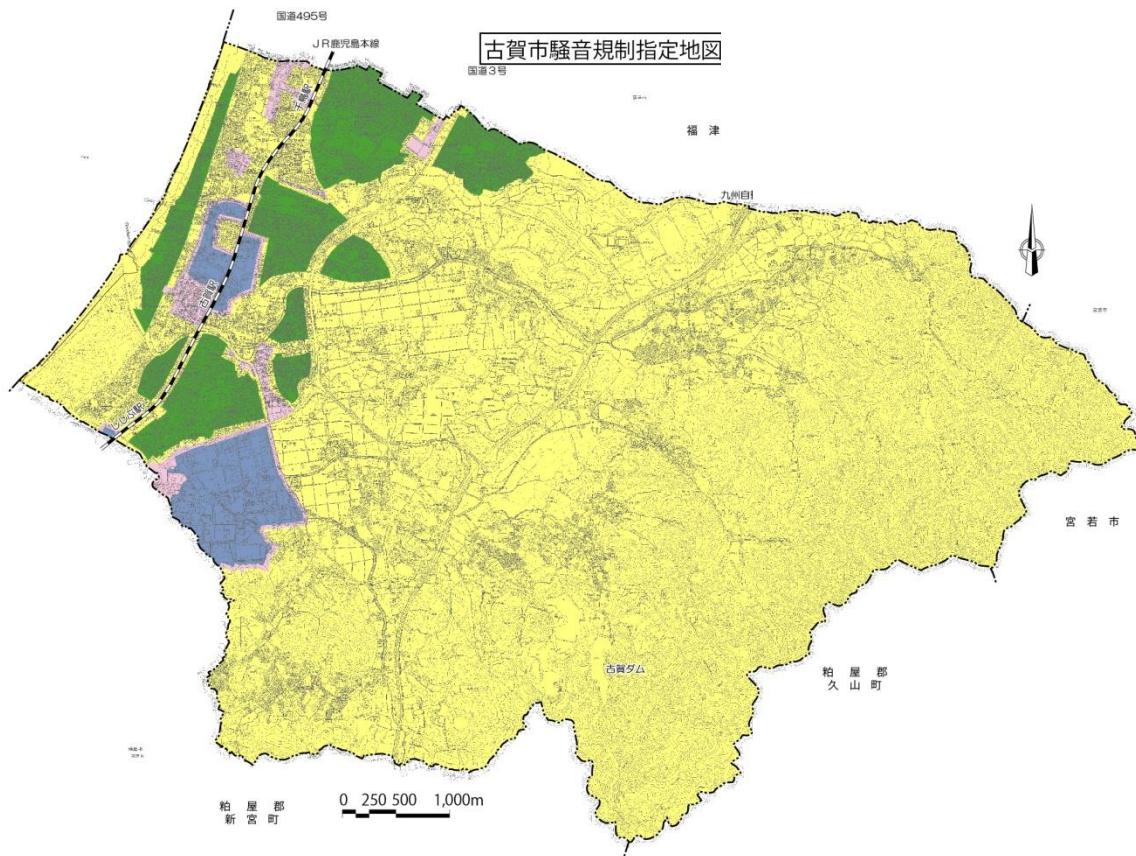


表 45

特定工場に係る騒音の規制基準

[単位 dB]

区域の区分	時間の区分	朝	昼	夕	夜間	主な都市計画法の用途地域
	午前6時～午前8時	午前8時～午後7時	午後7時～午後11時	午後11時～午前6時		
第1種区域	45	50	45	45	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域	
第2種区域	50	60	50	50	第1・2種住居地域、準住居地域、及びその他の地域	
第3種区域	65	65	65	55	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	
第4種区域	70	70	70	65	工業地域	

表 46

特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制項目	振動 (敷地境界線上)	作業禁止時間	1日当りの作業時間	同一場所での作業期間	日曜、休日ににおける作業
第1号区域	85dB 以下	午後7時～午前7時	10時間以内	連続6日以内	禁止
第2号区域		午後10時～午前6時	14時間以内	連続6日以内	禁止

○特定建設作業の規制に伴う地域区分

第1種区域

第2種区域

第3種区域

第4種区域 第2号区域

第1号区域

※なお、第4種区域であっても、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム等の敷地の周囲概ね80mの区域 内を含む

(資料：環境課)

図 18 振動規制区域図（平成 25 年 7 月 1 日現在）

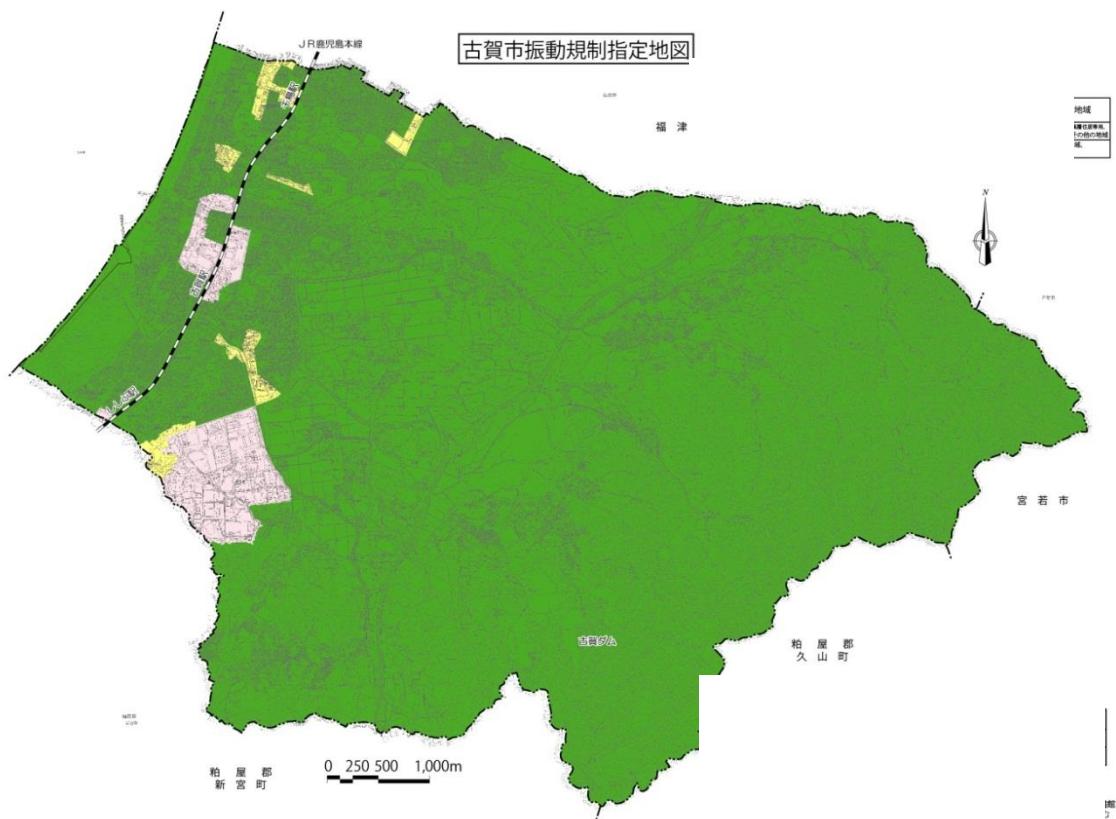


表 47

## 特定工場に係る振動の規制基準

[单位:dB]

時間の区分		午前8時 ～午後7時	午後7時 ～午前8時	主な都市計画法の用途地域
区域の区分	第1種区域	60	55	第1・2種低層住居専用地域・第1・2種中高層住居専用、 第1・2種住居地域、準住居地域、その他の地域
区域の区分	第2種区域	65	60	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 工業地域

(注) 規制値は、敷地境界線上の値

表 48

## 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制項目 区域の区分	振動 (敷地境界線上)	作業禁止時間	1日当りの 作業時間	同一場所での 作業期間	日曜、休日に おける作業
第1号区域	75dB以下	午後7時 ～午前7時	10時間以内	連続6日以内	禁止
第2号区域		午後10時 ～午前6時	14時間以内	連続6日以内	禁止

## ◎特定建設作業の規制に伴う地域区分

### ◎特定建設事業の規制に 　　第1種区域

第二單元

## 第1号区域

※なお、第4種区域であっても、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム等の敷地の周囲概ね80mの区域 内を含む

## 第2種区域 第2号区域

(資料：環境課)

## 4 水環境

### 1 河川水質

#### (1) 環境基準点の水質

市内の河川のうち、大根川水系については、生活環境の保全に関する環境基準の類型指定が行われており、大根川橋と石ヶ崎橋がA類型、花鶴橋がB類型の環境基準点となっています。

環境基準点の水質（BOD）は、大根川橋、花鶴橋では環境基準を満たしていますが、石ヶ崎橋では環境基準を超過する状況が続いている。

なお、中川水系については、環境基準の類型指定は行われていません。

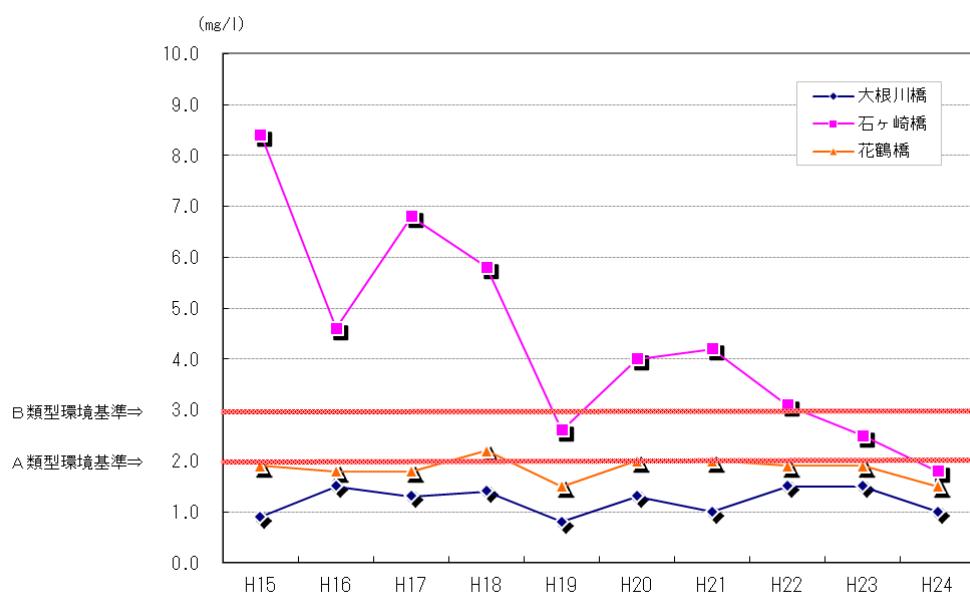
表 49 環境基準点における水質調査結果（BOD）

類型	調査地点	測定値等	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
A	大根川橋	75%値 (mg/l)	0.9	1.5	1.3	1.4	0.8	1.3	1.0	1.5	1.5	1.0
		適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	石ヶ崎橋	75%値 (mg/l)	8.4	4.6	6.8	5.8	2.6	4.0	4.2	3.1	2.5	1.8
		適否	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B	花鶴橋	75%値 (mg/l)	1.9	1.8	1.8	2.2	1.5	2.0	2.0	2.2	1.9	1.5
		適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※福岡県実施

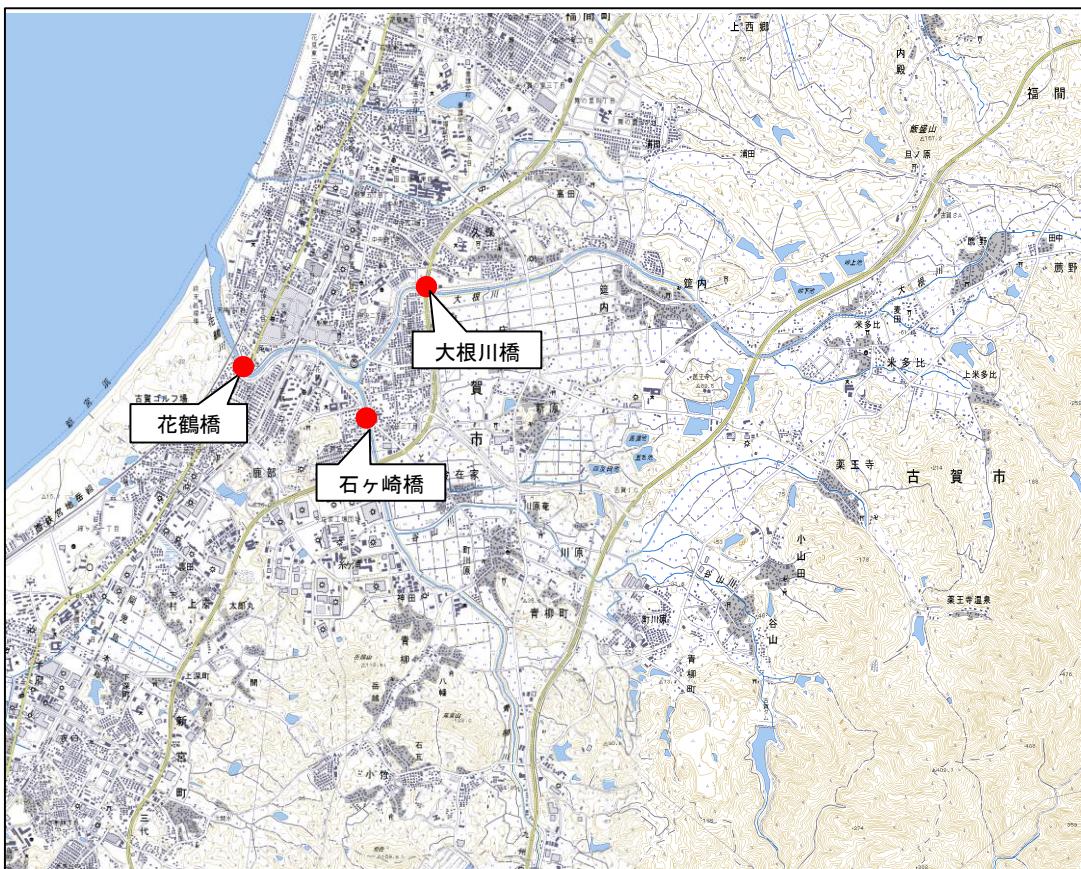
(資料：平成 25 年版環境白書 福岡県)

図 19 環境基準点における水質調査結果（BOD）



(資料：平成 25 年版環境白書 福岡県)

図 20 福岡県河川水質調査地点位置図



(資料：環境課)

## (2) 市内河川水質調査

河川の水質状況を経年的に把握することにより、生活排水等が河川に流れ込むことによる河川水質への影響を調査することを目的に、市内に位置する2つの2級河川の定点7箇所における7項目の水質を年間4回調査しています。調査結果によると、大根川水系では概ね環境基準を満たしています。中川水系では、環境基準の類型指定は行われていませんが、平成14年度以降は水質の改善傾向が見られます。

BODについては、平成24年度より全地点で環境基準値を満たしています。

表50 河川水質調査結果の環境基準適合状況（平成25年度）

対象項目	生活環境項目				
	p H (-)	S S (mg/l)	B O D (mg/l)	D O (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
判定値	全測定値	平均値	75%値	平均値	平均値
環境基準	6.5以上8.5以下	25以下	2.0以下	7.5以上	1,000以下
高速ガード下	7.8 7.4 7.6 7.4	1.5	0.9	11	<u>44,000</u>
太郎丸橋	7.3 7.2 7.6 7.3	2.3	0.7	10	<u>19,000</u>
するめだ橋	7.8 7.9 7.9 7.6	5	1.2	11	<u>27,000</u>
樋門田橋	7.9 7.7 7.9 7.6	4.3	1.1	10	<u>67,000</u>
高柳橋	7.8 7.9 7.8 7.5	3.3	1.3	10	<u>31,000</u>

※全リン、全窒素は環境基準なし

(資料:環境課)

※中川橋、松原橋は環境基準の類型指定なし

※\_\_\_\_\_の部分は環境基準に適合しない

表 51 河川水質調査結果（平成 25 年度）

調査項目 調査地点		p H (-)	S S (mg/l)	B O D (mg/l)	D O (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全リン (mg/l)	全窒素 (mg/l)
高速 ガード 下	2013.05.07	7.8	2	0.9	9.9	28,000	0.1	1.3
	2013.09.18	7.4	2	1.3	10	140,000	0.09	1.6
	2013.12.03	7.6	<1	0.7	10	3,300	0.11	2.4
	2014.02.12	7.4	<1	0.5	12	4,900	0.09	2.1
	平均値*	7.6	1.5	0.9	11	44,000	0.1	1.9
太郎 丸橋	2013.05.07	7.3	1	0.5	11	3,300	0.04	1.3
	2013.09.18	7.2	3	1.3	8.5	70,000	0.07	1.6
	2013.12.03	7.6	4	0.6	10	790	0.08	2.2
	2014.02.12	7.3	<1	0.7	11	1,700	0.06	2.1
	平均値*	7.4	2.3	0.7	10	19,000	0.06	1.8
する め だ 橋	2013.05.07	7.8	1	1.4	10	49,000	0.33	3.1
	2013.09.18	7.9	3	1.2	10	33,000	0.16	1.7
	2013.12.03	7.9	13	0.8	10	3,300	0.16	2.5
	2014.02.12	7.6	3	0.9	12	24,000	0.18	2.9
	平均値*	7.8	5	1.2	11	27,000	0.21	2.6
樋 門 田 橋	2013.05.07	7.9	6	1.1	10	79,000	0.09	1.0
	2013.09.18	7.7	3	1.4	8.8	130,000	0.08	1.2
	2013.12.03	7.9	4	0.8	10	35,000	0.08	1.5
	2014.02.12	7.6	4	1.0	11	24,000	0.06	1.5
	平均値*	7.8	4.3	1.1	10	67,000	0.08	1.3
高 柳 橋	2013.05.07	7.8	5	1.3	9.8	49,000	0.19	1.8
	2013.09.18	7.9	3	1.6	9.7	33,000	0.19	1.9
	2013.12.03	7.8	3	1.0	10	33,000	0.17	2.6
	2014.02.12	7.5	2	1.1	11	7,900	0.13	2.4
	平均値*	7.8	3.3	1.3	10	31,000	0.17	2.2
中 川 橋	2013.05.07	8.1	3	1.4	12	17,000	0.17	1.5
	2013.09.18	7.7	4	1.8	9	130,000	0.14	1.6
	2013.12.03	7.7	1	1.5	9.7	17,000	0.12	2.2
	2014.02.12	7.6	<1	1.5	12	13,000	0.08	2.0
	平均値*	7.8	2.3	1.5	11	44,000	0.13	1.8
松 原 橋	2013.05.07	7.9	2	1.3	10	540,000	0.14	1.4
	2013.09.27	7.7	3	1.3	8.2	17,000	0.23	2.1
	2013.12.03	7.9	1	0.6	10	7,900	0.10	2.2
	2014.02.12	7.7	<1	0.6	12	12,000	0.11	2.5
	平均値*	7.8	1.8	1.3	10	140,000	0.15	2.1

\*測定値は、小数点以下4桁の範囲内で設置し、有効数字を2桁とし、3桁目以降を切り捨てる。また、平均値は、3桁目を四捨

五入り、有効数字を2桁とする。BODは75%値。

\*なお、古賀市では生活環境項目の5項目（p H、S S、B O D、D O、大腸菌群数）以外に全リン、全窒素の2項目についても

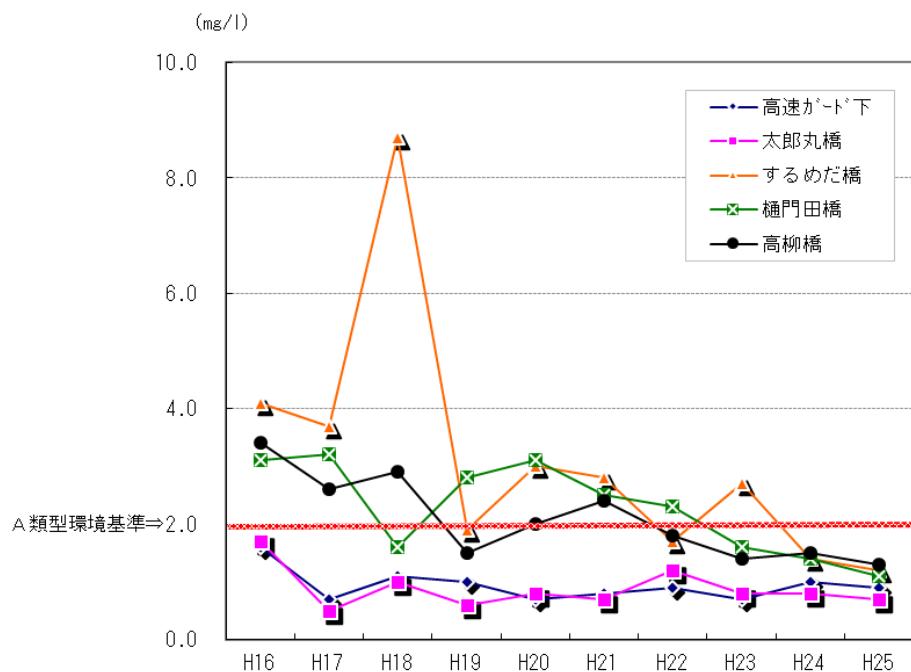
測定しているため掲載。

(資料：環境課)

表 52 河川水質調査結果 (BOD) - 大根川 -

類型	調査地点	測定値等	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
A	高速ガード下	75%値(mg/l)	1.6	0.7	1.1	1.0	0.7	0.8	0.9	0.7	1.0	0.9
		適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	太郎丸橋	75%値(mg/l)	1.7	0.5	1.0	0.6	0.8	0.7	1.2	0.8	0.8	0.7
		適否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	するめだ橋	75%値(mg/l)	4.1	3.7	8.7	1.9	3.0	2.8	1.7	2.7	1.4	1.2
		適否	×	×	×	○	×	×	○	×	○	○
	樋門田橋	75%値(mg/l)	3.1	3.2	1.6	2.8	3.1	2.5	2.3	1.6	1.4	1.1
		適否	×	×	○	×	×	×	○	○	○	○
	高柳橋	75%値(mg/l)	3.4	2.6	2.9	1.5	2.0	2.4	1.8	1.4	1.5	1.3
		適否	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○

図 21 河川水質調査結果 (BOD) - 大根川 -



(資料: 環境課)

表 53 河川水質調査結果 (BOD) - 中川 -

類型	調査地点	測定値	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
無	中川橋	75%値(mg/l)	1.5	1.9	1.6	1.3	1.2	1.5	1.3	1.2	1.7	1.5
	松原橋	75%値(mg/l)	1.3	1.4	1.0	1.1	1.4	1.5	0.8	1.7	1.5	1.3

図 22 河川水質調査結果 (BOD) - 中川 -

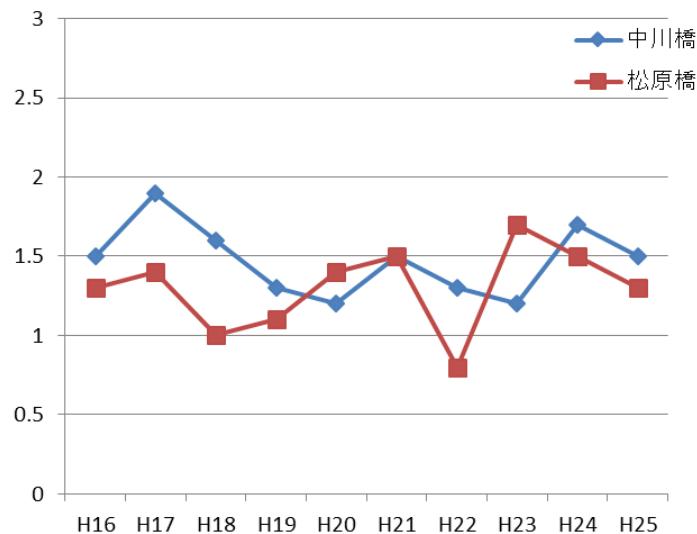
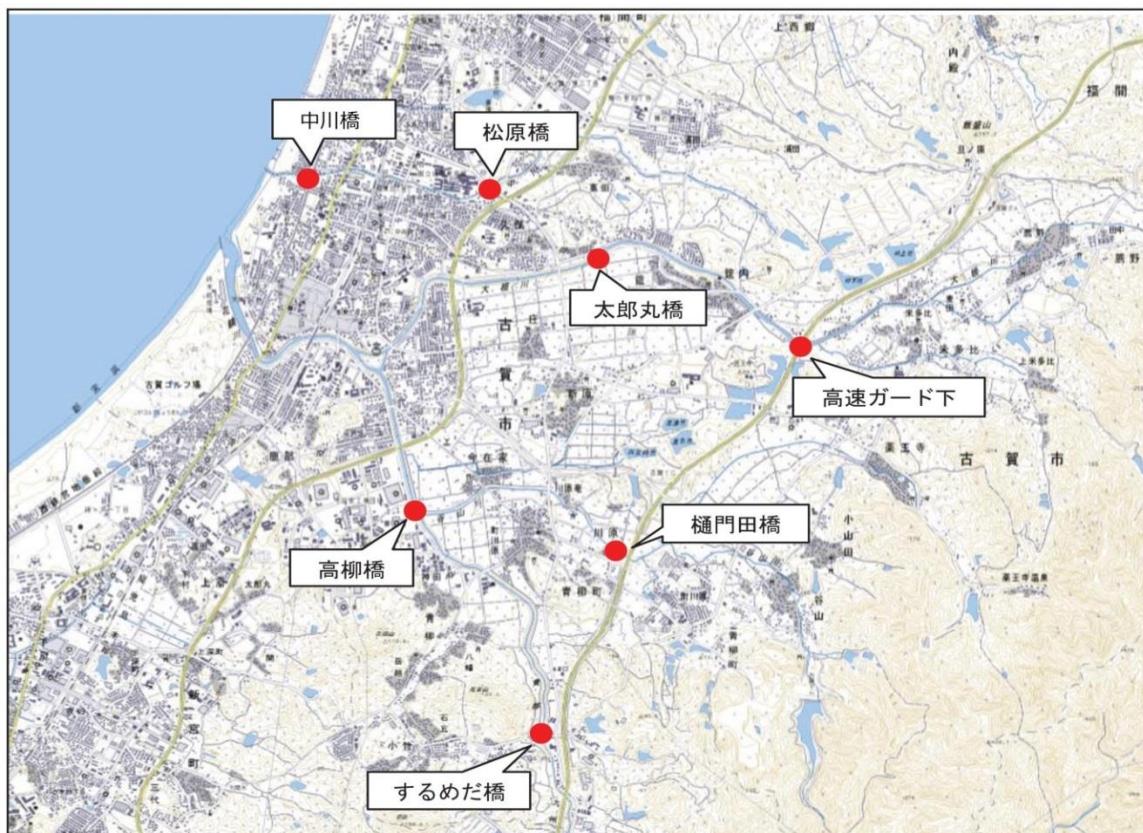


図 23 河川水質調査地点位置図



(資料: 環境課)

表 54 河川水質調査 調査地点別調査結果（高速ガード下）

年度	生活環境項目									
	pH		SS		BOD		DO		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/1)		(mg/1)		(mg/1)		(MPL/100ml)	
H16	7.4	7.5	3	2.0	1.6	1.6	8.9	9.2	13,000	39,825
	7.7		3		1.1		9.0		130,000	
	7.4		1		1.2		10.0		13,000	
	7.4		1		2.5		8.9		3,300	
H17	7.1	7.3	1	1.0	<0.5	0.7	8.8	9.4	2,200	14,850
	7.1		1		0.6		7.3		49,000	
	7.6		<1		0.7		10.7		3,300	
	7.4		1		2.0		10.6		4,900	
H18	7.5	7.5	4	3.0	1.1	1.1	8.4	9.2	92,000	40,325
	7.7		1		0.9		8.6		49,000	
	7.4		<1		0.9		11.0		3,300	
	7.4		<1		1.1		8.8		17,000	
H19	7.8	7.5	<1	2.0	2.2	1.0	9.8	8.7	4,900	23,200
	7.6		3		1.0		7.9		79,000	
	7.3		1		<0.5		8.0		7,900	
	7.3		<1		<0.5		8.9		1,100	
H20	7.3	7.5	2	2.0	0.7	0.7	8.8	10.2	4,900	5,775
	7.6		2		0.5		8.5		11,000	
	7.5		<1		0.6		10.8		2,300	
	7.6		3		0.9		12.7		4,900	
H21	7.3	7.5	4	1.8	0.6	0.8	10.0	10.5	7,900	6,573
	7.5		1		0.8		9.9		13,000	
	7.5		<1		1.1		10.0		4,900	
	7.7		<1		0.6		12.0		490	
H22	7.2	7.4	<1	<1	1.7	0.9	7.7	9.0	7,000	9,600
	7.4		1		0.5		8.0		22,000	
	7.4		1		0.9		9.2		7,900	
	7.4		<1		0.9		11.3		1,700	
H23	7.2	7.4	1	<1	0.5	0.7	8.3	9.5	7,900	47,000
	7.5		2		1.0		8.6		170,000	
	7.4		<1		<0.5		9.3		7,900	
	7.3		<1		0.7		11.9		2,400	
H24	7.7	7.6	6	3	0.8	1.0	8.9	9.9	4,900	16,000
	7.6		3		1.0		8.0		49,000	
	7.4		<1		<0.5		10.7		7,900	
	7.6		1		1.4		11.8		790	
H25	7.8	7.6	2	1.5	0.9	0.9	9.9	11.0	28,000	44,000
	7.4		2		1.3		10.0		140,000	
	7.6		<1		0.7		10.0		3,300	
	7.4		<1		0.5		12.0		4,900	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

(資料: 環境課)

表 55 河川水質調査 調査地点別調査結果 (太郎丸橋)

年度	生活環境項目									
	pH		SS		BOD		DO		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/1)		(mg/1)		(mg/1)		(MPL/100ml)	
H16	7.1	7.5	<1	3.0	1.7	1.7	8.1	9.1	7,000	22,450
	7.7		6		1.0		8.7		70,000	
	7.5		2		0.7		9.9		4,900	
	7.5		3		2.9		9.5		7,900	
H17	7.0	7.1	2	1.5	<0.5	0.5	7.7	8.2	790	7,998
	6.8		<1		<0.5		6.2		23,000	
	7.4		1		<0.5		9.5		4,900	
	7.2		2		0.7		9.3		3,300	
H18	7.6	7.5	5	4.0	1.0	1.0	9.2	9.0	17,000	15,300
	7.7		4		0.9		8.9		33,000	
	7.4		2		1.2		9.3		7,900	
	7.3		<1		0.5		8.4		3,300	
H19	7.2	7.2	2	2.0	1.6	0.6	9.3	8.2	7,900	37,800
	7.5		3		0.6		7.5		110,000	
	7.1		2		<0.5		8.0		33,000	
	7.1		<1		<0.5		7.8		490	
H20	7.2	7.2	<1	1.5	0.8	0.8	7.6	8.5	13,000	7,325
	7.4		2		0.5		8.1		13,000	
	7.3		2		0.9		9.6		2,200	
	7.0		<1		<5		8.8		1,100	
H21	7.0	7.3	1	3.8	<0.5	0.7	8.7	9.4	2,300	4,475
	7.3		1		0.7		8.4		11,000	
	7.3		<1		1.0		9.4		3,300	
	7.5		12		<0.5		11.0		1,300	
H22	7.0	7.2	<1	2	1.8	1.2	7.6	8.6	7,900	8,300
	6.9		2		1.2		6.2		7,900	
	7.5		5		1.0		9.7		17,000	
	7.3		<1		0.8		10.9		490	
H23	7.5	7.3	6	3	0.8	0.8	9.2	9.0	24,000	18,000
	7.5		5		0.9		7.9		24,000	
	7.2		<1		<0.5		8.6		22,000	
	7.1		<1		0.6		10.1		790	
H24	7.7	7.5	7	5	1.3	0.8	9.8	9.9	3,300	22,000
	7.5		7		0.8		8.1		79,000	
	7.3		<1		<0.5		10.1		3,300	
	7.6		4		0.6		11.5		3,300	
H25	7.3	7.4	1	2.3	0.5	0.7	11.0	10.0	3,300	22,000
	7.2		3		1.3		8.5		70,000	
	7.6		4		0.6		10.0		790	
	7.3		<1		0.7		11.0		1,700	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

(資料: 環境課)

表 56 河川水質調査 調査地点別調査結果 (するめだ橋)

年度	生 活 環 境 項 目									
	p H		S S		B O D		D O		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H16	9.0	8.1	1	3.5	2.2	4.1	14.0	10.9	11,000	13,650,250
	7.8		5		1.3		8.5		240,000	
	7.7		2		6.1		9.9		54,000,000	
	7.7		6		4.1		11.0		350,000	
H17	7.6	7.7	4	3.0	1.5	3.7	7.4	8.9	22,000	195,250
	7.8		3		1.3		7.0		140,000	
	7.6		2		3.7		10.9		540,000	
	7.9		3		4.7		10.3		79,000	
H18	7.5	7.6	5	3.0	1.7	8.7	9.4	9.2	92,000	123,750
	7.7		4		1.4		8.7		130,000	
	7.5		1		9.1		9.4		240,000	
	7.6		3		8.7		9.4		33,000	
H19	7.8	7.7	4	4.0	4.0	1.9	8.1	8.5	110,000	48,300
	7.7		7		1.1		6.8		33,000	
	7.7		2		1.8		9.2		33,000	
	7.7		1		1.9		9.9		17,000	
H20	7.7	7.8	4	2.8	2.2	3.0	7.9	9.3	79,000	57,475
	7.9		3		1.2		8.3		110,000	
	7.7		2		4.7		9.4		7,900	
	7.8		2		3.0		11.6		33,000	
H21	7.8	7.8	3	2.8	2.8	2.8	8.5	9.0	79,000	49,750
	7.9		3		0.9		8.5		49,000	
	7.6		2		3.8		9.1		49,000	
	7.9		3		1.6		10.0		22,000	
H22	7.6	7.6	2	3	1.7	1.7	8.4	8.7	79,000	230,000
	7.6		3		0.8		7.3		49,000	
	7.6		5		3.5		8.3		790,000	
	7.6		3		1.3		10.8		7,900	
H23	7.6	7.7	5	2	3.4	2.7	7.9	9.4	240,000	94,000
	7.8		2		0.9		7.9		33,000	
	7.6		1		2.4		9.4		79,000	
	7.7		2		2.7		12.4		22,000	
H24	7.8	7.7	3	2	6.9	1.4	8.2	9.7	1,100,000	290,000
	7.6		3		0.7		8.1		49,000	
	7.6		1		0.9		11.0		7,900	
	7.6		2		1.4		11.6		2,300	
H25	7.8	7.8	1	5	1.4	1.2	10.0	11.0	49,000	27,000
	7.9		3		1.2		10.0		33,000	
	7.6		13		0.8		10.0		3,300	
	7.6		3		0.9		12.0		24,000	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

(資料: 環境課)

表 57 河川水質調査 調査地点別調査結果 (樋門田橋)

年度	生活環境項目									
	pH		SS		BOD		DO		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H16	7.6	7.8	47	15.0	3.3	3.1	8.4	9.8	130,000	47,250
	7.8		4		1.3		8.6		22,000	
	7.8		3		3.0		10.0		24,000	
	7.8		6		3.1		12.0		13,000	
H17	8.6	8.0	4	6.0	2.6	3.2	12.3	10.2	4,900	34,975
	7.9		7		2.5		10.1		79,000	
	7.7		10		4.2		8.9		33,000	
	7.9		3		3.2		9.5		23,000	
H18	7.6	7.7	7	6.0	1.6	1.6	8.9	9.5	24,000	43,750
	7.8		11		1.0		8.9		79,000	
	7.5		3		1.0		10.0		23,000	
	7.7		4		3.1		10.0		49,000	
H19	7.5	7.5	7	6.0	2.8	2.8	6.4	7.1	7,900	64,000
	7.5		6		1.6		6.2		240,000	
	7.7		6		4.0		8.2		3,300	
	7.4		6		1.9		7.6		4,900	
H20	7.6	7.9	55	21.3	3.1	3.1	7.2	9.9	490,000	141,075
	8.1		6		1.1		10.2		22,000	
	7.8		20		3.1		9.8		3,300	
	7.9		4		3.1		12.4		49,000	
H21	7.9	7.8	2	13.5	2.6	2.5	9.4	9.5	24,000	14,625
	7.7		5		1.0		9.2		22,000	
	7.7		42		2.5		9.5		7,900	
	7.8		5		2.4		9.8		4,600	
H22	7.6	7.5	2	5	1.1	2.3	8.5	7.8	14,000	26,000
	7.4		7		0.9		5.9		33,000	
	7.5		7		3.0		8.4		49,000	
	7.5		3		2.3		8.4		7,900	
H23	7.6	7.6	9	8	1.6	1.6	7.9	9.0	49,000	85,000
	7.5		16		1.2		7.2		240,000	
	7.6		3		0.8		9.1		17,000	
	7.6		6		2.4		11.8		33,000	
H24	8.3	7.8	16	8	1.9	1.4	8.9	9.8	49,000	31,000
	7.4		3		1.4		7.7		49,000	
	7.6		3		1.0		10.8		23,000	
	7.8		8		0.8		11.8		2,200	
H25	7.9	7.8	6	4.3	1.1	1.1	10.0	10.0	79,000	67,000
	7.7		3		1.4		8.8		130,000	
	7.9		4		0.8		10.0		35,000	
	7.6		4		1.8		11.0		24,000	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

(資料: 環境課)

表 58 河川水質調査 調査地点別調査結果 (高柳橋)

年度	生活環境項目									
	pH		SS		BOD		DO		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H16	8.8	8.1	5	4.0	3.5	3.4	11.0	10.8	24,000	118,000
	8.0		6		1.3		9.0		49,000	
	7.8		2		1.5		11.0		350,000	
	7.8		3		3.4		12.0		49,000	
H17	7.9	7.8	12	5.8	2.9	2.6	8.5	9.6	33,000	59,750
	7.6		5		1.3		8.0		110,000	
	7.7		2		2.6		11.7		17,000	
	7.8		4		2.4		10.0		79,000	
H18	7.6	7.6	14	8.0	1.7	2.9	9.6	8.8	28,000	64,500
	7.6		10		1.3		9.0		49,000	
	7.6		6		3.8		10.0		170,000	
	7.6		2		2.9		6.7		11,000	
H19	7.9	7.7	11	5.0	2.3	1.5	8.8	8.9	11,000	17,700
	7.6		4		1.1		7.0		33,000	
	7.7		2		1.5		9.3		22,000	
	7.6		2		1.3		10.4		4,900	
H20	7.8	7.8	8	4.3	1.8	2.0	8.4	9.8	79,000	48,500
	8.1		4		1.2		8.9		33,000	
	7.7		3		2.4		10.2		49,000	
	7.7		2		2.0		11.8		33,000	
H21	7.7	7.7	10	5.5	1.8	2.4	7.6	8.6	79,000	31,575
	7.7		2		1.2		8.2		1,300	
	7.7		3		2.6		9.5		22,000	
	7.8		7		2.4		8.9		24,000	
H22	7.7	7.7	5	8	1.8	1.8	8.6	9.2	33,000	28,000
	7.7		5		1.2		7.8		33,000	
	7.7		17		2.5		9.3		33,000	
	7.6		3		1.6		10.9		13,000	
H23	7.8	7.8	7	4	1.4	1.4	8.6	9.9	49,000	26,000
	7.8		5		1.4		8.2		24,000	
	7.7		2		1.1		9.8		24,000	
	7.7		4		2.2		13.1		7,900	
H24	8.3	7.9	7	4	1.5	1.5	10.0	10.9	49,000	44,000
	7.8		4		1.5		8.6		110,000	
	7.8		1		1.0		12.3		7,900	
	7.7		5		1.5		12.7		7,900	
H25	7.8	7.8	6	4.3	1.3	1.3	9.8	10.0	49,000	31,000
	7.9		3		1.6		9.7		33,000	
	7.8		4		1.0		10.0		33,000	
	7.5		4		1.1		11.0		7,900	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

(資料: 環境課)

表 59 河川水質調査 調査地点別調査結果(中川橋)

年度	生活環境項目									
	pH		SS		BOD		DO		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/1)		(mg/1)		(mg/1)		(MPL/100ml)	
H16	7.6	7.7	4	4.0	1.5	1.5	7.9	8.3	33,000	175,250
	7.7		6		1.2		7.8		540,000	
	7.6		3		1.1		9.1		49,000	
	7.7		3		3.3		8.5		79,000	
H17	7.6	7.8	6	3.8	1.9	1.9	6.7	8.3	49,000	45,075
	7.7		4		1.4		6.8		79,000	
	7.8		2		1.5		9.9		49,000	
	7.9		3		2.0		9.9		3,300	
H18	7.5	7.6	4	4.0	1.6	1.6	8.1	9.1	54,000	35,750
	7.7		5		1.1		7.4		33,000	
	7.5		2		2.6		10.0		23,000	
	7.8		<1		1.3		11.0		33,000	
H19	7.5	7.5	2	2.0	2.2	1.3	7.9	8.0	7,900	15,000
	7.5		3		1.1		6.7		49,000	
	7.5		2		1.3		8.6		2,200	
	7.5		2		1.2		8.9		790	
H20	7.4	7.6	10	4.3	1.8	1.2	7.2	8.9	28,000	21,475
	7.7		4		0.8		7.7		33,000	
	7.6		2		1.2		9.3		17,000	
	7.6		1		0.7		11.3		7,900	
H21	7.6	7.7	3	2.8	1.2	1.5	8.0	9.1	33,000	20,325
	7.7		5		1.5		8.2		24,000	
	7.5		2		1.6		9.0		22,000	
	8.0		1		0.9		11.0		2,300	
H22	7.5	7.6	2	2	1.3	1.3	8.4	9.2	17,000	19,000
	7.6		4		0.8		7.4		7,900	
	7.6		2		1.0		8.9		49,000	
	7.8		2		1.3		12.2		2,200	
H23	7.7	7.6	9	3	1.8	1.2	8.0	9.4	79,000	35,000
	7.6		2		1.0		7.3		49,000	
	7.6		1		<0.5		9.3		7,900	
	7.7		<1		1.2		13.0		3,300	
H24	7.7	7.7	5	3	1.7	1.7	8.6	10.0	33,000	24,000
	7.7		3		1.2		8.2		33,000	
	7.6		<1		0.6		10.5		23,000	
	7.8		1		1.8		12.6		7,000	
H25	8.1	7.8	3	2.3	1.4	1.5	12.0	11.0	17,000	44,000
	7.7		4		1.8		9.0		130,000	
	7.7		1		1.5		9.7		17,000	
	7.6		<1		1.5		12.0		13,000	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

(資料: 環境課)

表 60 河川水質調査 調査地点別調査結果 (松原橋)

年度	生活環境項目									
	pH		SS		BOD		DO		大腸菌群数	
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	75%値	測定値	平均値	測定値	平均値
			(mg/l)		(mg/l)		(mg/l)		(MPL/100ml)	
H16	7.8	7.9	10	5.8	2.5	1.3	10.0	9.6	70,000	33,475
	7.9		6		1.3		8.8		7,900	
	7.9		4		0.7		10.0		49,000	
	7.9		3		1.1		9.5		7,000	
H17	7.8	8.0	4	4.0	1.6	1.4	7.2	9.6	22,000	28,698
	7.9		9		1.4		7.7		79,000	
	8.0		1		0.7		11.7		13,000	
	8.2		2		0.9		11.7		790	
H18	7.6	7.9	3	4.0	1.5	1.0	8.6	9.5	35,000	19,725
	7.8		5		1.0		7.5		23,000	
	8.1		<1		0.9		11.0		7,900	
	8.0		<1		0.8		11.0		13,000	
H19	7.6	7.8	2	2.0	2.5	1.1	8.8	9.2	110,000	61,800
	7.7		3		1.1		7.4		130,000	
	7.9		<1		0.9		10.3		4,900	
	7.8		<1		0.7		10.4		2,480	
H20	7.6	7.8	14	6.5	3.1	1.4	8.3	9.4	63,000	48,975
	7.9		10		1.4		7.5		49,000	
	7.9		1		0.7		10.2		79,000	
	7.8		<1		<0.5		11.4		4,900	
H21	7.7	7.8	2	5.3	1.5	1.5	8.4	9.2	22,000	95,250
	7.8		15		1.7		7.5		240,000	
	7.8		2		1.5		9.8		49,000	
	8.0		2		1.5		11.0		70,000	
H22	7.7	7.8	3	3	2.1	0.8	8.8	9.8	17,000	14,000
	7.8		6		0.8		8.2		13,000	
	7.9		3		0.7		9.9		24,000	
	7.8		1		0.8		12.1		490	
H23	8.0	7.9	6	3	1.7	1.7	8.6	10.2	79,000	41,000
	7.8		4		0.9		8.0		70,000	
	7.7		1		<0.5		9.8		13,000	
	8.0		<1		1.8		14.2		2,400	
H24	7.8	7.8	7	3	1.5	1.3	8.5	10.0	33,000	24,000
	7.8		4		1.3		7.9		49,000	
	7.8		<1		<0.5		11.5		11,000	
	7.8		1		0.7		11.9		1,100	
H25	7.9	7.8	2	1.8	1.3	1.3	10.0	10.0	540,000	140,000
	7.7		3		1.3		8.2		17,000	
	7.9		1		0.6		10.0		7,900	
	7.7		<1		0.6		12.0		12,000	
環境基準	全測定値	6.5 以上 8.5 以下	平均値	25 以下	75%値	2.0 以下	平均値	7.5 以上	平均値	1,000 以下

(資料: 環境課)

## 2 海水域水質

生活排水及び工場排水の海域への流入による海水域の水質状況を経年的に把握することを目的に、河川が海域に流入する海水域の4箇所の定点にて、平成25年5月27日の干潮時と満潮時の海水水質7項目について調査しています。市内に海水浴場はありませんが、この結果を環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめると、概ね良好な水質となっています。

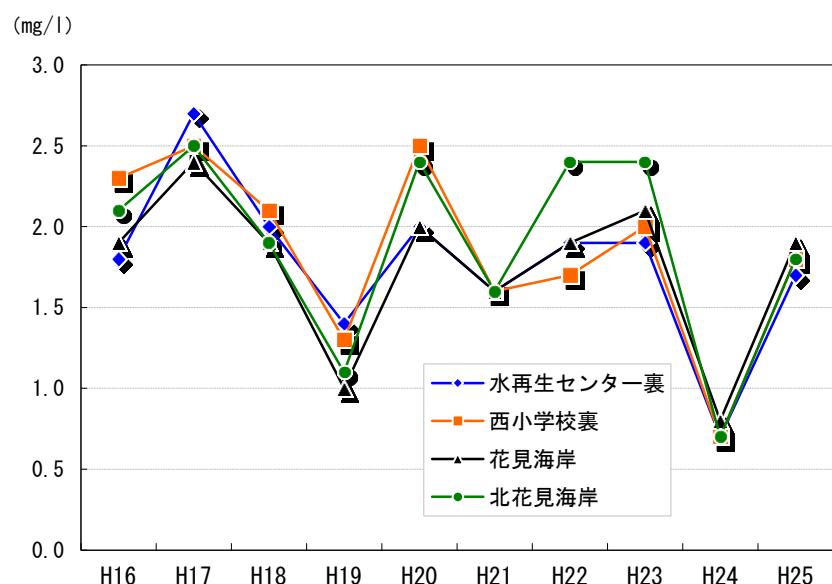
なお、平成16年度から分析方法をアルカリ性法から酸性法に変更しており、酸性法はアルカリ性法よりも酸化力が強いため、CODの値がこれまでよりも高くなっています。

表 61 海水域水質調査結果 (COD)

調査地点	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
水再生センター裏	1.8	2.7	2.0	1.4	2.0	1.6	1.9	1.9	0.7	1.6
西小学校裏	2.3	2.5	2.1	1.3	2.5	1.6	1.7	2.0	0.7	1.8
花見海岸	1.9	2.4	1.9	1.0	2.0	1.6	1.9	2.1	0.8	1.9
北花見海岸	2.1	2.5	1.9	1.1	2.4	1.6	2.4	2.4	0.7	1.8

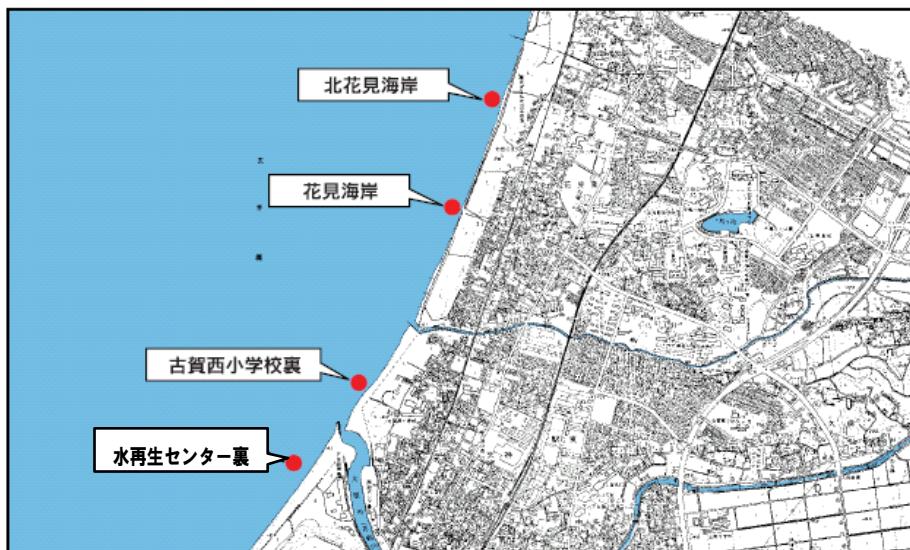
(単位: mg/l)

図 24 海水域水質調査結果 (COD)



(資料: 環境課)

図 25 海水域水質調査地点位置図



(資料:環境課)

表 62 海水域水質調査結果 (平成 24 年度)

調査項目 調査地点		p H (-)	透明度 (m)	塩化物 イオン (mg/l)	C O D (mg/l)	一般細菌 (個/ml)	ふん便性 大腸菌群数 (個/100ml)	油膜
水再生セ ンター裏	AM	8.2	>1.0	20,000	1.6	8	<2	無
	PM	8.2	>1.0	20,000	1.7	0	<2	無
古賀西 小学校裏	AM	8.2	>1.0	20,000	1.9	2	<2	無
	PM	8.2	>1.0	20,000	1.7	1	<2	無
花見海岸	AM	8.2	>1.0	19,000	1.8	6	<2	無
	PM	8.3	>1.0	20,000	2.0	2	<2	無
北花見 海岸	AM	8.2	>1.0	20,000	1.6	4	<2	無
	PM	8.3	>1.0	20,000	2.0	1	<2	無

(資料:環境課)

表 63 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（水再生センター裏（旧終末処理場））

年度	pH		透明度		塩化物イオン		COD		一般細菌数		大腸菌群数		油膜	判定*
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
			(m)		(mg/1)		(mg/1)		(個/ml)		(個/100ml)			
H16	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	18,000 18,000	18,000	1.5 2.0	1.8	13 430	222	<2 <2	2	無 無	AA
H17	8.2 7.8	8.0 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	19,000 18,000	18,500	2.3 3.0	2.7	1 47	24	<2 47	25	無 無	B
H18	8.1 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	19,000 20,000	19,500	2.1 1.9	2.0	40 58	49	0 15	8	無 無	A
H19	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	18,000 17,000	17,500	1.0 1.7	1.4	<10 180	95	2 260	131	無 無	B
H20	8.0 8.1	8.1 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	19,000 18,000	18,500	1.7 2.3	2.0	2 150	76	<2 8	5	無 無	A
H21	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	19,000 19,000	19,000	1.8 1.4	1.6	0 2	1	<2 <2	<2	無 無	AA
H22	8.1 8.1	8.1 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	17,000 16,000	17,000	1.4 2.3	1.9	65 710	390	<2 30	15	無 無	A
H23	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	19,000 17,000	18,000	1.8 2.0	1.9	50 190	120	0 42	21	無 無	A
H24	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	19,000 19,000	19,000	0.7 0.7	0.7	15 17	16	2 <2	<2	無 無	AA
H25	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	20,000 20,000	20,000	1.6 1.7	1.7	8 0	4	<2 <2	<2	無 無	AA

※「判定」は環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめた場合の判定

(資料: 環境課)

表 64 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（古賀西小学校裏）

年度	pH		透明度		塩化物イオン		COD		一般細菌数		大腸菌群数		油膜	判定*
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
			(m)		(mg/1)		(mg/1)		(個/ml)		(個/100ml)			
H16	8.3 8.2	8.3 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	19,000 15,000	17,000	1.8 2.7	2.3	10 1,600	805	<2 40	21	無 無	B
H17	8.2 8.1	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	19,000 17,000	18,000	2.0 3.0	2.5	140 110	125	56 4	30	無 無	B
H18	8.2 8.3	8.3 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	19,000 20,000	19,500	1.9 2.2	2.1	54 51	53	0 14	7	無 無	B
H19	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	19,000 18,000	18,500	1.3 1.3	1.3	13 23	18	14 14	14	無 無	A
H20	8.1 8.1	8.1 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	19,000 16,000	17,500	1.9 3.1	2.5	2 200	101	<2 10	6	無 無	B
H21	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	19,000 19,000	19,000	1.5 1.7	1.6	2 14	8	<2 <2	<2	無 無	AA
H22	8.1 8.1	8.1 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	18,000 17,000	18,000	1.7 1.7	1.7	53 23	38	<2 2	<2	無 無	AA
H23	8.1 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	17,000 17,000	17,000	1.9 2.0	2.0	94 150	122	<2 14	8	無 無	A
H24	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	19,000 18,000	18,500	0.7 0.7	0.7	12 12	12	2 0	1	無 無	AA
H25	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0	20,000 20,000	20,000	1.9 1.7	1.8	2 1	2	<2 <2	<2	無 無	AA

※「判定」は環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめた場合の判定

(資料: 環境課)

表 65 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（花見海岸）

年度	p H		透明度		塩化物イオン		C O D		一般細菌数		大腸菌群数		油膜	判定*
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
			(m)		(mg/1)		(mg/1)		(個/ml)		(個/100ml)			
H16	8.3 8.3	8.3 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 19,000	18,000 19,000	18,500	2.0 1.8	1.9	45 270	158	<2 9	6	無 無	A
H17	8.2 8.1	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 19,000	19,000 19,000		2.3 2.4	2.4	6 130	68	<2 6	4	無 無	B
H18	8.2 8.3	8.3 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 20,000	19,000 19,500		2.0 1.7	1.9	190 33	112	41 14	28	無 無	A
H19	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 19,000	19,000 19,000		1.1 0.9	1.0	15 <10	13	12 <2	7	無 無	A
H20	8.1 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 18,000	19,000 18,500		1.8 2.3	2.1	10 22	16	<2 <2	<2	無 無	A
H21	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 19,000	19,000 19,000		1.8 1.5	1.7	6 12	9	<2 <2	<2	無 無	AA
H22	8.1 8.1	8.1 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 17,000	18,000 18,000		1.6 2.2	1.9	32 42	37	10 8	9	無 無	A
H23	8.2 8.1	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 15,000	18,000 16,500		1.9 2.3	2.1	4 6	5	4 6	5	無 無	B
H24	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 18,000	19,000 18,500		0.8 0.7	0.8	41 24	33	16 0	8	無 無	A
H25	8.2 8.3	8.3 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 20,000	19,000 19,500		1.8 2.0	1.9	6 2	4	<2 <2	<2	無 無	AA

※「判定」は環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめた場合の判定

(資料：環境課)

表 66 市内海水域水質調査 調査地点別調査結果（北花見海岸）

年度	p H		透明度		塩化物イオン		C O D		一般細菌数		大腸菌群数		油膜	判定*
	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値	測定値	平均値		
			(m)		(mg/1)		(mg/1)		(個/ml)		(個/100ml)			
H16	8.2 8.3	8.3 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 19,000	20,000 19,000	18,500	1.8 2.3	2.1	40 630	335	<2 6	4	無 無	B
H17	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 18,000	19,000 18,500		2.3 2.6	2.5	42 88	65	18 19	19	無 無	B
H18	8.2 8.3	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 20,000	20,000 20,000		1.9 1.9	1.9	480 46	263	21 15	18	無 無	A
H19	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 18,000	19,000 18,500		1.0 1.2	1.1	23 65	44	22 22	22	無 無	A
H20	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 18,000	19,000 18,500		1.9 2.8	2.4	38 190	144	3 3	3	無 無	B
H21	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 19,000	19,000 19,000		1.6 1.5	1.6	12 4	8	4 <2	1	無 無	A
H22	8.1 8.2	8.1 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 17,000	17,000 17,000		2.3 2.4	2.4	98 150	120	6 40	23	無 無	B
H23	8.2 8.1	8.1 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 15,000	18,000 16,500		2.1 2.6	2.4	210 420	315	130 22	76	無 無	B
H24	8.2 8.2	8.2 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 18,000	18,000 18,000		0.7 0.7	0.7	36 34	35	18 8	13	無 無	A
H25	8.2 8.3	8.3 >1.0	>1.0 >1.0	1.0 20,000	20,000 20,000		1.6 2.0	1.8	4 1	3	<2 <2	<2	無 無	AA

※「判定」は環境省が定める水浴場水質判定基準に当てはめた場合の判定

(資料：環境課)

### 3 地下水水質

#### (1) 福岡県地下水概況調査

地下水の水質については、福岡県が地下水概況調査を実施していますが、この調査によると、近年、市内で環境基準を超過した地点はありません。

表 67 地下水概況調査結果（福岡県実施）

地下水概況調査 (福岡県実施)		実施年度	H12	H14	H17	H23
			筵内	谷山	中央	青柳
調査項目		深さ(m) 環境基準	不明	40	不明	40
健 康 項 目	カドミウム	0.003 以下	検出せず (<0.001)	検出せず (<0.001)	検出せず (<0.001)	検出せず (<0.001)
	全シアン	不検出	検出せず (<0.1)	検出せず (<0.1)	検出せず (<0.1)	検出せず (<0.1)
	鉛	0.01 以下	検出せず (<0.005)	検出せず (<0.005)	検出せず (<0.005)	検出せず (<0.005)
	六価クロム	0.05 以下	検出せず (<0.02)	検出せず (<0.04)	検出せず (<0.02)	検出せず (<0.02)
	砒素	0.01 以下	検出せず (<0.005)	検出せず (<0.005)	検出せず (<0.005)	検出せず (<0.005)
	総水銀	0.0005 以下	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)
	アルキル水銀	不検出	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)
	PCB	不検出	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)
	ジクロロメタン	0.02 以下	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)
	四塩化炭素	0.002 以下	検出せず (<0.0002)	検出せず (<0.0002)	検出せず (<0.0002)	検出せず (<0.0002)
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	検出せず (<0.0004)	検出せず (<0.0004)	検出せず (<0.0004)	検出せず (<0.0004)
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	検出せず (<0.004)	検出せず (<0.004)	検出せず (<0.004)	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下				検出せず (<0.004)
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)

1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	検出せず (<0.0006)	検出せず (<0.0006)	検出せず (<0.0006)	検出せず (<0.0006)
トリクロロエチレン	0.03 以下	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)
テトラクロロエチレン	0.01 以下	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)	検出せず (<0.0005)
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下	検出せず (<0.0002)	検出せず (<0.0002)	検出せず (<0.0002)	検出せず (<0.0002)
チウラム	0.006 以下	検出せず (<0.0006)	検出せず (<0.0006)	検出せず (<0.0006)	検出せず (<0.0006)
シマジン	0.003 以下	検出せず (<0.0003)	検出せず (<0.0003)	検出せず (<0.0003)	検出せず (<0.0003)
チオベンカルブ	0.02 以下	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)
ベンゼン	0.01 以下	検出せず (<0.001)	検出せず (<0.001)	検出せず (<0.001)	検出せず (<0.001)
セレン	0.01 以下	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)	検出せず (<0.002)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.96	9	検出せず (<0.04)	1.1
ふつ素	0.8 以下	0.1	検出せず (<0.08)	0.12	0.17
ほう素	1 以下	検出せず (<0.1)	検出せず (<0.1)	検出せず (<0.1)	検出せず (<0.1)

※ 1, 2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)については、シス-1, 2-ジクロロエチレンにかわり、新たに地下水の水質汚濁に係る環境基準項目として追加された。(平成 21 年 11 月 30 日環境省告示)

※ 1, 1-ジクロロエチレンについては、地下水環境基準における基準値が 0.02mg/L から 0.1mg/L に変更された。

(平成 21 年 11 月 30 日環境省告示)

※ カドミウムについては、地下水の水質汚濁に係る環境基準が 0.01mg/L から 0.003mg/L に変更された。

(平成 23 年 10 月 27 日環境省告示)

(資料：平成 24 年版公害関係測定結果 福岡県)

## (2) 井戸水水質調査（快適環境監視事業）

市内の上水道未整備地域における地下水環境の水質状況の把握を目的に、家庭用飲用井戸における簡易 12 項目の水質調査（サンプリング調査）を実施しています。

#### 4 特定施設

水質汚濁防止法に基づく特定施設は、平成 25 年度末現在で 59 施設となっています。

表 68 水質汚濁防止法該当施設設置事業所（古賀市内）

番号	施設の種類	事業所数
1-2	畜産農業又はサービス業	7
2	畜産食料品製造業	3
3	水産食料品製造業	2
4	野菜、果実保存食料品製造業	1
5	みそ、しょう油等製造業	1
10	飲料製造業	1
12	動植物油脂製造業	1
17	豆腐又は煮豆製造業	2
18-2	冷凍調理食品製造業	1
22	木材薬品処理業	1
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	1
54	セメント製品製造業	1
55	生コンクリート製造業	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	2
64-2	水道施設	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	3
66-2	旅館業	7
66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業	1
67	洗たく業	2
70-2	自動車分解整備事業	2
71	自動式車両洗浄施設	11
71-2	試験研究機関	1
71-3	ごみ処理施設	1
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	1
72	し尿処理施設	3
73	下水道終末処理施設	1
合計		59

(資料：平成 25 年度末、宗像・遠賀保健福祉環境事務所)

## 5 土壌環境

### 1 土壌汚染

平成 15 年 2 月に土壌汚染対策法が施行されましたが、市内には、土壌汚染対策法に基づく指定区域はありません。

なお、平成 16 年度に花見東地区において土地所有者が自主的に実施した土壌調査の結果、六価クロムによる土壌汚染が確認されました。このため、福岡県による周辺の地下水調査が実施され、周辺住民への周知とともに、汚染原因者に対し必要な措置の指導がなされ、汚染土壌の除去や浄化などの措置がなされました。

## 6 有害化学物質

### 1 ダイオキシン類

ダイオキシン類については、福岡県により調査が実施されていますが、その調査結果によると、市内で環境基準を超過した地点はありません。

表 69 ダイオキシン類調査結果（福岡県実施）

媒体	調査地点	調査年度	測定値	環境基準	単位
水質（河川）	大根川橋	H14	0.120	1 以下	pg-TEQ/L
	石ヶ崎橋	H14	0.170		
	久保橋	H15	0.190		
	花鶴橋	H19	0.23		
	大根川橋	H19	0.095		
	汐入川橋	H19	0.31		
	石ヶ崎橋	H20	0.82		
	久保橋	H21	0.12		
水質（地下水）	筵内	H12	0.043		
	久保	H13	0.071		
	谷山	H14	0.070		
	中央	H17	0.069		
水底の底質	大根川橋	H14	1.10	150 以下*	pg-TEQ/g
	石ヶ崎橋	H14	0.89		
	久保橋	H15	0.29		
	花鶴橋	H19	2.7		
	大根川橋	H19	0.93		
	汐入川橋	H19	17		
	石ヶ崎橋	H20	1.5		
	久保橋	H21	0.74		
土壤	中央	H12	0.00100	1,000 以下	pg-TEQ/g
	青柳	H12	0.22000		
	舞の里	H14	0.00015		
	青柳	H15	0.00810		
	中央	H15	0.11000		
	中央	H17	0.00054		
	日吉	H19	2.7		
大気	青柳	H13	0.066	0.6 以下	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
	青柳	H16	0.32		
	青柳	H17	0.038		
	青柳	H21	0.027		
	中央	H23	0.013		

※底質の環境基準は平成 14 年 9 月 1 日から施行

(資料：平成 24 年版公害関係測定結果 福岡県)

表 70 ダイオキシン対策特別措置法該当施設（古賀市内）

施設の種類	規模	施設数
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	2
	2t/h 以上 4t/h 未満	1
	2t/h 未満	3
合計		6

(資料：平成 25 年度末、宗像・遠賀保健福祉環境事務所)

## 2 PRTR（化学物質排出移動量届出制度）

PRTRとは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらいの環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

平成23年度に排出又は移動したとして届出のあった物質は、43物質（うち集計対象17物質）、242.3tとなっています。

表 71 PRTR集計結果（平成23年度分物質別）

順位	第一種指定化学物質名	排出量	移動量	合計
1	トルエン	161,057	52,796	213,853
2	キシレン	14,689	1,006	15,695
3	クロム及び三価クロム化合物	0	3,860	3,860
4	マンガン及びその化合物	740	2,600	3,340
5	エチルベンゼン	1,422	0	1,422
6	ノルマルヘキサン	1,260	0	1,260
7	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	9	1,100	1,109
8	チオ尿素	0	1,000	1,000
9	ほう素化合物（注）	300	58	358
10	亜鉛の水溶性化合物	130	0	130
11	ベンゼン	120	0	120
12	メチレンビス	0	45	45
13	インジウム及びその化合物	0	35	35
14	ふつ化水素及びその水溶性塩	29	0	29
15	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	20	0	20
16	六価クロム化合物	0	3	3
17	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	1	0	1
集計対象17物質計		179,772	62,503	242,280

※化学物質排出把握管理促進法令改正に伴う対象物質の変更あり (単位:kg 資料:PRTR 平成23年度データ環境省)  
H21年度まで「ほう素及びその化合物」→H22年度から「ほう素化合物」

※ ダイオキシン類	117	1,501	1,618
-----------	-----	-------	-------

(単位:mg-TEQ 資料:PRTR 平成23年度データ環境省)

表 72 P R T R 集計結果 (平成 23 年度分業種別・排出等先別)

業種名	事業 所数	排出量			移動量			合計
		大気	公共用水域	排出計	下水道	事業所外	移動計	
出版・印刷・同関連産業	2	149,000	-	149,000	-	52,508	52,508	201,508
金属製品製造業	3	35,100	-	35,100	5	12,743	12,751	11,125
一般機械器具製造業	4	11,600	-	11,600	-	3,300	3,300	14,302
電気機械器具製造業	1	7,700	-	7,700	-	-	-	7,700
プラスチック製品製造業	1	3,000	-	3,000	-	342	342	3,180
燃料小売業	9	2,164	-	2,164	-	-	-	2,164
非鉄金属製造業	1	-	-	-	-	1,035	1,035	1,035
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	-	-	-	31	58	89	89
産業廃棄物処分業	1	-	-	-	-	-	-	-
食料品製造業	1	-	-	-	-	-	-	-
一般廃棄物処理業	1	-	-	-	-	-	-	-
木材・木製品製造業	2	-	-	-	-	-	-	-
下水道業	1	-	1,208	1,208	-	-	-	1,208
合計	28	208,564	1,208	209,772	36	62,503	62,539	242,311
割合		86.07%	0.49%	86.57%	0.01%	25.79%	25.80%	100.00%

(単位 : kg、資料 : PRTR 平成 23 年度データ環境省)

## 7 廃棄物及びリサイクル

### 1 廃棄物の適正な処理

#### (1) 家庭系ごみの処理

可燃ごみについては、指定ごみ袋（有料）による収集を行い、玄界環境組合古賀清掃工場において焼却処分しています。

不燃ごみ（土砂・ブロック・陶磁器類）については、古賀市不燃物埋立地において埋立処分しています。

資源ごみについては、地域ごとに収集会場を設け、分別収集（12品目）を行い、玄界環境組合古賀清掃工場へ搬入し処理しています。

#### (2) 粗大ごみの処理（家庭系ごみ）

粗大ごみについては、ごみ減量を推進することを目的に、排出者責任の明確化と負担の公平性を図るため、平成18年1月から粗大ごみ処理シール（有料）による収集をしています。

#### (3) 事業系ごみの処理

事業系ごみについては、原則として事業者自ら処理することになっていますが、自己処理できない事業系一般廃棄物については、市の許可業者による収集運搬、もしくは自己搬入によって、玄界環境組合古賀清掃工場で処理しています。

また、特定事業用建築物（延床面積3千平方メートル以上）、学校（延床面積8千平方メートル以上）の所有者及び処理施設への搬入量が年間36トン以上又は月平均3トン以上の事業所の事業者等に対し、ごみの減量や3R実践を促進するため、廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成・提出を義務付けています。

#### (4) し尿及び浄化槽汚泥

し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者による収集を行い、古賀市海津木苑（浄化槽汚泥のうち一部は浄化槽汚泥濃縮車）において処理しています。

## 2 ごみ処理

1人1日当たりのごみの排出量については、平成21年度以降横ばい傾向にあります。また、福岡県及び全国の平均よりも少ない値で推移しています。

表 73 ごみ排出量（平成25年度）

区分		可燃ごみ	不燃ごみ		粗大ごみ	資源ごみ	計
			一般	埋立			
Ⓐごみ収集量	家庭系ごみ	11,249 t	24 t	109 t	56 t	948 t	12,386 t
	事業系ごみ	5,036 t	299 t	-	-	-	5,335 t
Ⓑ直接搬入ごみ量		1,115 t	104 t	130 t	-	-	1,349 t
計 (Ⓐ+Ⓑ) *		17,400 t	427 t	239 t	56 t	948 t	19,070 t
Ⓒ集団回収量		1,092 t					
ごみ排出量 (Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ) *		20,162 t					
人口*		58,757人					
1人1日当たりごみ排出量*		940 g					

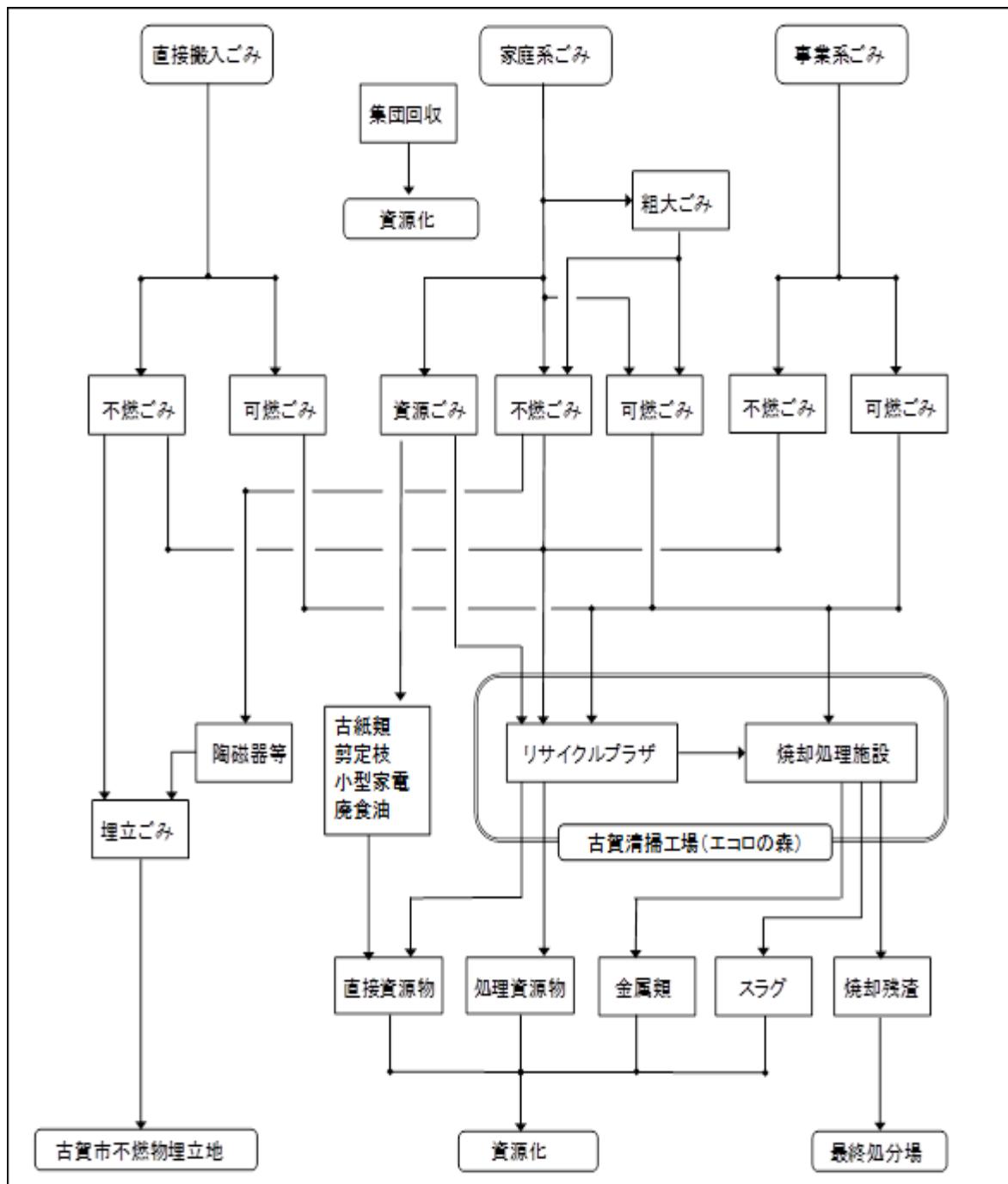
\* ごみ排出量 = ごみ収集量 + 直接搬入ごみ量 + 集団回収量

(資料:環境課)

\* 人口は、平成25年9月末日時点の住民基本台帳人口

\* 1人1日当たりごみ排出量 = ごみ排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

図 26 ごみ処理フロー図



(資料：環境課)

表 74 ごみ排出量の推移

年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
Ⓐ 可燃ごみ(t)	家庭系ごみ	12,250	11,594	11,720	11,611	11,474	11,149	11,050	11,223	11,286	11,249
	事業系ごみ	5,688	5,699	5,595	5,793	5,326	5,171	5,262	5,301	5,192	5,036
	直接搬入ごみ	1,080	1,066	798	783	1,001	1,009	1,036	1,162	1,137	1,115
Ⓑ 不燃ごみ(t)	家庭系ごみ	232	197	187	180	140	154	134	148	122	133
	事業系ごみ	353	419	400	390	343	330	310	306	303	299
	直接搬入ごみ	248	411	345	316	287	226	259	215	168	234
Ⓒ 粗大ごみ(t)		89	107	58	57	47	43	48	49	54	56
Ⓓ 資源ごみ(t)		796	876	828	778	773	815	953	982	953	948
Ⓔ 集団回収(t)		2,014	1,952	1,804	1,669	1,538	1,352	1,316	1,269	1,236	1,092
ごみ排出量(t)		22,750	22,321	21,734	21,577	20,929	20,249	20,368	20,655	20,451	20,162
人口(人)		56,442	56,269	56,706	57,180	57,609	57,852	58,086	58,338	59,004	58,757
1人1日当たり ごみ排出量(g)	古賀市	1,104	1,087	1,050	1,031	995	959	961	967	950	940
	福岡県	1,227	1,214	1,169	1,114	1,059	1,022	1,001	1,011	994	
	全国	1,146	1,131	1,115	1,089	1,033	994	976	975	978	

※ 各数値の小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計値で±(t)の誤差が生じている場合がある

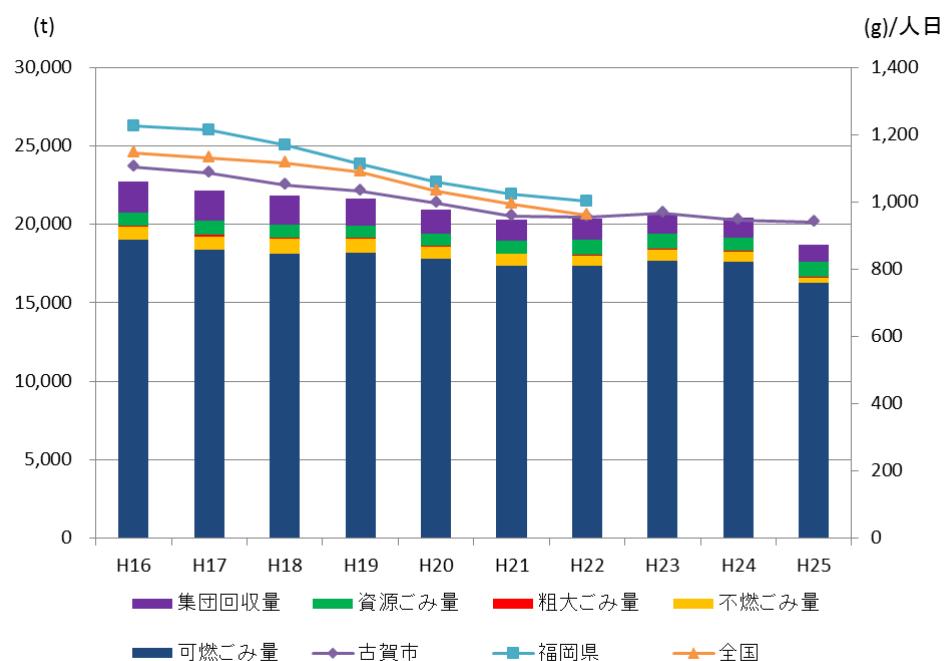
※ ごみ排出量 = Ⓢ + Ⓣ + Ⓤ + Ⓥ + Ⓦ

※ 人口は、各年度 9月末日時点の住民基本台帳人口

※ 1人1日当たりごみ排出量 = ごみ排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

※ 平成25年度の福岡県及び全国の1人1日当たりごみ排出量は、平成26年3月時点で未発表

図 27 ごみ排出量の推移



(資料：環境課)

表 75 ごみ処理の状況

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
処理総量(t)	20,849	20,317	19,930	19,908	19,391	18,897	19,076	19,366	19,210	19,048
直接焼却量(t)	18,605	17,948	17,654	17,628	17,486	17,229	17,286	17,421	17,442	17,132
直接埋立量(t)	287	384	328	309	288	209	264	254	193	240
中間処理量(t)	1,846	1,893	1,740	1,680	1,335	1,152	1,070	1,188	1,114	1,184
直接資源化量(t)	111	92	208	294	287	311	456	503	461	492
焼却総量(t)	19,671	18,922	18,623	18,569	18,172	17,727	17,691	17,961	17,951	17,735
リサイクルプラザ処理残渣焼却量(t)	1,066	974	968	940	685	498	405	540	509	603
残渣量(埋立処分)(t)	319	322	441	436	220	106	508	517	454	500
焼却残渣量(t)	319	322	441	436	220	106	508	517	454	500
その他残渣量(t)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分量(t)	606	706	769	745	508	315	772	771	647	740
ごみ排出量(t)	22,750	22,321	21,734	21,577	20,929	20,249	20,366	20,659	20,451	20,162
直接焼却率(%)	89.2	88.3	88.6	88.5	90.2	91.2	90.6	90.0	90.8	89.9
直接埋立率(%)	1.4	1.9	1.6	1.6	1.5	1.1	1.4	1.3	1.0	1.2
最終処分率(%)	2.7	3.2	3.5	3.5	2.4	1.6	3.8	3.7	3.2	3.6

※ 各数値の小数点以下を四捨五入をしているため、内訳と合計値で±1(t)の誤差が生じている場合がある

※ 焼却総量 = 直接焼却量 + リサイクルプラザ処理残渣焼却量

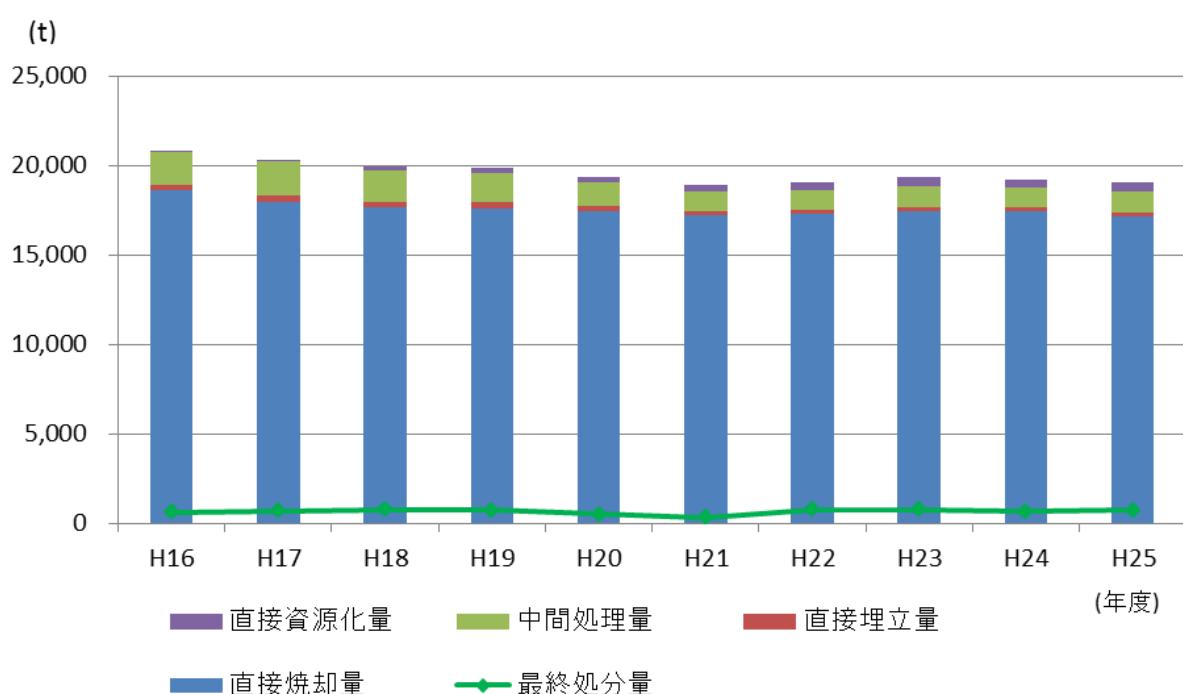
※ 最終処分量 = 直接埋立量 + 残渣量(埋立処分)

※ 直接焼却率 = 直接焼却量 ÷ 処理総量

※ 直接埋立率 = 直接埋立量 ÷ 処理総量

※ 最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ排出量

図 28 ごみ処理の状況



(資料: 環境課)

表 76 ごみ処理量の推移

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
ごみ排出量(t)	22,750	22,321	21,734	21,577	20,929	20,249	20,368	20,655	20,451	20,162
資源化量(t)	2,718	2,957	2,682	2,477	2,528	2,326	2,449	2,459	2,333	2,391
焼却処理後資源化量(t)	1,828	1,946	1,702	1,444	1,591	1,361	1,329	1,307	1,267	1,318
中間処理後資源化量(t)	779	919	772	739	650	654	664	649	605	581
直接資源化量(t)	111	92	208	294	287	311	456	503	461	492
集団回収量(t)	2,014	1,952	1,804	1,669	1,538	1,352	1,316	1,269	1,236	1,092
ごみ処理量(t)	18,019	17,412	17,249	17,431	16,863	16,571	16,603	16,927	16,882	16,678
人口(人)	56,442	56,269	56,706	57,180	57,609	57,852	58,086	58,338	59,004	58,757
1人1日当たりごみ処理量(g)	875	848	833	833	802	785	783	793	784	777

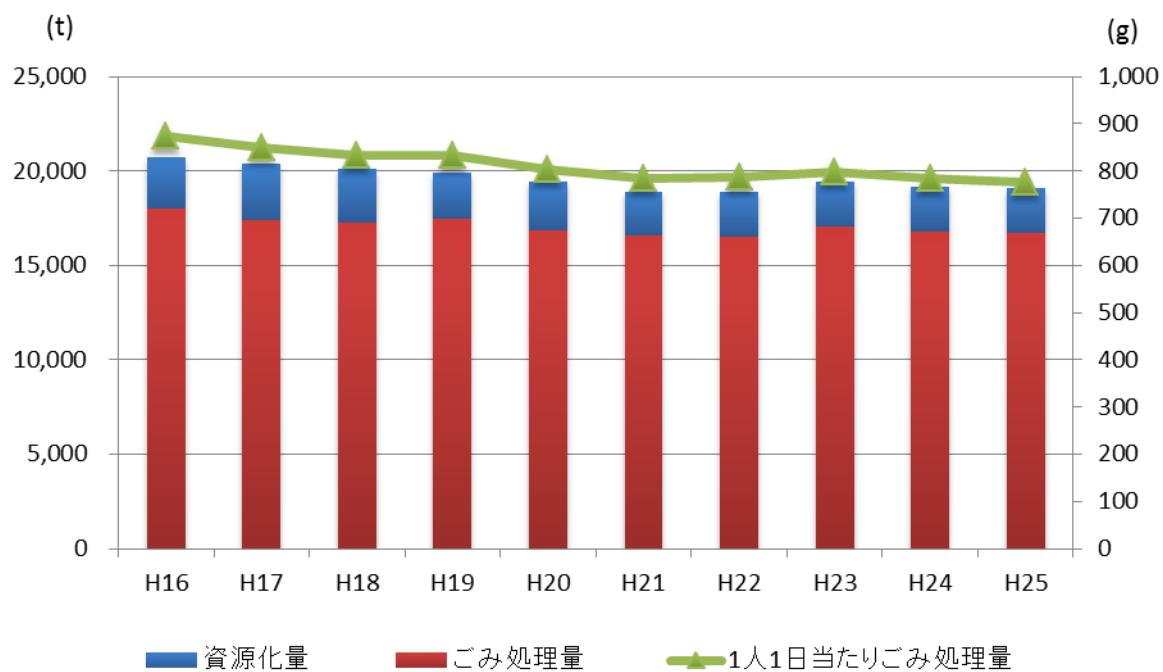
※ ごみ処理量 = ごみ排出量 - 資源化量 - 集団回収量

※ 人口は、各年度9月末日時点の住民基本台帳人口

※ 1人1日当たりごみ処理量 = ごみ処理量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

※ 各数値の小数点以下を四捨五入しているため、内訳と合計値で±1(t)の誤差が生じている場合がある

図 29 ごみ処理量の推移



(資料: 環境課)

表 77 ごみ処理経費の推移

年度	建設・改良費	処理及び維持管理費	その他	計	人口(人)	1人当たり経費(円)		
						古賀市	福岡県	全国
H15	126,383	713,754	14,847	854,984	56,265	15,196	14,417	15,400
H16	116,024	671,582	12,786	800,392	56,442	14,181	14,939	15,200
H17	0	647,276	12,981	660,257	56,269	11,734	17,178	15,000
H18	0	656,840	11,385	668,225	56,706	11,784	16,431	14,600
H19	0	656,481	31,120	687,601	57,180	12,025	17,178	14,600
H20	273	692,712	34,245	727,230	57,609	12,624	15,259	14,200
H21	0	759,367	29,068	788,435	57,852	13,628	14,501	14,300
H22	0	749,448	26,544	775,992	58,086	13,359		14,400
H23	0	759,166	32,789	791,955	58,338	13,575		14,100
H24	0	759,876	31,945	791,821	59,004	13,420		
H25					58,757			

※ 平成 25 年の人口を除く数値については、平成 26 年 6 月末時点未発表

(単位：千円)

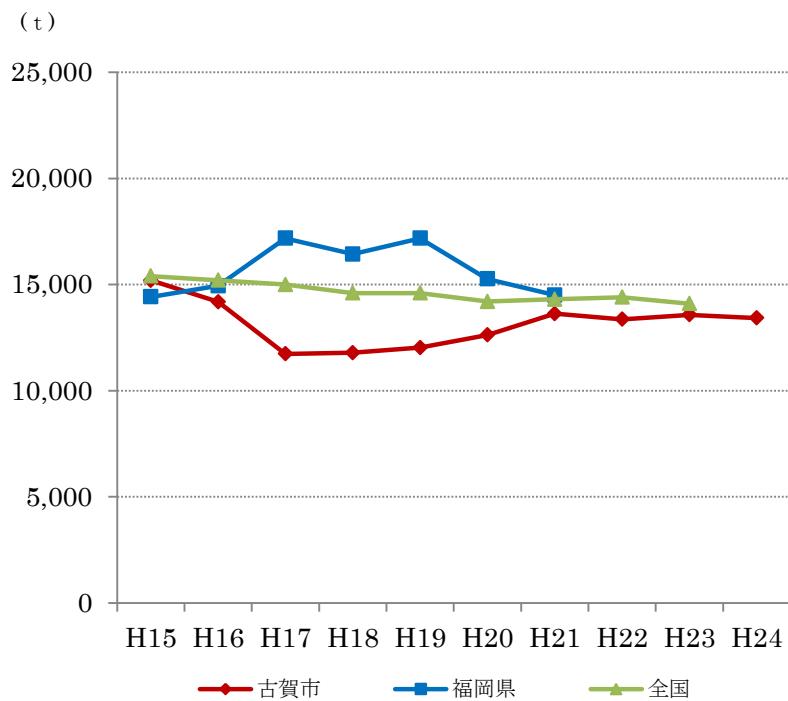
※ 人口は、各年度 9 月末日時点の住民基本台帳人口

※ 福岡県の 1 人当たり経費 = 市町村決算額の合計 ÷ 県人口

※ 全国の 1 人当たり経費 = (市町村決算額の合計 + 組合決算額の合計) ÷ 総人口

※ 平成 22 年度、平成 23 年度の福岡県、平成 24 年度の福岡県及び全国の 1 人当たり経費は、平成 26 年 6 月末時点未発表

図 30 ごみ処理経費の推移



(資料：平成 23 年度版日本の廃棄物処理 環境省、平成 21 年度版福岡県における一般廃棄物処理の現況 福岡県、環境課)

表 78 ごみ袋等販売枚数の推移

区分		H21	H22	H23	H24	H25
家庭用	大	898,200	901,500	859,500	912,600	940,500
	小	862,600	907,600	932,400	939,800	1,008,800
	ミニ	300,400	321,800	358,600	353,400	399,400
事業所用	大	426,400	416,400	416,600	436,600	427,600
	小	140,000	153,000	141,400	142,600	143,400
粗大ごみ処理シール		2,390	7,210	7,350	7,790	8,730

(単位：枚 資料：環境課)

表 79 環境美化行動の日実施状況

区分	H21	H22	H23	H24	H25
参加人数	-	-	-	261	-
タイヤ(本)	-	-	-	-	-
バッテリー(個)	-	-	-	-	-
ごみ量(kg)	-	-	-	1,040	1,340

※ 平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度は荒天のため中止

(資料：環境課)

※ 平成 24 年度はラブアース・クリーンアップと同時開催

表 80 ラブアース・クリーンアップ実施状況

区分	H21	H22	H23	H24	H25
参加人数(人)	385	358	-	261	354
燃えるごみ	356	356	-	179	542
プラスチック	-	-	-	-	-
空きびん	-	-	-	-	9
空き缶	-	-	-	-	27
燃えないごみ	75	57	-	45	36

※ 平成 23 年度は台風のため中止

(単位：袋 資料：環境課)

※ 平成 24 年度は環境美化行動の日と同時開催

プラスチックは燃えるごみ、缶・びんは燃えないごみとして計上

### 3 し尿処理

し尿については、公共下水道施設や農業集落排水処理施設の整備及び浄化槽の設置により水洗化を促進しています。

また、公共下水道施設等の整備により水洗化人口は増加しています。

表 81 し尿処理の状況

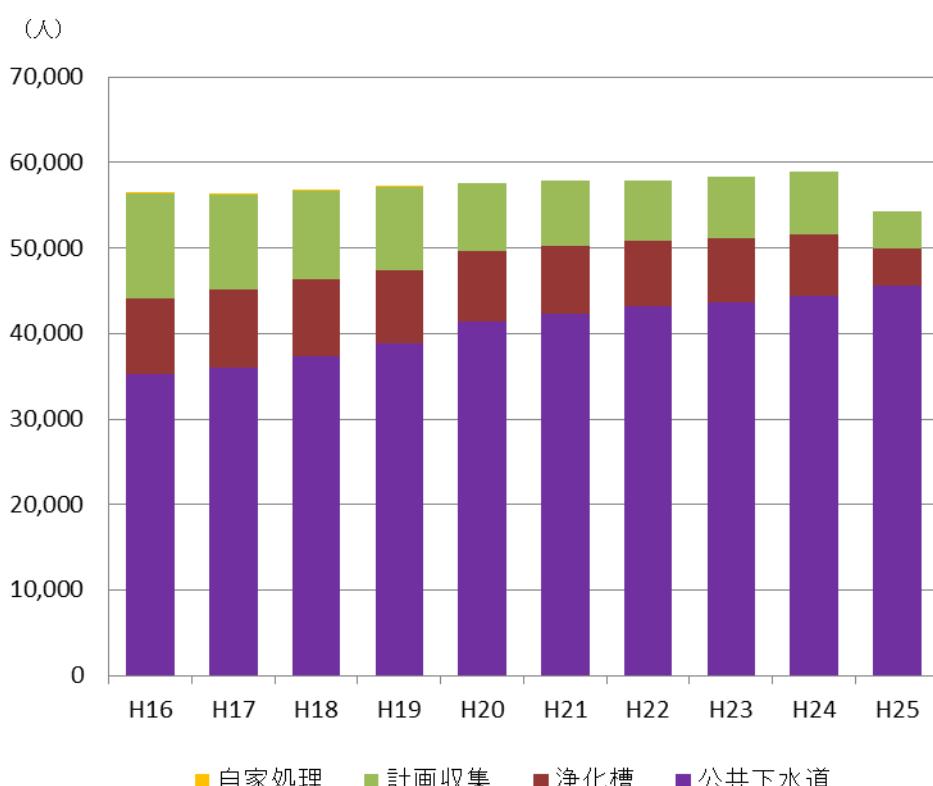
年度	水洗化			非水洗化			人口*
		公共下水道*	浄化槽		計画収集	自家処理	
H16	44,033	35,189	8,844	12,409	12,394	15	56,442
H17	45,101	36,046	9,055	11,168	11,157	11	56,269
H18	46,391	37,309	9,082	10,315	10,311	4	56,706
H19	47,402	38,872	8,530	9,778	9,776	2	57,180
H20	49,598	41,446	8,152	8,011	8,011	0	57,609
H21	50,255	42,348	7,907	7,597	7,597	0	57,852
H22	50,834	43,255	7,579	7,096	7,096	0	58,086
H23	51,144	43,619	7,525	7,194	7,194	0	58,338
H24	51,527	44,422	7,105	7,477	7,477	0	59,004
H25	54,401	45,598	4,356	4,356	4,356	0	58,757

\* 公共下水道：水洗便所から公共下水道施設または農業集落排水処理施設へ放流するもの

(単位：人)

\* 人口は、各年度9月末日時点の住民基本台帳人口

図 31 し尿処理の状況



(資料：環境課)

## 4 リサイクル

### (1) リサイクル

リサイクル率については、平成 17 年度まで上昇していましたが、平成 18 年度以降は減少傾向です。これは、飲料缶や金物の回収量が年々減少していることが主な原因と考えられます。

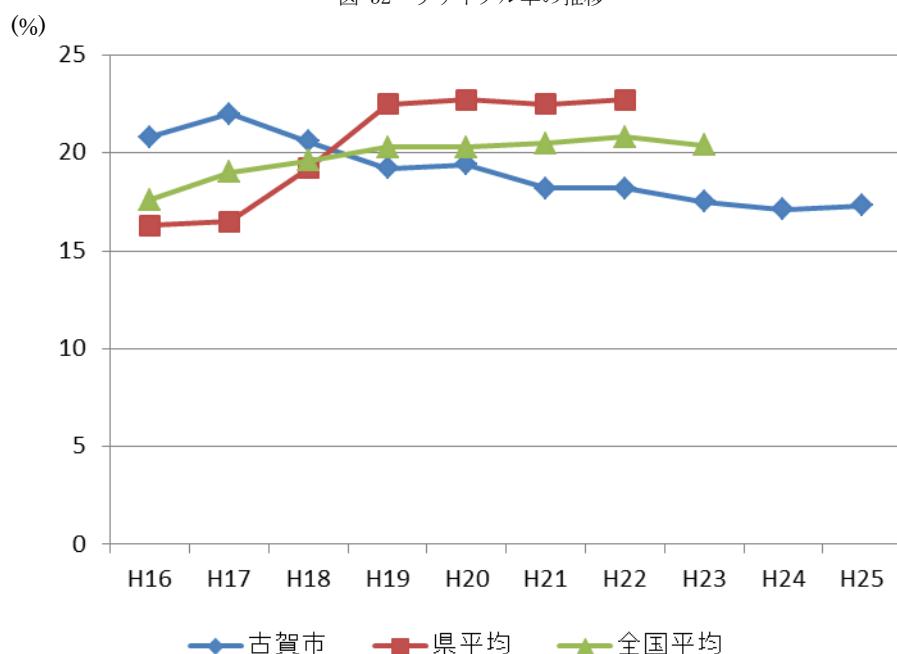
表 82 リサイクル率の推移

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
古賀市	20.8	22.0	20.6	19.2	19.4	18.2	18.5	18.0	17.4	17.3
県平均	16.3	16.5	19.2	22.5	22.7	22.5	22.7	22.2	21.8	
全国平均	17.6	19.0	19.6	20.3	20.3	20.5	20.8	20.6	20.4	

※リサイクル率 = (資源化総量 + 集団回収量) ÷ (処理総量 + 集団回収量) (単位 : %)

※平成 25 年度の福岡県及び全国のリサイクル率は、平成 26 年 7 月時点で未発表

図 32 リサイクル率の推移



(資料 : 平成 23 年度版日本の廃棄物処理 環境省、平成 24 年版環境白書 福岡県、環境課)

## (2) 分別収集

分別収集による回収量については、特に、飲料缶や金物の回収量が減少傾向にあります。これは地域の集団回収団体等による飲料缶等の自主回収量が年々増加していることが原因の一つと考えられます。

### ① 地域での取組

分別収集は、各地域の分別ステーションにおいて月1回実施しています。

分別品目は、飲料缶、びんなど12品目（陶磁器類を含む。）です。

### ② 市での取組

都合により地域の分別収集で出せなかつた方などを対象に、臨時的な分別収集をエコロの森で月3回実施しています。

表 83 分別収集回収量の推移

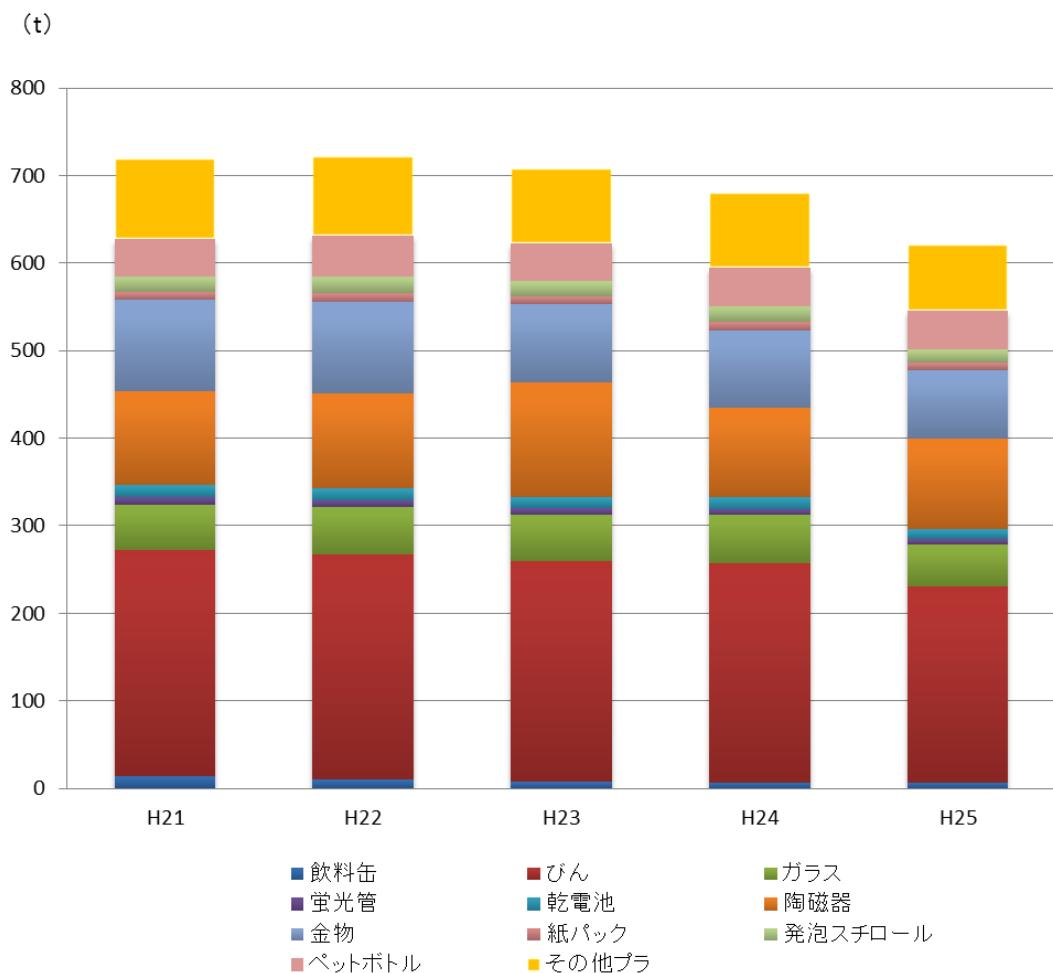
品目 (H15)	H21	H22	H23	H24	H25
飲料缶	13,410	9,760	8,170	6,930	6,250
びん	258,750	257,640	252,100	250,670	224,830
ガラス	52,330	53,970	53,190	54,490	47,750
蛍光管	7,990	7,870	7,360	6,990	6,240
乾電池	13,510	13,060	13,320	13,130	11,260
陶磁器	107,700	108,930	130,890	102,060	102,660
金物	104,550	104,150	88,990	88,960	79,060
紙パック	8,370	10,760	9,650	9,470	8,910
発泡スチロール*	17,890	18,720	17,520	17,730	15,330
ペットボトル	42,830	45,850	42,770	44,230	43,320
その他プラ*	92,670	90,930	85,510	85,200	76,300
合計	720,000	721,640	709,470	679,860	621,910

\* 発泡スチロール：発泡トレイ及び梱包材

\* その他プラ：その他プラスチック製容器包装

(単位：kg 資料：環境課)

図 33 分別収集回収量の推移



(資料：環境課)

### (3) 資源回収ボックスの設置

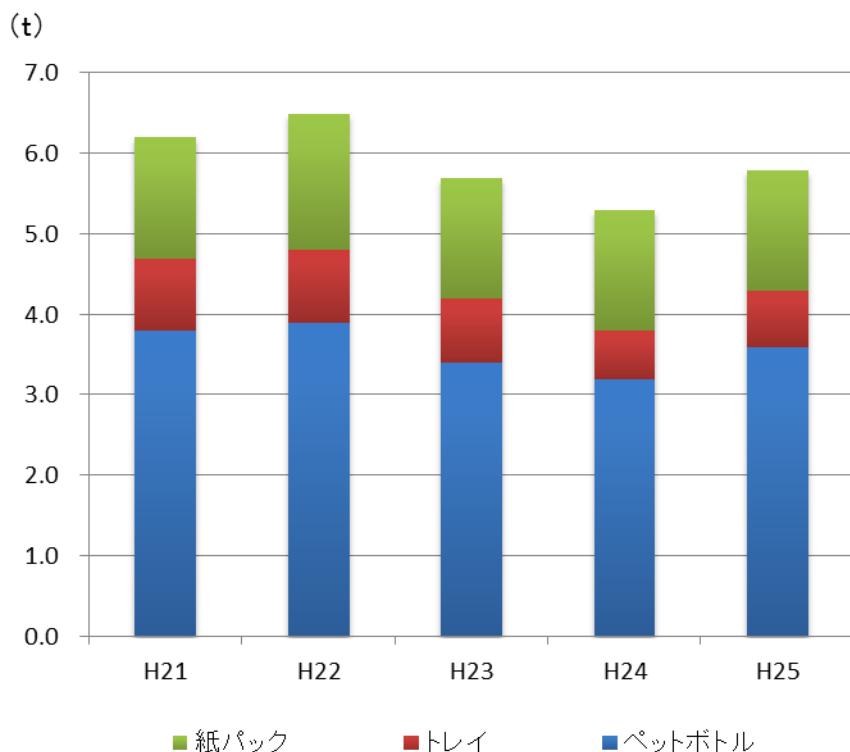
資源ごみのうち、ペットボトル、トレイ、紙パックについては、公共施設等に資源回収ボックスを設置し回収を行っており、再資源化の推進を図っています。

表 84 資源回収ボックス回収量の推移

年度	ペットボトル	トレイ	紙パック	計
H21	3,790	875	1,495	6,160
H22	3,888	887	1,726	6,501
H23	3,380	784	1,488	5,652
H24	3,240	640	1,505	5,385
H25	3,649	693	1,544	5,886

(単位 : kg)

図 34 資源回収ボックス回収量の推移



(資料 : 環境課)

#### (4) 古紙類等集団回収奨励金制度

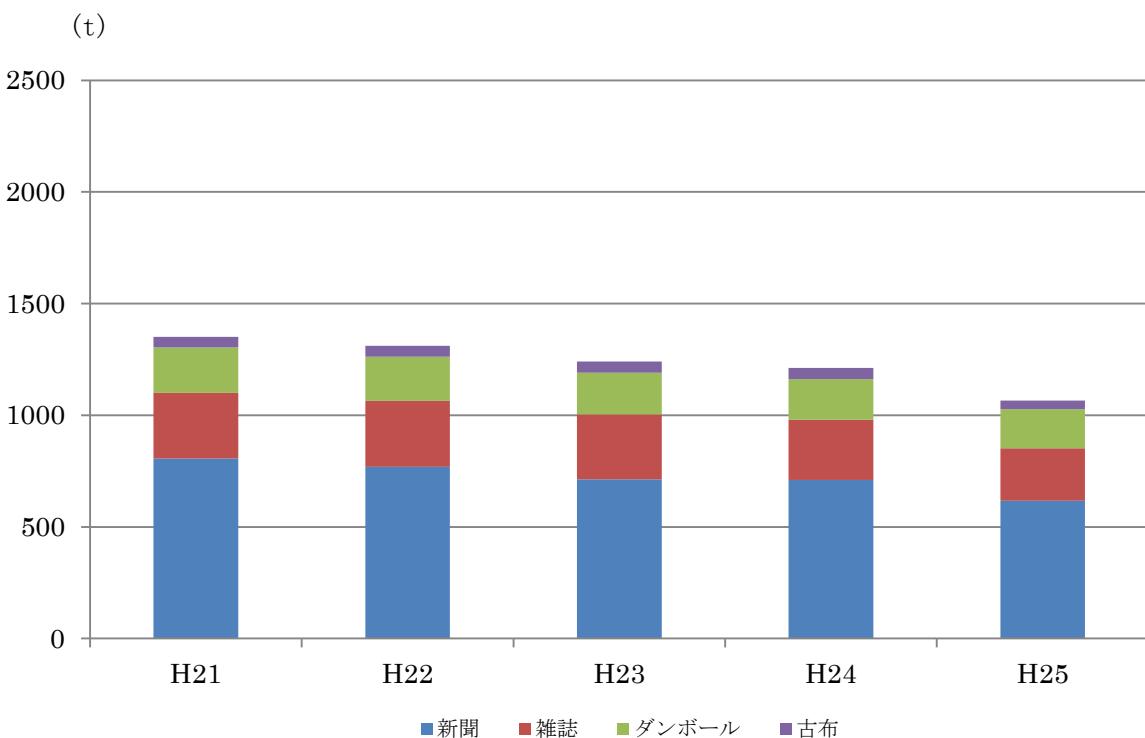
市内の子ども会、自治会等の集団回収を実施した団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付し、市民のごみ減量や再資源化に対する意識高揚及び再資源化の促進を図っています。集団回収量は、年々減少傾向にあります。

表 85 集団回収量の推移(奨励金交付分)

年度	新聞	雑誌	ダンボール	古布	合計
H21	806,250	293,870	204,130	47,320	1,351,570
H22	769,435	295,320	197,090	48,970	1,310,815
H23	712,810	291,780	185,450	51,090	1,241,130
H24	709,890	269,815	182,715	49,920	1,212,340
H25	616,930	235,610	174,960	38,600	1,066,100

(単位: kg)

図 35 集団回収量の推移



(資料: 環境課)

## (5) 古紙類等拠点回収

J A 粕屋北部プラザに第1倉庫、平成21年3月から千鳥ヶ池公園第2駐車場内に第2倉庫を設置し、再資源化の促進を図るため、分別品目がない古紙類5品目（新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、古着）について、業者と売買契約し回収しています。また、エコロの森で実施しております臨時の分別収集でも古紙類を取り扱い、併せて回収しています。

表 86 古紙類等（拠点回収）回収量（平成24年度）

場所	種別	H21	H22	H23	H24	H25
エコロの森・市役所・ サンコスモ古賀・ 学校給食センター ※	新聞	22,890	22,180	22,330	24,380	20,630
	雑誌・雑紙	29,000	29,800	31,410	33,480	24,650
	ダンボール	9,740	10,080	11,570	25,680	27,600
	古着	5,450	6,180	6,000	5,730	4,640
	シュレッダー	3,900	4,840	5,690	5,120	4,870
	合計	70,980	73,080	77,000	94,390	82,390
第1倉庫	新聞	24,780	30,980	36,790	33,960	33,820
	雑誌・雑紙	29,230	35,960	38,310	30,790	31,920
	ダンボール	11,760	14,470	15,840	14,720	19,900
	古着	13,040	15,990	17,750	17,140	19,300
	合計	78,810	97,400	108,690	96,610	104,940
第2倉庫	新聞	15,330	17,750	34,780	35,630	31,960
	雑誌・雑紙	17,300	19,160	36,540	32,060	28,150
	ダンボール	6,520	8,180	13,300	13,870	18,140
	古着	7,030	12,840	15,850	15,040	15,400
	合計	46,180	57,930	100,470	96,600	93,650

※ 平成22年10月よりサンコスモ古賀、平成24年4月より学校給食センターにおいても古紙類の回収を実施

(単位: kg 資料: 環境課)

## (6) 生ごみ処理機器購入補助制度

家庭から発生するごみの中でも高い割合（重量比）を占める生ごみを減量し堆肥化する電動式又は手動式の生ごみ処理機及びコンポスト化容器の購入費を補助し、家庭ごみの減量化を図っています。補助金額は20,000円を上限に、購入価格（本体価格）の2分の1を補助しています。

表 87 生ごみ処理機器補助数

年度	H21	H22	H23	H24	H25
実績	31	22	25	12	26

(単位: 件数 資料: 環境課)

## 5 不法投棄

### (1) 不法投棄パトロール

市内における不法投棄の未然防止及び状況把握のため、定期的にパトロールを行い、特に不法投棄が多発する場所では、不法投棄防止の看板や、のぼり旗を掲示することで不法投棄の防止を図っています。

対策として、パトロール件数を増加させ、効率的なパトロールに努めていることから、市民からの通報件数は減少傾向にあります。

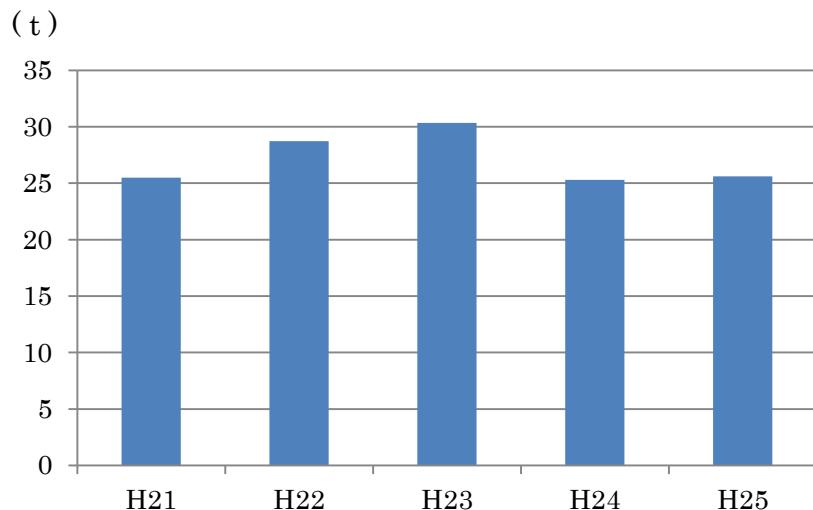
一方で弁当殻や缶、ビン、ペットボトルなどのポイ捨てが多く、回収件数は増加傾向にあります。

表 88 不法投棄パトロールや通報等により発見された不法投棄件数

年度	H21	H22	H23	H24	H25
パトロール件数	154	210	204	348	454
通報数	55	29	18	19	27
合計	209	239	222	367	481
回収件数	569	621	720	1,215	854
回収量 (t)	25.49	28.74	30.34	25.30	25.62

※ 回収件数は1回に複数の不法投棄物を回収した場合を含む

図 36 回収量の推移



不法投棄現場の状況



(資料：環境課)

## 8 上下水道

### 1 上水道

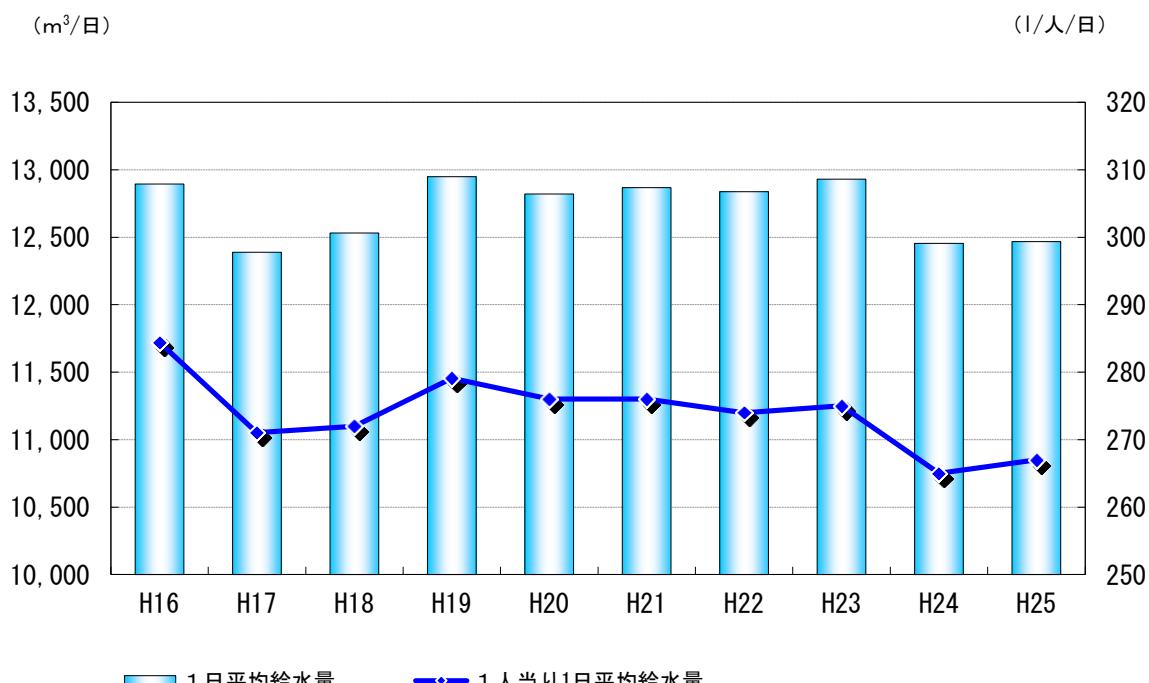
上水道の1人1日当たり平均給水量、年間給水量ともに減少傾向を示しています。古賀市の水源は、地下水、大根川からの取水、古賀ダムの貯水及び福岡地区水道企業団からの受水です。水の有効利用を図るための方策として、利用者への節水意識の啓発や漏水防止の取組を進めています。

表 89 上水道給水量等の推移

年度	給水人口 (人) A	行政区域内		給水区域内		給水戸数 (戸)	1日平均 給水量 (m <sup>3</sup> )	1人1日 当たり 平均給水量 (l)	年間 総給水量 (m <sup>3</sup> )
		人口(人) B*	率(%) A/B	人口(人) C	率(%) A/C				
H16	45,340	56,332	80.5	49,724	91.2	15,234	12,860	284	4,706,675
H17	45,709	56,511	80.9	49,885	91.6	15,384	12,389	271	4,522,004
H18	46,074	57,100	80.7	49,968	92.2	15,660	12,532	271	4,574,111
H19	46,399	57,658	80.5	50,141	92.5	15,940	12,949	279	4,739,465
H20	46,513	57,902	80.3	50,373	92.3	16,103	12,821	276	4,679,714
H21	46,696	58,287	80.1	50,825	91.9	16,276	12,868	276	4,696,665
H22	46,776	58,562	80.0	51,083	91.6	16,358	12,838	274	4,685,706
H23	46,937	58,888	79.7	51,365	91.4	16,573	12,931	275	4,732,777
H24	46,977	58,941	79.7	51,343	91.5	16,771	12,455	265	4,545,994
H25	46,743	58,451	80.0	50,940	91.8	16,806	12,468	267	4,550,760

\*行政区域内人口：各年度末の総人口

図 37 上水道給水量等の推移



(資料：水道課)

## 2 下水道

### (1) 公共下水道の整備

本市の公共下水道は公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全を図るため、昭和 41 年に事業認可を受けて以来、計画的に整備を進めています。平成 24 年度末現在の処理区域人口は 49,193 人、整備面積は 949.7ha となり、計画区域面積 (1,204.5 ha) の 78.8% の整備が完了し、水洗化率は 90.3% となっています。

平成 24 年度は、水再生センター（旧終末処理場）の機械設備・電気設備の更新工事と面的整備である庄処理分区の整備を行い、区域の拡大を図りました。

表 90 公共下水道普及状況（平成 24 年度）

処理分区名	認可面積 (ha)	整備面積 (ha)	整備率※ (%)	処理区域人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率※ (%)
北部	46.8	46.0	98.3	1,396	1,386	99.3
西部	28.1	27.1	96.4	2,080	2,073	99.7
南部	27.9	27.0	96.8	2,835	2,766	97.6
鹿部	31.0	31.0	100.0	1,803	1,803	100.0
東部	35.7	35.5	99.4	1,361	1,277	93.8
庄	113.8	101.3	89.8	5,103	4,112	80.6
前田第 1	44.6	44.6	100.0	3,770	3,770	100.0
前田第 2	41.3	34.8	84.3	1,741	1,741	100.0
鹿部第 2	14.1	14.1	100.0	1,065	1,065	100.0
京田	113.4	108.4	95.6	316	316	100.0
千鳥第 1	138.2	108.2	78.3	6,634	6,634	100.0
千鳥第 2	136.0	126.2	92.8	6,751	6,537	96.8
久保	34.3	30.3	88.3	1,247	1,059	84.9
高田	7.0	7.0	100.0	443	392	88.5
花見	106.5	97.6	91.7	8,148	6,961	85.4
筵内・久保	49.0	49.0	100.0	1,844	1,406	76.2
町川原・谷山	59.6	59.6	100.0	2,656	1,124	42.3
H24 年度末	1,027.3	949.7	92.4	49,193	44,422	90.3
H24 増加実績	60.5	60.9	-	2,714	803	-

※整備率：整備面積 / 認可面積

※水洗化率：水洗化人口 / 処理区域人口

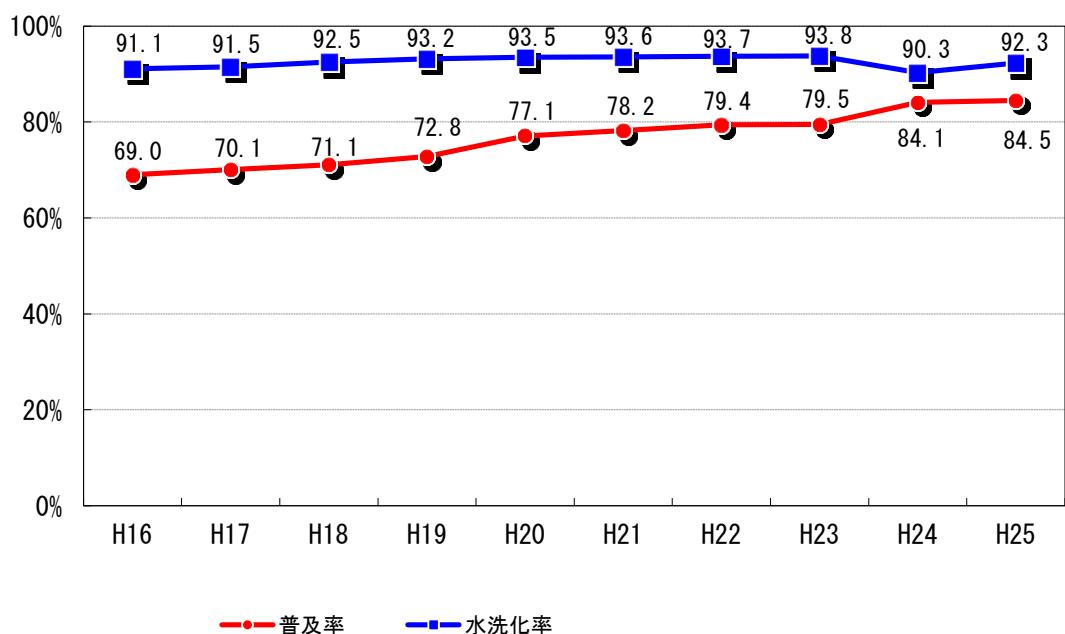
(資料：下水道課)

表 91 公共下水道整備状況

年度	人口※ A	下水道整備		水洗化		整備 区域 面積 (ha)	整備延長 (km)				1日最大 汚水量 (m <sup>3</sup> )	1日平均 汚水量 (m <sup>3</sup> )
		人口(人) B	率(%) B/A	人口(人) C	率(%) C/B		総延長	雨水管	污水管	合流管		
H16	56,038	38,643	69.0	35,189	91.1	736.8	202.1	47.1	118.4	36.6	20,690	15,245
H17	56,191	39,374	70.1	36,046	91.5	765.4	208.7	47.7	124.4	36.6	16,700	14,358
H18	56,732	40,337	71.1	37,309	92.5	782.7	213.9	47.8	129.5	36.6	21,767	18,078
H19	57,263	41,690	72.8	38,872	93.2	801.0	219.0	47.8	134.5	36.6	19,153	16,009
H20	57,509	44,320	77.1	41,446	93.5	855.1	238.1	47.9	153.6	36.6	20,024	16,498
H21	57,858	45,259	78.2	42,348	93.6	869.2	240.5	48.4	155.5	36.6	23,550	15,995
H22	58,156	46,150	79.4	43,255	93.7	886.2	245.3	48.4	160.3	36.6	24,353	17,680
H23	58,446	46,479	79.5	43,619	93.8	888.8	245.8	48.4	160.8	36.6	23,833	17,470
H24	58,941	49,193	83.4	44,422	90.3	949.7	266.0	48.4	181.0	36.6	24,315	17,319
H25	58,451	49,392	84.5	45,598	92.3	950.2	267.5	48.4	181.6	37.5	25,177	17,642

※人口：各年度末の住民基本台帳人口

図 38 公共下水道整備状況



(資料：下水道課)

## (2) 農業集落排水の整備

農業集落排水事業は、公共下水道事業区域外における生活環境の改善及び公共用水域や農業用水の水質保全を図るため、平成 12 年度から事業に着手しています。

平成 24 年度は、町川原・谷山処理区の公共下水道連携汚水管渠及び薦野・米多比処理区の汚水管渠整備を実施しました。

表 92 農業集落排水普及状況（平成 25 年度末）

処理区名	処理区域戸数	農業集落排水接続戸数	農業集落排水接続率
小山田	109 戸	104 戸	95.4 %

（資料：下水道課）

## (3) 合併処理浄化槽の設置補助

公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域以外の区域における河川等の水質汚濁防止や生活環境の保全を図るため合併処理浄化槽の設置を推進しており、市内在住の個人が所有する住宅に合併処理浄化槽を設置する場合の設置費用の一部を補助しています。

平成 24 年度は、34 基の合併処理浄化槽に対し補助を行いました。

表 93 合併処理浄化槽の設置状況（平成 25 年度）

人槽別	基数		
	交付金事業	市単独事業	計
5 人槽	15	0	15
7 人槽	2	0	2
10 人槽	1	0	1
11～15 人槽	0	0	0
計	18	0	18

（単位：基 資料：下水道課）

## 9 公園・緑地

### 1 公園

公園については、160ヶ所（うち都市公園120ヶ所）、54.16haが整備されており、市民1人当たりの公園面積は9.26m<sup>2</sup>となっています。

表 94 公園整備状況

都市公園								その他の公園		公園合計		1人当たり 公園面積 (m <sup>2</sup> /人)					
住区基幹公園				都市基幹公園		特殊公園*											
街区公園*		近隣公園*		地区公園*		総合公園*											
数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積						
79	2.91	30	6.35	9	19.44	1	18.74	1	0.15	40	6.56	160	54.16	9.26			

※都市公園の種類

(単位:数=ヶ所、面積=ha、資料:都市計画課)

街区公園: 街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

近隣公園: 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園

地区公園: 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園

特殊公園: 歴史公園・風致公園等の公園でその目的に則り配置された公園

総合公園: 都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園

### 2 花いっぱい運動

市民の連帯と創意工夫を育み、花でいっぱいの明るく豊かな心ふれあうまちづくりを推進することを行われている花いっぱい運動は、毎年度30以上の団体等が参加し、地域の美化・緑化に取り組んでいます。

表 95 花いっぱい運動実施団体数

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25
行政区	24	26	26	28	26	25
団体	12	10	12	10	10	12
合計	36	36	38	38	36	37

(資料: 総務課地域コミュニティ室)

### 3 10万本ふるさとの森づくり

「古賀市10万本ふるさとの森づくり」は古賀グリーンパークに未来に残る森を作ろうという思いから、第1回植樹行動の日（平成14年3月9日）に1,000人を越えるボランティアの方々が参加して始まりました。毎回、多くのボランティアの方々が参加しています。

平成25年度末までに、植樹・育林行動・間伐に参加された方々は19,037人であり、植樹は37,852m<sup>2</sup>に101,425本実施し、育林行動（下刈）では185,953m<sup>2</sup>の下草刈を実施しました。

表 96 古賀市10万本ふるさとの森づくり事業参加状況と実績

名 称	実施日	参加者数(人)	作業内容	実行面積(m <sup>2</sup> )
第1回植樹祭	H14. 3. 9	1,117	5,000本植樹	4,340
夏の育林	H14. 7. 13	170	下刈	4,340
秋の育林	H14. 10. 26	190	下刈	4,340
第2回植樹祭	H15. 3. 8	693	10,000本植樹	4,700
夏の育林	H15. 5. 17	150	下刈	9,040
秋の育林	H15. 9. 6	130	下刈	9,040
第3回植樹祭	H16. 3. 6	1,286	10,000本植樹	1,606
夏の育林	H16. 5. 15	350	下刈	10,646
秋の育林	H16. 10. 2	320	下刈	10,646
第4回植樹祭	H17. 3. 5	668	10,000本植樹	3,192
夏の育林	H17. 5. 14	300	下刈	9,498
秋の育林	H17. 10. 1	300	下刈	9,498
第5回植樹祭	H18. 3. 4	1,090	10,000本植樹	2,768
夏の育林	H18. 5. 13	155	下刈	7,566
秋の育林	H18. 9. 30	220	下刈	4,370
第6回植樹祭	H19. 3. 10	902	10,000本植樹	3,478
夏の育林	H19. 5. 19	300	下刈	4,063
秋の育林	H19. 9. 29	380	下刈	8,304
第7回植樹祭	H20. 3. 8	957	10,000本植樹	2,788
夏の育林	H20. 5. 20	350	下刈	7,403
秋の育林	H20. 9. 27	360	下刈	10,607
第8回植樹祭	H21. 3. 7	1,146	11,000本植樹	3,305
夏の育林	新型インフルエンザのため中止			
秋の育林	H21. 9. 26	450	下刈	7,204
第9回植樹祭	H22. 3. 6	916	14,000本植樹	5,282
夏の育林	H22. 5. 29	380	下刈	8,776
秋の育林	H22. 9. 25	470	下刈	6,741

名 称	実施日	参加者数(人)	作業内容	実行面積(m <sup>2</sup> )
第10回植樹祭	H23. 3. 5	1, 115	10, 000 本植樹	3, 563
夏の育林	H23. 5. 14	570	下刈	8, 821
医王寺山育林	H23. 7. 9	86	下刈	7, 274
秋の育林	H23. 10. 1	638	下刈	12, 740
医王寺山植樹祭	H24. 3. 3	355	1, 425 本植樹	2, 380
夏の育林	H24. 5. 12	559	下刈	5, 518
秋の育林	H24. 9. 29	695	下刈	7, 697
第1回間伐	H25. 3. 2	36	間伐	1, 645
夏の育林	H25. 5. 11	685	下刈	5, 372
秋の育林	H25. 10. 5	520	下刈	6, 449
第2回間伐	H26. 3. 1	28	間伐	447
累計		19, 037 人	101, 425 本	225, 447 m <sup>2</sup>

(資料: 都市計画課)

資料編

## 1 環境に関する基準

### 1 環境基準

#### (1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

備考 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

#### (2) 水質汚濁に係る環境基準

##### ・人の健康の保護に関する環境基準

物質	環境基準	物質	環境基準
カドミウム	0.003mg/l 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/l 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	ふつ素	0.8mg/l 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

・生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	環境基準				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/l 以上	—

備考 基準値は、日間平均値とする。

（3）地下水の水質汚濁に係る環境基準

・人の健康の保護に関する環境基準

物質	環境基準	物質	環境基準
カドミウム	0.003mg/l 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	チウラム	0.006mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/l 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	ふつ素	0.8mg/l 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

(4) 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1l につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1l につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1l につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1l につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1l につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1l につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1l につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1l につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1l につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1l につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1l につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1l につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1l につき 0.01mg 以下であること。
ふつ素	検液 1l につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1l につき 1mg 以下であること。

## (5) 騒音に係る環境基準

### ・道路に面する地域以外の地域

地域の類型	環境基準	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A A	50 dB以下	40 dB以下
A及びB	55 dB以下	45 dB以下
C	60 dB以下	50 dB以下

### ・道路に面する地域

地域の区分	環境基準	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

### ・幹線道路を担う道路に近接する空間

環境基準	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 dB以下	65 dB以下

## (6) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質の汚染を除く。）	1 pg-TEQ/l以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土壤	1,000 pg-TEQ/g以下

備考 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所について適用しない。  
 2 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
 3 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
 4 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。  
 5 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。  
 6 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

## 2 その他の基準

### (1) 騒音規制法に基づく規制基準

#### ・規制区域及び要請限度の区域の区分

都市計画法の用途地域（例示）	騒音規制法の規制区域	要請限度の区域
第1種低層住宅専用地域 第2種低層住宅専用地域 第1種中高層住宅専用地域 第2種中高層住宅専用地域	第1種区域	a区域
第1種居住地域 第2種居住地域 準居住地域 市街化調整区域等	第2種区域	b区域
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種区域	C区域
工業地域 工業専用地域 臨海地区	第4種区域	

#### ・特定工場等の規制基準

時間 区域	昼間 (8:00～19:00)	朝・夕 (6:00～8:00・19:00～23:00)	夜間 (23:00～6:00)
第1種区域	50dB以下	45dB以下	45dB以下
第2種区域	60dB以下	50dB以下	50dB以下
第3種区域	65dB以下	65dB以下	55dB以下
第4種区域	70dB以下	70dB以下	65dB以下

#### ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

基準の区分		基準値	備考
特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ		85dB	
作業ができない時間	第1号区域	19時～7時	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。
	第2号区域	22時～6時	
1日の作業時間	第1号区域	10時間以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。
	第2号区域	14時間以内	
連続して作業を行う期間		6日以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。
日曜休日における作業		禁止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。

#### ・自動車騒音に対する要請限度

	区域の区分	要請限度	
		昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
I	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
II	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
III	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB
IV	幹線道路を担う道路に近接する区域 (IVに該当する場合、I～IIIは適用しない。)	75dB	70dB

## (2) 振動規制法に基づく規制基準

### ・特定工場等の規制基準

区域	時間 昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第1種区域	60dB以下	55dB以下
第2種区域	65dB以下	60dB以下

### ・特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

基準の区分	基準値	備考
特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ	75dB	
作業ができない時間	第1号区域 19時～7時	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。
	第2号区域 22時～6時	
1日の作業時間	第1号区域 10時間以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。
	第2号区域 14時間以内	
連続して作業を行う期間	6日以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。
日曜休日における作業	禁止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。

### ・道路交通振動に対する要請限度

区域	時間 昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第1種区域	65dB以下	60dB以下
第2種区域	70dB以下	65dB以下

## (3) 水浴場水質基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA (検出限界2個/100ml)	不検出 油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は3mg/l以下)	全透 (1m以上)
	水質A 100個/100ml以下	油膜が認められない	2mg/l以下 (湖沼は3mg/l以下)	全透 (1m以上)
可	水質B 400個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/l以下	1m未満～50cm以上
	水質C 1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/l以下	1m未満～50cm以上
不適	1,000個/100ml超	常時油膜が認められる	8mg/l超	50cm未満

#### (4) レッドデータカテゴリー

##### 「絶滅 (E X)」

基本概念	定性的要件
我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、我が国ではすでに絶滅したと考えられる種

##### 「野生絶滅 (E W)」

基本概念	定性的要件
飼育・栽培下でのみ存続している種	<p>過去に我が国に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、我が国において野生ではすでに絶滅したと考えられる種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <p>①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。</p> <p>②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。</p> <p>【情報量が少ないもの】</p> <p>③過去 50 年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。</p>

##### 「絶滅危惧 I 類 (C R + E N)」

基本概念	定性的要件
絶滅の危機に瀕している種  現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。	<p>次のいづれかに該当する種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <p>①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。</p> <p>②既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。</p> <p>③既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</p> <p>④ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。</p> <p>【情報量が少ないもの】</p> <p>⑤それほど遠くない過去(30 年～50 年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。</p>

##### 「絶滅危惧 I A 類 (C R)」

定性的要件	定量的要件
ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。	<p>A. 次のいづれかの形で個体群の減少がみられる場合</p> <p>1. 最近 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があったと推定される。</p> <p>2. 今後 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、80%以上の減少があると予測される。</p> <p>B. 出現範囲が 100 km<sup>2</sup> 未満もしくは生息地面積が 10 km<sup>2</sup> 未満であると推定されるほか、次のうち 2 つ以上の兆候が見られる場合。</p> <p>1. 生息地が過度に分断されているか、ただ 1 カ所の地点に限定されている。</p> <p>2. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。</p> <p>3. 出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。</p> <p>C. 個体群の成熟個体数が 250 未満であると推定され、さらに次のいづれかの条件が加わる場合。</p> <p>1. 3 年間もしくは 1 世代のどちらか長い期間に 25% 以上の継続的な減少が推定される。</p> <p>2. 成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ個体群が構造的に過度の分断を受けるか全ての個体が 1 つの亜個体群に含まれる状況にある。</p> <p>D. 成熟個体数が 50 未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、10 年間、もしくは 3 世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が 50% 以上と予測される場合。</p>

「絶滅危惧 I B 類 (E N)」

定性的要件	定量的要件
I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	<p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少がみられる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>最近 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があったと推定される。</li> <li>今後 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、50%以上の減少があると予測される。</li> </ol> <p>B. 出現範囲が 5,000 km<sup>2</sup> 未満もしくは生息地面積が 500 km<sup>2</sup> 未満であると推定されるほか、次のうち 2 つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生息地が過度に分断されているか、5 以下の地点に限定されている。</li> <li>出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。</li> <li>出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。</li> </ol> <p>C. 個体群の成熟個体数が 2,500 未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 年間もしくは 2 世代のどちらか長い期間に 20%以上の継続的な減少が推定される。</li> <li>成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ個体群が構造的に過度の分断を受けるか全ての個体が 1 つの亜個体群に含まれる状況にある。</li> </ol> <p>D. 成熟個体数が 250 未満であると推定される個体群である場合。</p> <p>E. 数量解析により、20 年間、もしくは 5 世代のどちらか長い期間における絶滅の可能性が 20%以上と予測される場合。</p>

「絶滅危惧 II 類 (V U)」

基本概念	定性的要件	定量的要件
絶滅の危機が増大している種  現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」に移行することが確実と考えられるもの。	次のいずれかに該当する種  【確実な情報があるもの】 ①大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 ②大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 ③大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。	<p>A. 次のいずれかの形で個体群の減少がみられる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>最近 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、20%以上の減少があったと推定される。</li> <li>今後 10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間を通じて、20%以上の減少があると予測される。</li> </ol> <p>B. 出現範囲が 20,000 km<sup>2</sup> 未満もしくは生息地面積が 2,000 km<sup>2</sup> 未満であると推定されるほか、次のうち 2 つ以上の兆候が見られる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生息地が過度に分断されているか、10 以下の地点に限定されている。</li> <li>出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に継続的な減少が予測される。</li> <li>出現範囲、生息地面積、成熟個体数等に極度の減少が見られる。</li> </ol> <p>C. 個体群の成熟個体数が 10,000 未満であると推定され、さらに次のいずれかの条件が加わる場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>10 年間もしくは 3 世代のどちらか長い期間内に 10%以上の継続的な減少が推定される。</li> <li>成熟個体数の継続的な減少が観察、もしくは推定・予測され、かつ個体群が構造的に過度の分断を受けるか全ての個体が 1 つの亜個体群に含まれる状況にある。</li> </ol> <p>D. 個体群が極めて小さく、成熟個体数が 1,000 未満と推定されるか、生息地面積あるいは分布地点が極めて限定されている場合。</p> <p>E. 数量解析により、100 年間における絶滅の可能性が 10%以上と予測される場合。</p>

「準絶滅危惧 (N T)」

基本概念	定性的要件
生存基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。具体的には分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。 a. 個体数が減少している。 b. 生息条件が悪化している。 c. 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 d. 交雑可能な別種が進入している。

「情報不足 (DD)」

基本概念	定性的要件
評価するだけの情報が不足している種	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種 a. どの生息地においても生息密度が低く希少である。 b. 生息地が局限されている。 c. 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 d. 生活史の一部または全部で特殊な環境条件を必要としている。

(5) 植生自然度

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナーミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群集、クヌギーコナラ群落等、一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畠、茶畠、苗圃等の樹園地
2	畠地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

## 2 用語解説

### あ行

#### 維管束植物

○維管束植物とは、水分や体内物質の移動通路となる管状の組織（維管束）を持つ植物で、シダ植物や種子植物の総称です。

#### 一般細菌

○一般細菌というのは特定の細菌を指すのではなく、いわゆる雑菌をいいます。病原性がないものがほとんどで、汚染された水では明らかにその数が増えます。病原菌は通常、他の細菌に比較して、塩素に対する抵抗力が弱いので、一般細菌を汚染の指標としています。地下水の中の一般細菌数はあまり変化しないので、急に増えた時は、汚染されたおそれがあるといえます。

#### SS（浮遊物質量）

○SSとは Suspended Solid（懸濁物質）の略称で、水中に浮遊している物質の量のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ります。数値（mg/1）が大きい程、その水の濁りが多いことを示します。

### 温室効果ガス

○大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスは大気中に極微量存在しており、地球の平均気温は約15℃に保たれていますが、仮にこのガスがないと-18℃になってしまいます。1998（平成10）年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の6種類のガスが温室効果ガスとして定められています。

### か行

#### 合併処理浄化槽

○し尿と共に台所、風呂などからの生活雑排水を処理する浄化槽です。（浄化槽とは、し尿や生活雑排水を沈でん分解あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって処理し、それを消毒し、放流する小型の施設です。各家庭や団地単位で設置されます。）

#### 環境基準

○環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいいます。現在、環境基準は、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壤汚染の4分野について定められています。

## 環境保全型農業

○環境保全型農業とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」をいい、有機農業や減農薬農業もその手法のひとつとされています。

## グリーン購入

○環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入することをいいます。

## 光化学オキシダント(Ox)

○大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されています。

## こどもエコクラブ

○環境省が全国の小中学生を対象として、楽しく継続的な環境活動・学習を行う機会を提供する事業です。登録した会員には、1年を通じて環境を守る自主活動（エコロジカルあくしょん）を進めるための情報提供などを無料で行っています。

# さ行

## COD（化学的酸素要求量）

○CODとはChemical Oxygen Demandの略であり、海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物等汚染源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/lで表したものです。数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示します。

## 市街化区域

○都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域と市街化調整区域を定めることとされており、市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされています。

## 市街化調整区域

○市街化調整区域とは、都市計画区域のうち、都市的な土地利用以外の土地利用、即ち農林業的土地利用あるいは自然的土地利用を保全していく必要性が高い区域であり、市街化を抑制すべき区域をいいます。

## 自然公園法

○優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする法律で、この法律に基づく自然公園には、国立公園、国定公園（環境大臣が指定）、都道府県立自然公園（都道府県知事が条例に基づき指定）があります。自然公園には特別地

域と普通地域があり、特別地域内における各種行為には、国立公園については環境大臣、国定公園及び都道府県立自然公園については都道府県知事の許可が必要です。

### **振動規制法**

○工場・事業場と建設現場において発生する相当範囲にわたる振動について規制し、また道路交通振動に係る要請の措置を定めて、生活環境保全と健康保護に資することを目的とする法律です。地域を指定して規制しています。

### **森林法**

○森林の保続培養と森林生産力の増進を図るため、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定める法律で、地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為を行う場合には、都道府県知事の許可が必要です。

### **騒音規制法**

○工場・事業場と建設現場において発生する相当範囲にわたる騒音について規制し、また自動車騒音の許容限度を定めて、生活環境保全と健康保護に資することを目的とする法律です。地域を指定して規制しています。

## **た行**

### **ダイオキシン類**

○塩素を含む有毒な有機化合物のポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾーフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーP C B）の総称です。

### **大腸菌群数**

○ほとんどの種類の大腸菌は病原性はなく、人の腸内にも多く存在しており、ふんと共に排出されます。これらの検出検査は精度が高いので、赤痢菌等腸管系病原細菌による汚染の有無の間接的指標として利用されています。大腸菌群の数を表す単位として「MPN」を使うことがあります、これは「最確数」とよび、確率論によって算出された大腸菌群の数を示しています。

### **地球温暖化**

○人間の諸活動から発生する二酸化炭素などの温室効果ガスにより、地球の気温が上昇し、それによってさまざまな気候変動が生じる現象のことです。

### **地球温暖化対策の推進に関する法律**

○地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする法律です。

## 地産地消

○地産地消とは、「地域で生産された食べ物（農産物）を、地域内または出来る限り近い地域で消費すること」をいいます。狭義には、地域で生産された農産物をその地域の消費者に提供することにありますが、産地と消費者との物理的な距離だけでなく、心理的な距離を縮めることも含めると、例えば、都市部の消費者が農村部の直売所等を訪れて農産物を購入する行為も地産地消に含めることができます。また、都市部の消費者が農村部の市民農園で自らの食料を生産するという行為も、広い意味で地産地消に含まれるとされています。

## 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

○鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて獵具の使用に係る危険を予防することによって、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図ることを目的とする法律です。

## 鳥獣保護区

○環境大臣または都道府県知事が、鳥獣の保護繁殖を図るため必要があると認めるとき、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定する区域です。区域内では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な対策が行われます。

## DO（溶存酸素）

○DOとはDissolved Oxygenの略称で、水中に溶けている酸素量のことをいいます。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分で、汚れの程度によっても変化します。汚染度の高い水中では、消費される酸素の量が多いので溶存酸素量は少なくなります。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和となります。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって不可欠のものであり、一般に魚が生息するために必要な溶存酸素量は5 mg/Lといわれています。

## 等価騒音レベル

○一定時間内に測定された多数の騒音データを、エネルギー量で平均して何デシベル（dB）の騒音に相当するかを求めたものです。

## 透明度

○水の濁りや着色の度合いで、これは透視度計の底部において0.5 mm線の複十字が初めて明らかに読めるときの高さ(cm)を度で表したものです。

## 都市計画区域

○都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法や関連する法令の適用がなされる区域です。都市計画区域は、行政区域にとらわれるものではなく、自然的、社会的条件など総合的な見地から、実質的に一体の都市として、総合的に整備、開発または保全する必要がある区域について都道府県が指定します。

## な行

### 75%値（75%水質値）

○年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値としています。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、この75%値を用います。

### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

○燃料中の硫黄（S）分が酸化燃焼され、ほとんどSO<sub>2</sub>として排出されます。無色刺激臭のある気体で粘膜質、特に気道に対する刺激作用が重視されています。

### 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

○一酸化窒素（NO）とその2分の1体積の酸素との作用、あるいは硝酸鉛または硝酸銅の固体を熱すると発生し、赤褐色、刺激性ガスとして最も特色があります。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり烈しくないため危険で、急性中毒死の例が多く報告されています。作用は遅発性で高濃度ガス呼吸後数時間以上経過して突然強い症状が現れます。障害は一般に一過性であり、慢性中毒の有無についてはまだ明らかではありません。

### 日平均値の98%値

○年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものです。

### 日平均値の2%除外値

○年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値です。

### 農業集落排水

○農業集落における農業用水路の水質保全、農業用排水施設の機能を維持または農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための事業で、小規模下水道施設の整備が対象となるものです。

## は行

### PRTR（化学物質排出移動量届出制度）

○ PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に1回届け出ます。行政機関は、そのデータを整理、集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表します。PRTRによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができます。諸外国でも導入が進んでおり、日本では1999（平成11）年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により制度化されました。

### PM2.5（微小粒子状物質）

○大気中に浮遊している  $2.5 \mu m$  ( $1 \mu m$  は  $1mm$  の千分の1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM:  $10 \mu m$  以下の粒子) よりも小さな粒子です。PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの  $1/30$  程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

### BOD（生物化学的酸素要求量）

○BODとは Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のことです。単位は一般的に  $mg/1$  で表します。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。環境基準の達成状況は75%値（年間の日間平均値のデータn個をその値の小さいものから順に並べたときの  $0.75 \times n$  番目のデータ値）で評価します。

### ふん便性大腸菌群数

○水中で大腸菌群として検出される菌群の中には、ふん便由来でない菌群も多く含まれるため、特にふん便による汚染を示すために導入された指標で、大腸菌群よりも高い培養温度で培養します。

### pH

○溶液中の水素イオンの濃度をいいます。溶液1L中の水素イオンのグラム当量数で表し、一般には  $pH = -\log [H^+]$  として定義されます。pH = 7が中性、pH < 7が酸性、pH > 7がアルカリ性です。特殊な例（温泉など）を除いて河川水等の表流水は中性付近のpH値を示します。水道用水として望ましい水質はpH 6.5～8.5の範囲です。

### 保安林

○水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備など11類類の公共目的を達成するため、森林法に基づき指定されている特定森林のことです。

## や行

### 有害化学物質

○化学物質とは、元素及び化合物の総称（放射性物質を除く。）であり、有害化学物質とは、このうち次のような有害性をもつものと捉えられます。①人の健康を損なう次の性質を持つ（慢性毒性、発ガン性、生殖、発生毒性、催奇形性など）②動植物の生息・生育に支障を及ぼす③オゾン層を破壊するなどです。

## ら行

### レッドデータブック

○絶滅のおそれのある動植物の種を国又は地域単位で選定し、リストとしてまとめたものです。環境省レッドデータブックのカテゴリ一覧は以下のとおりで、福岡県レッドデータブックも基本的には環境省のカテゴリを採用しています。

### 3 古賀市環境基本条例

#### 古賀市環境基本条例

平成16年条例第17号

犬鳴の山並みを東に望み、白砂青松の連なる玄界灘を背に起伏に富んだ地勢の中で、私たちのまち古賀は、豊かな自然の恵みの下に、生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、私たちの生活に便利さと物質的な豊かさをもたらした今日の社会経済活動は、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に発生させることにより拡大し続けてきた結果、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を荷っている。

私たちは、私たちを取り巻く環境が有限であることを深く認識した上で、日常の生活行動及び社会経済活動が環境へ影響を与えていていることを自覚し、資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない循環型社会が構築されるよう、新たな取組を進めなければならない。

私たちは、それぞれの責任と役割の下に、英知を出し、協力・協働して、豊かな環境を保全し、創造していくとともに、人と自然が共生し、持続的に発展することができる環のまちを実現するため、ここに、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものという。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

##### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っていることを踏まえ、市民が、環境に関する情報を共有し、これに伴う市政への参加を通じて、健全で恵み豊かな環境の恵澤を将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図ることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、社会経済活動その他の活動による環境への負荷の少ない、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相互に協力・協働して推進されなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ、地域での取組として行われるとともに、広域的に協力・連携して行わなければならない。

##### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用並びにエネルギーの有効利用を行うことにより積極的に環境への負荷を低減する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活における環境への負荷を低減する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協力・協働していかなければならない。

第2章 施策の策定等に係る基本方針

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の個性を生かした都市景観の形成及び歴史・文化的環境の保全が図られること。
- (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。

第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第24条に定める古賀市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、環境の状況及び市が講じた環境施策の実施状況を明らかにするため、報告書を作成し、これを公表するとともに、これに対する市民の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 推進施策

## 第1節 環境への負荷の低減に資する施策

### (公害等の防止)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障（公害を除く。）を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (公共的施設の整備等)

第13条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、市は、人と自然との豊かな触れ合いの確保に資する公共的施設の適正な整備及び健全な利用を図る事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

### (自然環境の保全と再生)

第14条 市は、環境保全型農業（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第2条に規定する持続性の高い農業生産方式による農業をいう。）の普及、地産地消の促進その他の地域固有の里地里山の豊かな自然環境の保全及び再生に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

### (開発事業等に係る環境への配慮)

第15条 市は、自然環境を保全することが特に必要な地域において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が策定する計画について、その計画が環境に適正に配慮されたものとなるように、必要な規制の措置を講ずるものとする。

### (環境影響評価の推進)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (資源の循環的な利用等の促進)

第17条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

### (環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第18条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

### (経済的措置)

第19条 市は、市民又は事業者（以下「市民等」という。）が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する取組又は活動を促進するため、必要があると認めるときは、助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、必要があると認めるときは、市民等に対し適正かつ公平な経済的負担を課すことについて調査及び研究を行い、その措置を講ずるものとする。

## 第2節 市民等による環境の保全及び創造に関する活動を促進する施策

### (環境教育等の振興)

第20条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等が行う環境の保全及び創造に関する活動の意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境教育等」という。）の振興を図るものとする。

2 前項の場合において、市民等に対する環境教育等の振興に当たっては、市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）との協働を図りながら、必要な施策を推進するよう努めるものとする。

### (民間団体等の自発的な活動の推進)

第21条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

### (情報の提供)

第22条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境教育等の振興並びに民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

### 第3節 地球環境保全のための施策の推進

#### (地球環境保全のための施策の推進)

第23条 市は、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

#### 第5章 推進及び調整体制等

##### (環境審議会)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、古賀市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

##### (民間団体等の施策への参加)

第25条 市は、民間団体等が環境の保全及び創造に関する施策について意見を述べるように、必要な措置を講ずるものとする。

##### (監視体制等の整備)

第26条 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要な体制の整備に努めるものとする。

##### (施策推進の府内体制の整備)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関及び部課相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。

##### (民間団体等との協力・協働)

第28条 市は、民間団体等との協力・協働により、環境の保全及び創造に関する施策の推進に取り組むため、必要な措置を講ずるものとする。

##### (国及び他の地方公共団体との協力)

第29条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (環境基本計画の経過措置)

2 この条例の施行の際既に定められている環境基本計画は、第9条第1項から第5項までの規定に基づき定められたものとみなす。

##### (古賀市環境審議会条例の廃止)

3 古賀市環境審議会条例（平成14年条例第26号）は、廃止する。

##### (古賀市環境審議会委員の経過措置)

4 この条例の施行の際現に廃止前の古賀市環境審議会条例の規定に基づき委嘱されている委員は、第24条第5項の規定により委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成17年3月4日までとする。



古賀市環境報告書

(平成 26 年版)

～平成 25 年度に講じた施策と環境の状況及び 10 年間の総括～

発 行：平成 26 年 9 月

発行元：福岡県古賀市市民部環境課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東 1-1-1

TEL 092-942-1111 FAX 092-942-3758

E-mail [kankyo@city.koga.fukuoka.jp](mailto:kankyo@city.koga.fukuoka.jp)